

台北市政府



外国人ガイドブック



台北市政府

2019年12月發行

もくじ

| | |
|--|-----------|
| I. 台北市政府警察局 | 1 |
| 一・外国人のための注意事項 | 1 |
| 二・「北市警政」アプリ | 2 |
| 三・「台北市政府市民サービス台プラットフォーム(警察局申請案件) | 5 |
| 四・警察刑事記録証明 | 6 |
| 五・交通 | 10 |
| (一) 交通事故の処理方法 | 10 |
| (二) 交通安全の注意 | 13 |
| 六・台北市政府警察局交通警察大隊のサービス項目 .. | 14 |
| 七・台北市政府警察局交通警察大隊フェイスブック .. | 14 |
| 八・飲酒運転の罰則 | 15 |
| 九・詐欺対策 | 15 |
| 十・女性と児童の安全 | 17 |
| 十一・家庭内暴力と性的侵害の受理 | 17 |
| 十二・積極的な事件処理 | 18 |
| 十三・治安風水師による鑑定(空き巣防止アドバイザー) | 20 |
| 十四・聴覚障害者のための携帯メールサービス | 20 |
| 十五・安全のための注意事項 | 20 |
| 十六・その他のサービス | 22 |
| (一) 遺失物の問合わせ | 22 |
| (二) 台北市民ホットライン「1999」 | 23 |
| (三) 外国人在台生活サービスホットライン | 23 |
| (四) 台北市政府警察連絡先 | 24 |
| (五) 台北市政府警察局各分局所属派出所コード番号 | 25 |
| II. 労働局 | 28 |
| 一・我が国の労働基準法における賃金、労働時間、休暇 願い、休暇に関する規定 | 28 |
| 二・外国人移住労働者の入境後および在留中に行なう こと | 30 |

| | |
|----------------------------|-----------|
| 三・外国人移住労働者の安全、衛生 | 32 |
| 四・労資争議の処理 | 32 |
| 五・職場のセクシャル・ハラスメント | 34 |
| 六・外国人の求職時の注意事項 | 35 |
| 七・外国人労働者の相談サービス | 35 |
| III. 社会局 | 37 |
| 一・各種連絡先 | 37 |
| 二・福祉サービス | 37 |
| 三・保護サービス | 40 |
| 四・セクシャル・ハラスメントの防止 | 43 |
| 五・各区の社会福祉センター(社会福利服務中心) | 43 |
| 六・女性のための福祉機関 | 44 |
| 七・ひとり親家庭のサポート機関 | 45 |
| 八・未成年の妊娠の相談窓口 | 45 |
| 九・女性の一時的な居住サポート機関 | 46 |
| 十・新移民のサポート | 46 |
| 十一・各区高齢者サービスセンター | 46 |
| IV. 衛生局 | 48 |
| 一・市民サービス情報 | 48 |
| 二・台北市立関渡医院—台北荣民総医院に運営委託 | 48 |
| 三・台北市立萬芳医院—財団法人台北医学大学に運営委託 | 48 |
| 四・台北市立聯合医院 | 49 |
| 五・12区の健康サービスセンター一覧 | 49 |
| 六・台北市救急責任病院 | 51 |
| 七・地域心理カウンセリングサービス拠点 | 52 |
| 八・新移民の健康ケアサービス | 54 |
| V. 教育局 | 56 |
| 一・外国学生来台留学辦法 | 56 |
| 二・「台北市促進国際交流補助外国人学習中文要点」 | 70 |
| 三・教育関連のQ&A | 73 |
| 四・外国人学校一覧 | 75 |

| | |
|---|------------|
| 五・所属機関一覧 | 76 |
| VI. 民政局 | 77 |
| 一・よくある質問 | 77 |
| 二・国民と結婚した外国人の帰化申請と国籍、戸籍の 設定手順 | 94 |
| 三・戸政事務所一覧 | 95 |
| VII. 産業発展局 | 97 |
| 一・よくある質問 | 97 |
| 二・関連機関一覧表 | 99 |
| 三・台北市の観光夜市 | 99 |
| VIII. 地政局 | 101 |
| 一・土地法関連条文（外国人による土地取得関連） | 101 |
| 二・外国人が国内の重大建設・全体経済に投資、または農業牧畜業経営のために土地を取得する際の 作業規定 | 103 |
| 三・外国人が我が国で土地を取得する際の作業規定 | 106 |
| 四・台北市地政局連絡一覧表 | 109 |
| IX. 税務機関 | 111 |
| 一・財政部台北市国税局 | 111 |
| （一）所得税 | 111 |
| （二）付加価値型と非付加価値型営業税 | 130 |
| 二・台北市税捐稽徴処 | 138 |
| （一）地価税 | 138 |
| （二）土地増値税 | 139 |
| （三）房屋税（家屋税） | 141 |
| （四）契税（契約税） | 142 |
| （五）使用牌照税（自動車・バイクの納税証明鑑札税） | 143 |
| （六）印花税（印紙税） | 144 |
| （七）台北市税捐稽徴処（税務機関）の一覧 | 145 |
| X. 環境保護局 | 147 |
| 一・資源ゴミの回収 | 147 |

| | |
|---------------------------|-----|
| (一) 回収方法..... | 147 |
| (二) 台北市の資源ゴミの分類と出し方..... | 147 |
| 二・家庭の生ゴミの回収について..... | 149 |
| 三・ゴミの収集について..... | 150 |
| 四・台北市の専用ゴミ袋..... | 151 |
| 五・公害告発ホットライン..... | 152 |
| 六・「廃棄物清除法」を守ってください..... | 152 |
| 七・環境にやさしい生活を..... | 153 |
| *台北市環境保護局のレクリエーション施設..... | 154 |
| 一・北投ゴミ焼却場レクリエーション施設..... | 154 |
| 二・内湖ゴミ焼却場レクリエーション施設..... | 155 |
| 三・木柵ゴミ焼却場レクリエーション施設..... | 157 |
| 四・山猪窟プール..... | 158 |
| 五・山水緑生態公園..... | 159 |
| 六・福德坑環保復育園區..... | 160 |
| 七・内湖復育園區..... | 160 |
| 八・延慧書庫..... | 161 |

XI. 観光伝播局..... 163

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 一・台北トラベルポータルサイト..... | 163 |
| 二・ホテルデータバンク..... | 163 |
| 三・国際会議・見本市および報償旅行(MICE)スポンサーシップ..... | 164 |
| 四・台北市トラベルインフォメーションセンター... .. | 164 |
| 五・観光出版物..... | 166 |
| (一)《TAIPEI》..... | 166 |
| (二)台北市地図リーフレットと分区観光簡介手冊..... | 166 |
| 六・温泉情報..... | 167 |
| *台北市政府温泉標章のある温泉施設..... | 168 |
| 七・Taipei Fun Pass 北北基おもしろカード..... | 169 |
| 八・台北探索館..... | 170 |
| 九・台北廣播電台(台北ラジオ)..... | 172 |
| 十・台北市二階建て観光バス..... | 173 |

XII. 交通局..... 175

| | |
|---------------------------|------------|
| 一・公共運輸処 | 175 |
| 二・台北市停車管理工程処 | 177 |
| 三・台北市交通管制工程処 | 177 |
| 四・台北市交通事件採決所 | 177 |
| 五・YouBike（レンタサイクル） | 181 |
| （一）会員認証手続 | 181 |
| （二）YouBike サービスセンター | 182 |
| （三）YouBike 運営規則新措置 | 182 |
| 六・関連業務部門 | 183 |
| （一）外国の国際免許証の簽證（裏書き） | 183 |
| （二）外国の免許証からの切り替え | 183 |
| （三）申請受付窓口と受付時間 | 184 |
| XIII. 文化局 | 186 |
| 一・文化観光 | 186 |
| 二・文化サービス | 189 |
| 三・文化快遞 | 190 |
| XIV. 消防局 | 191 |
| 一・通報 119（救済救護指揮センター） | 191 |
| 二・救護サービス証明の申請（救護科） | 191 |
| 三・火災証明の申請 | 191 |
| 四・火災調査資料の申請 | 192 |
| 五・「消防風水師」訪問の申請 | 193 |
| 六・防災科学教育館 | 194 |
| 七・防災公園情報 | 194 |
| 八・防災マップ | 195 |
| 九・院外心肺機能停止（OHCA）の救命処置 | 196 |
| 十・災害時用伝言サービス | 197 |
| 十一・市民防災ハンドブック『台北防災 立即 go』 | 199 |
| 《付録》台北市各部門のホームページ | 200 |

I.台北市政府警察局

一・外国人のための注意事項

台湾はアジアの現代的な民主・法治国家で、台湾の法律は先進諸国のそれと肩を並べていますが、歴史や民情の相違および治安と安全（交通など）の政策的考慮から、以下のような法令や規則があります。

1. 台湾では満14歳以上の者は刑事責任を負います。（刑法第18条）
2. 台湾には赤線地帯はなく、売買春は違法です。（社会秩序維護法80条）
3. 台湾には現在も通関罪があり、罰せられます。（刑法第239条）
4. 違法薬物、特に大麻（種子を含む）、および銃器は台湾では禁制品です。禁制品を所持していると没収され、刑事責任を問われます。（毒品危害防制条例・槍砲彈藥刀械管制条例）
5. 台湾では賭博は開放されておらず、いかなる場所においても財物を対象とした賭博は禁じられています。（刑法第266条）
6. 台湾は人権を重視する国です。いかなる形でも人身の自由を拘束・拘禁され、違法の疑いがある場合は、直接裁判所に、または逮捕機関を通して人身保護（救済）の申し立てを行なうことができます。人身保護権利通知書は、7カ国語（英語、日本語、スペイン語、インドネシア語、マレー語、ベトナム語、タイ語）で用意されています。（提審法第1条）
7. 台湾ではMRT（地下鉄等）の車内での飲食およびガム咀嚼は禁止されています。（大衆捷運法第50条）
8. 旅行中に写真を撮る際には軍事施設を避けてください（標識に注意）。また、空港から一定の距離範囲では、航空安全確保のためドローンなど無人飛行機

の活動は禁止されています。（民用航空法第188条）

9. 携帯電話やクレジットカードなどの物品を紛失した時は、すみやかに最寄りの警察機関に届け出てください。
10. パスポートを紛失した時は、各縣市にある内政部移民署サービスステーション（勤務時間外は各縣市の専勤隊）に届け出てください。
11. 山地管制区に入る時は、入山証を申請する必要があります。
12. 屋内のパブリックスペースまたは屋内で3人以上が働く場所、公共交通機関の中は全面禁煙です。（煙害防制法第15条、第16条）
13. 台湾の銀行の営業時間は月曜から金曜の9:00-15:30で、週末や国定の休日は営業していません。
14. 人身売買緊急通報（電話）：02-23883095（内政部移民署）、110（内政部警政署）、1955（労働者相談ダイヤル）。

二・「北市警政」アプリ

「北市警政」アプリのQRコード

| ■iOS | ■Android |
|---|---|
|  |  |

台北市政府警察局は「北市警政」アプリをiOSとAndroidの2バージョンで提供しています。機能とサービスは以下の通りです。

- (一) 「通報専区」には『110音声通報、113保護ホットライン、165詐欺ホットライン』のワンタッチ通報昨日があります。『オンライン、ショートメッセージ、テレビ電話』通報方式もあります。
- (二) 「サービス拠点」機能では、全国およびユーザー所在地の最寄りの警察機関の情報とGoogle Mapによる位置情報が得られます。
- (三) 「交通違反告発」機能では、主にスマホを使って告発写真および告発人の基本情報を送信することで交通違反を告発できます。
- (四) 「執法（法執行）情報」には交通類と警政治安類の二大サービス機能があり、主な内容は『法規FAQ』『違法駐車ホットスポット』『自動速度取締機』ポイント、『レッカー移動先情報』『警政法規FAQ』などです。
- (五) 「オンライン申請」のページには『警察刑事記録証明申請』『交通安全守護申請』『違反およびレッカー移動ショートメッセージサービス申請』『交通事故資料申請および進捗確認』『治安風水師鑑定申請』『臨時道路使用申請』『大型トラックおよび連結車通行証申請』『車両盗難証明申請』『財物盗難証明申請』『自転車実名自主登録』の10項目の申請サービスがあります。
- (六) 「宣導専区」
 - 1. 『最新情報』：交通管制、迂回情報など、常に最新の交通情報が更新されており、管制エリアを避けるよう促します。
 - 2. 『交通宣導フィルム』：多くの映像により、交通関連情報を提供します。
 - 3. 『犯罪予防宣導フィルム』：多くの映像により、犯罪予防関連情報を提供します。

4. 『リンク』：内政部警政署や台北市政府、台北市政府警察局などの関連サイトへのリンク。
 5. 『交通事故に遭ったら』：ユーザーが交通事故に遭った時の処置とその後の注意事項を提供します。事故に遭っても慌てず、関連情報を通して連絡ルートが得られます。
 6. 『交通事故斑点図』：Google Mapを通して、台北市内の交通事故発生地点に関する情報を提供します。
 7. 『道路状況および渋滞回避状況』：台北市政府の情報公開プラットフォームとリンクし、市民に「道路工事リアルタイム施工情報」「道路通行速度」「リアルタイム道路状況」の3つのサービスを提供します。
 8. 上記の他、『タクシー専区』および『交通義勇警察大隊加入申請説明』のサービスがあります。
- (七) 『フェイスブック専区』は、『NPA署長室』『台北波麗士 (Police)』『警光ニュースクラウド』『台北市政府警察局各部門フェイスブック専区』などへリンクしています。



台北市政府警察局の『台北波麗士 (Police)』フェイスブックページは、犯罪防止の宣伝指導とメディアマーケティングを強化する目的で設けられました。勤務に当たる本局職員の思いや写真・絵画作品などもアップしていますので、警察職員との交流プラットフォームとしてご利用ください。

- (八) 「便民查詢」(市民問い合わせ)には以下の4つの機能があります。
1. 『携帯電話シリアル番号問い合わせ』は、市民が

本局所属の分局派出所に届け出、なおかつ警察がシリアル番号を公開することに同意した場合に限られます。他県・市の警察局が受理したシリアル番号については、まだ連動していません。

2. 『違法車レッカー移動検索』では、車両ナンバーを入力すると、本市がレッカー移動したものであるかどうか、また移動先の位置情報が得られます。
3. 『取得遺失物公告』は警政署取得遺失物招領公告資料検索ページとリンクしています。
4. 『台北市資料代プラットフォーム (Open Data)』は台北市政府情報公開プラットフォームとリンクしており、女性・児童安全注意事項、監視カメラ定点および自動車・住宅・自転車盗難地点などの情報を検索できます。

三・「台北市政府市民サービス台 プラットフォーム（警察局申 請案件）」

[http:// service.gov.taipei/](http://service.gov.taipei/)



| 申請項目 | 必要書類 | 担当機関 |
|--------------------|--|---|
| 警察刑事 記録証明 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人の国民身分証 2. 手数料 3. 本人以外の者が申請する場合、申請者の印鑑、または申請者のサインか捺印のある委任状1部（申請書に委任状欄がある）と、受任者の身分証明書正本を添付。 | 警察局外事科 電話：02-2381-7494 Fax：2381-7487 |
| 車輛失竊證明 (車両盗難証明) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 本人の国民身分証 2. 財務証明一覧または来源証明 3. 委任を受けて申請する者は、上記証明書類の他に、受任者の身分証コピーと委任状 | 分局偵査隊または派出所 (電話：02-2331-3561 から所轄分局の偵査隊 または派出所に転送) |

| 申請項目 | 必要書類 | 担当機関 |
|------------------|---|---|
| 財務失竊證明 (盗難証明) | 1. 本人身分証明書 2. 財務証明一覧または來源証明 | 分局偵査隊または派出所(電話：02-2331-3561から所轄分局の偵査隊または派出所に転送) |
| 一般遺失物 證明 | 1. 身分証と遺失物に関する証明書類 2. 外国人はパスポートまたは居留証 3. 受任者の場合は、双方の身分証製本と委任状。未成年の場合は父母または監護人が代理申請し、代理人の身分証と申請者の戸口名簿を提出 | 分局偵査隊または派出所(電話：02-2331-3561から所轄分局の偵査隊または派出所に転送) |
| 交通事故 資料申請 | 1. 申請書1部 2. その他の身分証明書類 | 警察局交通警察大隊事故処理組 電話：02-2375-2100内線1110-1012 |

四・警察刑事紀錄證明

(一) 申請の方法

1. 窓口での申請
2. 郵便での申請
3. FAXでの申請 (受領は窓口で)
4. ネットでの申請 (受領は窓口で)
5. 携帯アプリでの申請 (受領は窓口で)

(二) 申請の場所と受付時間

1. 受理機関：台北市政府警察局服務センター
2. 所在地：台北市中正区延平南路 96 号 L 層
(服務センターは中華路側。MRT 板南線または新店線西門駅 5 番出口徒歩約 5 分)
3. 受付時間：月、火、木、金曜 (水曜以外) は 8 時 30 分～17 時 水曜は 8 時 30 分～20 時(国定祝祭日を除く)
4. 電話：(02) 2381-7494、 (02) 2375-2105
Fax：(02) 2381-7487

(三) 申請に必要な書類

1. 窓口での申請

(1) 申請書。本人以外が申請を代行する場合は、委託書1部(本人の署名捺印を要する)と委託を受けた人の国民身分証の正本。

(2) 必要な証明書類

- ①国民：国民身分証(正本は確認後返却する)。英文姓名を加えたい場合は、中華民国パスポートの基本資料ページのコピー1部。
- ②中国大陸・香港・マカオ地区住民：中華民国台湾地区定居証の正本(正本は確認後返却)。
- ③外国人：パスポートの正本および外僑居留証(ARC)の正本(まだ外僑居留証を取得していない者は免除)。
- ④20歳未満の者：法定代理人の同意書およびその身分証正本、またはその法定代理人が代理申請する。

(3) 申請手数料：1部100元。同時に2部以上を申請する場合(証明書の内容は同一)、第2部以降は20元。

(4) 受領方法

- ①窓口で受領する場合：申請時の領収証を提出する。領収証を紛失した場合は、本人が証明書類の正本をもって窓口で受領する。
- ②郵送の場合：申請時に、受取り人の姓名、住所、電話番号を記入した書留用封筒を添付する。

(5) 処理には2時間かかるため、当日の受領を希望する場合は、受付終了時間は15時(水曜は18時)となる。

2. 郵便での申請

(1) 国内からの郵送申請

- ①申請書に必要事項を記入する。
- ②必要な書類は窓口での申請と同じ。（正本を同封する。正本は警察刑事記録証明とともに返送する）
- ③一部申請ごとに100元の「匯票」を添付する。口座名は「台北市政府警察局」。
- ④返送用書留封筒1部（受取人の姓名、住所、電話番号を記入）。
- ⑤上記①～④を同封し、書留で下記宛に送付する。

宛先：台北市政府警察局外事科

（封筒に「申請警察刑事記録証明」と記入）

所在地：10042台北市中正区延平南路96号

電話：02-2381-7494

(2) 国外からの郵送申請

- ①申請書に必要事項を記入する。
- ②必要な書類は窓口での申請と同じ。
- ③一部申請ごとに7米ドルを同封（香港・マカオ地区は6米ドル。現金のみ受理。為替や小切手は受理されない）この金額には手数料と中華郵政国際航空書留送料が含まれる。
- ④返送用封筒1部（切手貼付は不要。受取人の姓名、住所、電話番号を記入）。
- ⑤上記①～④を同封し、書留で下記宛に送付する。

宛先：台北市政府警察局外事科

（封筒に「申請警察刑事記録証明」と記入）

所在地：10042台北市中正区延平南路96号

電話：886-2-2381-7494

3. インターネット申請

(1) 内政部警政署申請システム：

<http://eli.npa.gov.tw/E7Web0/index01.jsp>

(2) 台北市政府市民サービスプラットフォーム：
<https://service.gov.taipei/>

(3) 受領方法：

- ①本人の場合：国民身分証の正本を窓口で提出して受領する。
- ②代理人が受領する場合：申請者と代理人の国民身分証またはパスポートの正本と、申請者本人のサイン又は押印のある委任状（申請書に委任状欄がある）

4. Faxでの申請

- (1) 必要な証明書類は窓口での申請と同じ。
- (2) 申請書と証明書類のコピーを(02)2381-7487にFaxし、その後(02)2381-7494をダイヤルして確認する。電話でのFax送達確認を経て、正式受理となる。
- (3) 受領方法：
インターネット申請と同じ。

5. 携帯アプリでの申請

- (1) 携帯電話で「北市警政」アプリをダウンロードする。
- (2) 手続完了後、本局で受領する。必要な書類は窓口申請の場合と同様。
- (3) 受領方法：インターネット申請と同様。

(四) 注意事項

1. 疑問がある場合は、勤務時間中に電話で問い合わせることができる。
2. 警察刑事記録証明は中国語・英語対照となっている。外国または渉外機関で使用する場合は、英語の姓名を併記するためにパスポートのコピーを提出すること。
3. 申請者が裁判所または軍法機関で刑事判決が確定している、または無罪の判決を受けている、

または減刑を宣告されたことがある場合は、審査期間を短縮するため、司法・軍法判決書を添付すること。

五・交通

(一) 交通事故の処理方法

1. 現場での処理

(1) 交通事故が発生した時は、次の5ステップを忘れない。

- ①置く（警告標示板を置く）
- ②電話（警察または救急に電話をかける）
- ③線を引く（車両の停まった位置に線を引く）
- ④移動（線を引いた後、車両を交通の妨げにならない場所へ移動）
- ⑤待つ（冷静になって警察の処理を待つ。急用があってもひき逃げの告発を受けないよう現場に残る）

(2) 死傷者が出た場合

- ①迅速に119で救急車を呼んで病院へ搬送。
- ②二次的事故が起きないように、事故の発生地点の両側の適切な位置に明らかな標示物を置き、現場を保存する。
- ③すぐに警察に通報する。ひき逃げとされないよう、みだりに現場を離れない。

(3) 相手が逃走した場合

- ①現場の状況を保存し、すぐに警察に通報する。
- ②捜査の助けとなるよう、相手の車のナンバー、車種、色、特徴、逃げた方向などをできるだけ証言できるようにし、目撃者を探す。

(4) 通報の方法

- ①最も簡単で迅速な方法は「110」に通報する

か、または交通大隊:0800-206-206、2321-4666
に通報する。

②通報時には事故の発生地点と時間、車両ナンバー、車種、死傷者の有無、通報者の姓名などを伝える。

③通報後は現場で警察官の到着を待つ。

④交通事故の当事者が自ら通報し、「自首」の要件を満たす場合は減刑の対象となる。

(5)自身の権益を守るには？

①警察官が到着するまで：

1) 落ち着いて相手と事故処理を話し合い、無用なトラブルを避けるため、怒ったり、暴力をふるわないようにする。

2) 当事者が入れ替わって責任を回避されたりしないよう、事故の当事者を確認する。

3) 負傷者を救護するために他の車が使えず、事故車両を使用しなければならない場合は、まず車両の位置に印をつけてから移動する。

4) 証拠となるよう、できるだけ現場の状況や地面の痕跡、散らばった物、車両の損傷などの状態、負傷者の状況等を写真に撮っておく。

5) 目撃者をできるだけ探し、解決の助けになるようにする。

②警察官による事故処理中：

1) 事故処理に協力し、事故発生の経過を説明する。

2) タイヤの跡、こすった痕など、重要な証拠については、証拠となるよう、警察官に撮影してもらう。

3) 現場の見取り図と調書はサインする前によ

く読み、誤りや記入漏れがある場合は訂正を求める。

4) 自分の言動に注意し、相手や警察官と口論などをしないようにする。

③警察の調査が完了した後：

1) 事故現場で道路交通事故当事者登記聯単（伝票）の提供を申請できる。

2) 事故から7日後に、交通警察大隊のサイト (<http://117.56.12.139>) から現場図、現場写真および道路交通事故初歩分析研判表（初歩分析研判表は申請から30日後に発給）の提供を申請できる。案件終了後は文書受領をショートメッセージや電子メールで通知される。文書受領の時間は自分で決められ、本局管轄区の派出所または交通分隊で受領できる。または勤務時間（8:30-17:00、昼休みなし）に関連する身分証明文書をもって交通警察大隊聯合服務センター（台北市中正区北平東路1号、電話2357-2100内線1011～1012）でも申請できる。

3) 本人が手続出来ない場合は、他者に委任できる。その場合は、①当事者による委任状正本、②当事者の身分証正本、③委任された者の身分証正本と印鑑を携行する。

2. 事故責任の処理

(1) 刑事責任

①事故により負傷者が出て、当事者が和解できない場合は、事故発生の日から6ヶ月以内に、自主的に事故発生地点所轄の分局の偵査隊か、地方法院に提訴する。6ヶ月間の法定期限を過ぎた場合は提訴の権利を失う。

②事故により死者が出た場合は親告罪ではなく
なり、検察官が法により起訴するため、当事
者は裁判所の通知を待つ。

(2) 民事責任

①民事賠償については当事者間で自主的に賠償
を交渉するか、保険会社に委託する。あるい
は、地方法院民事庭に審理を申し立てる。

②調停を申請する場合は「郷鎮市調解条例」第
13条の規定に従う。1. 車両棄損または財物損
失のみの場合は、相手側の住所・居所のある郷
・鎮・市（区）の調解委員会に調停を申請す
る。2. 刑事事件に関わる場合は、相手側の住
所・居所または事故発生地郷・鎮・市（区）
の調解委員会に調停を申請する。3. 両当事者
の同意を経て、申請を受けた郷・鎮・市（区）
の調解委員会が同意した場合は、同郷・鎮・
市（区）の調解委員会が調解を受理すること
ができる。

(3) 行政責任

交通事故の案件において規則違反があった場
合、当事者は違反通知書を持って所定の機関で
罰則を受ける。

3. 問合せ先：当事者が交通事故に関する疑問や問合せ
事項がある時は、交通警察大隊聯合服務センター（台
北市愛国西路26号1F、電話2375-2100内線1010-1012）
に問い合わせることができる。

(二) 交通安全の注意

1. 自転車でも交通法規を遵守する。

自転車では車道を通る。「道路交通安全規則」
第124条により、交通標識や道路標示、信号など
の指示に従い、交通整理員の指揮に従う。

- (1) 交通標識や道路標示などがない場所では、外側車線の右寄りを走行する。
 - (2) 信号を遵守する。追い越し車線を走行したり横切ったりしない。逆走しない。飲酒走行しない。
 - (3) 歩行者・自転車共用標示のない歩道は走行しない。
2. 左折する時には、信号の指示に注意する他、ウィンカーを出し、直進車両を優先させ、安全を確認してから交差点に入る。
 3. 運転者が横断歩道を通る時は、一時停止して歩行者を優先する。

六・台北市政府警察局交通警察大隊のサービス項目

1. 交通事故通報の受理と処理
2. 交通事故の初歩的分析結果の問合せを受理
3. 交通事故現場図と初歩的分析判定表の申請の受理
4. 路地の違法二重駐車や玄関前駐車のリッカー移動
5. 車輛リッカー移動と一般違反申立ての受理
6. 交通違反摘発案件のショートメッセージ通知
7. 道路交通状況のリアルタイム報道
8. 信号故障の処理

七・台北市政府警察局交通警察大隊フェイスブック

【北市好行・交大随行】



<https://www.facebook.com/td.police.taipei>

交通業務推進と交通安全宣伝のため、情報の公開と透明化を進め、フェイスブックによって、交通規則執行および台北市政府の活動に伴う交通管制・迂回情報などをリアルタイムで発信。

八・飲酒運転の罰則

- (一) 「道路交通安全規則」第114条の規定により、酒類または類似物飲用後、運転者の呼気中のアルコール濃度測定値が0.15ミリグラム/1リットル、または血中アルコール濃度が0.03%に達する場合は「道路交通管理処罰条例」第35条に違反し、バイク運転者は1万5000元以上9万元以下、自動車運転者には3万～12万元の罰金を科し、現場で同車を移動保管し、1～2年の運転免許停止処分とする。
- (二) 運転者の呼気中のアルコール濃度測定値が0.25ミリグラム/1リットル、または血中アルコール濃度が0.05%に達する場合は「刑法」第185条の3に該当し、2年以下の有期刑に処すとともに20万元以下の罰金を科すことができる。
- (三) 「道路交通管理処罰条例」第35条第8項の規定により、運転者の呼気中のアルコール濃度測定値が0.25ミリグラム/1リットルに達する場合、18歳以上の同乗者にも600～3000元の罰金を科す。

九・詐欺対策

詐欺と思われる電話やメッセージを受け取った場合、まず冷静になり、警察機関が提供する相談電話窓口を確認する。

1. 詐欺問合せホットライン：165
2. 内政部警政署アンチ詐欺問合せホットライン：0800-018-110
3. 法務部「弁護士管理システム」：02-2314-6871内線2311、2330
4. 全国各地通報電話：110

5. 台北市警察局各支局および刑事警察大隊

| 分局/大隊 | 勤務指揮中心 | 偵査隊 |
|--------|----------------|----------------|
| 大同分局 | (02) 2557-7262 | (02) 2553-1516 |
| 萬華分局 | (02) 2314-0364 | (02) 2311-7878 |
| 中山分局 | (02) 2541-2491 | (02) 2541-2713 |
| 大安分局 | (02) 2325-9850 | (02) 2325-9854 |
| 中正第一分局 | (02) 2371-6426 | (02) 2311-9708 |
| 中正第二分局 | (02) 2375-1825 | (02) 2375-1776 |
| 松山分局 | (02) 2576-6508 | (02) 2579-6411 |
| 信義分局 | (02) 2723-4739 | (02) 2723-4508 |
| 南港分局 | (02) 2782-4893 | (02) 2782-7920 |
| 內湖分局 | (02) 2790-0505 | (02) 2790-0310 |
| 文山第一分局 | (02) 2939-5734 | (02) 2939-5272 |
| 文山第二分局 | (02) 2931-3843 | (02) 2931-5472 |
| 士林分局 | (02) 2881-3856 | (02) 2881-3411 |
| 北投分局 | (02) 2891-4521 | (02) 2891-2354 |
| 刑事警察大隊 | (02) 2381-7263 | |

6. 詐欺の被害に遭わないためには：

- ①知らない人の指示で振込みをしたり、現金やキャッシュカードや暗証番号を渡さない。
- ②知らない人の指示でATMを操作したり、ゲームのポイントを購入したりしない。
- ③個人情報漏れるのを防ぐため、クレジットカードや携帯電話は自分で窓口で契約し、知らない業者には依頼しない。
- ④詐欺を防ぐ三原則は…「冷静」「確認」「通報」。
- ⑤詐欺通報は「165」へ。

7. 裁判官や検察官、または警察機関は次のような行動を採ることは決してない。

- ①人員を派遣して現金やキャッシュカード、暗証

番号を受け取ること。

- ②預金通帳や預金を監督管理すること。
- ③FAXで通知すること。
- ④電話で供述書をとること。
- ⑤電話で相手を拘禁するなど伝えること。

十・女性と児童の安全

(一) 女性/子供の相談ホットライン

| 機 関 | 所在地/電話 |
|--------------------------------------|--|
| 台北市政府駐台北地方法院 家庭暴力事件聯合サービス センター | 23146新北市新店区中興路1段248号2F 02-8919-3886 内線5368、5398 |
| 台北市政府駐士林地方法院 家庭暴力事件聯合サービス センター | 11154台北市士林区士東路190号 02-2831-2661 内線103、136 |
| 台北市家庭暴力および 性的侵害防治センター | 10042台北市中正区延平南路123号 02-2361-5295 |
| 台北市政府社会局 婦女福利および児童託育科 | 11008台北市信義区市府路1豪(西南区 8F) 02-2720-8889内線1622~1625 |
| 台北市政府警察局 婦幼警察隊 | 11080台北市信義区信義路5段180号 02-2759-0827 |

(二) 「女性のための安全タクシー手配」

0800-055-850

警察の各派出所および警察サービス連絡ステーションで安全なタクシー手配サービスを行います。

携帯電話から「55850」にかけると、台北市政府が設立した「スマート婦女安全叫車轉接系統」につながります。

十一・家庭内暴力と性的侵害の受理

- (一) 家庭内暴力が発生している時、またはあなたの人身の安全が危機にさらされている時は、すぐに110番に通報してください。警察は、家庭内暴力被害者保護令の申請に協力し

て相談に応じ、その後の協力が得られるよう「台北市家庭内暴力および性的侵害防治センター」に連絡します。

- (二) 性的侵害案件の受理においては、同性の警察官が診断や供述書作成などに同行し、プライバシー保護を強化し、ワンストップのサービスを行ないます。

十二・積極的な事件処理

(一) 連絡先

担当機関：台北市政府警察局刑事警察大隊
所在地：10042台北市中正区武昌街1段69号
緊急の場合：110番または(02)2381-7263
受付時間：月曜～金曜 08：30～17：30
昼休みは12：30～13：30

(二) 業務内容

通報は2381-7263へ
勤務指揮センターは24時間体制で、刑事捜査隊が無休で通報を受理します。管轄外の案件についてはワンストップ窓口として、所轄の機関に担当を移管します。

(三) よくある質問

Q1: 一般市民が生命の危険をおかして犯罪の手がかりをつかんだ場合、警察からの賞金がありますか。

A: 奨励金規定により、市民が犯罪の手がかりを提供し事件解決に至った場合、警察から1000元から20万元までの賞金が支給されます。

Q2: 拾った落とし物を着用すると、罪に問われますか。

A: 刑法第337条の遺失物横領の罪に問われる

可能性があります。

Q3:「機車烙碼(バイクの文字焼き付け)」とは、どのようなものですか。

A:①バイクのライトやメーター、左右のカバー、テールライトや車体の隠れた場所などに、エンジン番号を焼き付けておくことで、盗難を防ぐ効果があります。バイクの盗難を減らすため、まだ機車烙碼をしていない人は、本局各管轄派出所の烙碼サービスカウンターで無料の烙碼を申請できます。

②バイクの盗難を防ぐ方法：

- (1) 駐車の際には大型のロックをとりつける。(堅固で精密な合金製)
- (2) 駐車時には周囲の環境に注意し、キーを抜いてアラームを設定する。
- (3) 駐車時間が短い場合も、場所に注意し、キーを抜いてロックをかける。
- (4) なるべく駐車場や保管場所に預け、駐車券をなくさない。
- (5) 盗難部品の流通を根絶するため、部品を交換する際は正規の製品を選ぶ。

Q:ヤクザを自称する者から脅され、金を要求されていますが、どうしたらよいでしょう。

A:ヤクザによる脅迫への対応：

- ①あいまいな対応で時間をひきのばす。
- ②電話に録音装置を付け、通話を録音して証拠とする。
- ③すぐに警察に通報する。

十三・治安風水師による鑑定（空き巣防止アドバイザー）

台北市政府警察局は市民の防犯意識を高めるため「治安風水師」プログラムを設けており、住宅の安全度の鑑定と、改善のアドバイスを依頼できます。

1. 申請資格：現在、台北市に居住している住民。
2. 期間：年中無休
3. 申込先：台北市政府警察局各分局偵察隊・派出所
（電話：警察局代表2331-3561から管轄区偵察隊・派出所へ）

4. オンライン申請 QR コード

<http://police.gov.taipei/ct.asp?Node=45826&BaseDSD=7&mp=10800E>



十四・聴覚障害者のための携帯メールサービス

台北市警察局は「聴覚（言語）障害者携帯メール通報ホットライン」0911-510-914を設置しました。聴覚（言語）障害の方が警察の協力を必要とする時は、事件の概要と発生地点を携帯メールで送れば、台北市警察局はすぐに所轄分局に通知して処理します。

十五・安全のための注意事項

（一）住宅の安全

1. ドアと窓に鍵をかけ、セキュリティシステムがある場合は起動させる。
2. 何日も家を空ける場合は地元の警察分局、派出所に「舉家外出住宅巡邏服務」を申請すれば、警官によるパトロール強化サービスを受けられる。
3. 見知らぬ人が訪ねてきたら、ドアを開ける前に用件を聞く。

4. 地域の「守望相助」のグループで近所で注意しあい、空き巣を防ぐ。
5. 疑わしい人や車を見かけたらすぐに通報し、車のナンバーを控えておく。
6. 貴重品は家におかず、銀行のセーフティボックスに預けるか分散させ、リストを作っておく。

(二) 行動の安全

1. 道を歩く時は周囲の状況に注意する。うつむいてスマホを見たり電話で話したりしながら歩いていると、周囲への警戒心が薄れるので注意する。
2. 後ろから来るバイクなどによるひったくりに遭わないよう、道を歩く時は車と対向する側を歩く。
3. 誘拐などに遭わないよう、道を訪ねてくる人とは適当な距離を保つ。
4. 深夜や明け方の単独行動は避ける。
5. 仕事や通学などの関係で夜間に徒歩で帰宅する際は、ホイッスルや警報器などを身につけておけば、危険に遭った時に相手の行動を阻止することができる。
6. 近道をするために暗い路地や公園、人気のない場所は歩かない。

(三) 防火

1. 家の中に防火設備と使いやすい消火器を設置し、使用方法を熟知しておく。
2. 就寝前や外出前にはガスの元栓を閉め、不必要な電源を切る。
3. 家からの避難方法を計画し、練習しておく。また火災発生後に家族が集まる場所を決めておく。

4. 火災が発生したら、まず家族を避難させ、通報する。
5. 規格に合わない電線や照明設備を使用しない。調理器具や電熱器の使用に注意する。
6. 公共の場所に行く時は、緊急避難口の位置を確認し、緊急時は停電によって閉じ込められないよう、エレベーターは絶対に使用しない。

(四) 個人の安全

1. タクシーに乗る時の注意
 - (1) 向うから近寄ってきたタクシーには乗らない。
 - (2) ナンバープレートが無いか、はっきりしない車には乗らない。
 - (3) 運転手が飲酒した気配があり、または服装が乱れている場合は、すぐに下車する。
 - (4) 乗車する時、友人に社名とナンバーを記録してもらう。
 - (5) 乗車する時、車のナンバーと、運転手の個人登記証上の姓名をメモする（黙って書き留める）。
2. 旅行する時の注意
 - (1) トラベラーズチェックを使用し、貴重品の管理に気をつける。
 - (2) 環境が良くない宿泊施設は避ける。
 - (3) 外出する時は護身用品を身につける。

十六・その他のサービス

(一) 遺失物の問合わせ

タクシーで忘れ物をした時は、警察ラジオ局「警察廣播電台」に協力を求める。（電話：02-2388-0066）

(二) 台北市民ホットライン「1999」

台北市政府は簡便な市政サービスを提供するために、24時間受付の電話窓口「1999市民ホットライン」を開設し、市民からの陳情や申し立て、告発、提案などを受け付け、プロセスコントロールサービスを提供しています。台北市民は「1999」に電話するだけで、市政府によるきめ細やかで革新的なサービスを受けられます。

(三) 外国人在台生活サービスホットライン

0800-024-111

内政部移民署は、来台準備中、または台湾に居住している外国人が困難に遭遇した時のために、24時間年中無休のホットライン（0800-024-111）を設置しています。中国語・英語・日本語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・カンボジア語の七ヶ国語に精通した担当者がいるので、必要な情報を得ることができます。

(四) 台北市政府警察連絡先

| 分局/部門 | 所在地 | 偵察隊 (刑事/ 詐欺等) | 外事警察 (外國人 協力) |
|------------|-------------------------|---------------------|------------------------|
| 外事科 | 10042 台北市延平南路96 號 | | 2381-8251 2381-7494 |
| 外事 服務站 | 11162 台北市大東路80號 | | 2556-6007 |
| 大同分局 | 10349 台北市錦西街200 號 | 2553-1516 | 2553-4657 |
| 萬華分局 | 10848 台北市桂林路135 號 | 2331-1457 | 2314-4530 |
| 中山分局 | 10450 台北市長安東路2 段1號 | 2562-7500 | 2551-5495 |
| 大安分局 | 10626 台北市仁愛路3段2 號 | 2325-9854 | 2325-5901 |
| 中正 第一分局 | 10041 台北市公園路15號 | 2314-3643 | 2311-7130 |
| 中正 第二分局 | 10066 台北市南海路35號 | 2375-1776 | 2375-1614 |
| 松山分局 | 10553 台北市南京東路4 段12號 | 2579-6395 | 2579-6837 |
| 信義分局 | 11049 台北市信義路5段 17號 | 2723-4508 | 2723-4989 |
| 士林分局 | 11163 台北市文林路235 號 | 2881-3411 | 2881-3853 |
| 北投分局 | 11263 台北市中央北路1 段1號 | 2891-2354 | 2892-3334 |
| 文山 第一分局 | 11648 台北市木柵路2段 202號 | 2939-5272 | 2939-2324 |
| 文山 第二分局 | 11684 台北市景中街2號 | 2931-5472 | 2934-6993 |
| 南港分局 | 11551 台北市向陽路150 號 | 2783-7780 | 2782-5093 |
| 內湖分局 | 11466 台北市民權東路6段 101號 | 2790-3355 | 2790-9718 |

(五) 台北市政府警察局各分局所属派出所コード番号

| 分局名 | 番号 | 派出所名 | 番号 | 全番号 | 所在地 |
|------|----|---------|----|------|------------------|
| 大同分局 | 01 | 寧夏派出所 | 01 | 0101 | 大同区錦西街200号 |
| | | 民族路派出所 | 02 | 0102 | 大同区重慶北路3段168号 |
| | | 重慶北路派出所 | 03 | 0103 | 大同区重慶北路3段320号之2号 |
| | | 延平派出所 | 04 | 0104 | 大同区延平北路1段86号 |
| | | 民生西路派出所 | 05 | 0105 | 大同区保安街47-1号 |
| | | 建成派出所 | 06 | 0106 | 大同区承德路1段80号 |
| 万華分局 | 02 | 漢中街派出所 | 01 | 0201 | 万華区漢中街122号 |
| | | 龍山派出所 | 02 | 0202 | 万華区桂林路135号 |
| | | 康定路派出所 | 04 | 0204 | 万華区和平西路3段112号 |
| | | 東園街派出所 | 05 | 0205 | 万華区長泰街130号 |
| | | 西園街派出所 | 06 | 0206 | 万華区西園街17号 |
| | | 大理街派出所 | 07 | 0207 | 万華区大理街99号 |
| | | 華江派出所 | 08 | 0208 | 万華区環河南路2段196号 |
| | | 莒光派出所 | 09 | 0209 | 万華区莒光路171号 |
| | | 武昌路派出所 | 10 | 0210 | 万華区西寧南路4号 |
| | | 青年路派出所 | 11 | 0211 | 万華区万大路423巷114号 |
| 中山分局 | 03 | 中山一派出所 | 01 | 0301 | 中山区中山北路1段110号 |
| | | 中山二派出所 | 02 | 0302 | 中山区中山北路2段90号 |
| | | 圓山派出所 | 03 | 0303 | 中山区中山北路3段62号 |
| | | 長春路派出所 | 04 | 0304 | 中山区長春路206号 |
| | | 長安東路派出所 | 05 | 0305 | 中山区長春東路2段165号 |
| | | 民權一派出所 | 06 | 0306 | 中山区新生北路2段127-1号 |
| | | 建国派出所 | 07 | 0307 | 中山区民族東路284号 |
| | | 大直派出所 | 08 | 0308 | 中山区北安路456号 |
| 大安分局 | 04 | 新生南路派出所 | 01 | 0401 | 大安区仁愛路3段18号 |
| | | 和平東路派出所 | 02 | 0402 | 大安区和平東路1段143号 |
| | | 安和路派出所 | 03 | 0403 | 大安区信義路4段216号 |
| | | 瑞安街派出所 | 04 | 0404 | 大安区瑞安街23巷17号 |
| | | 敦化南路派出所 | 05 | 0405 | 大安区復興南路1段219-1号 |
| | | 羅斯福路派出所 | 06 | 0406 | 大安区羅斯福路4段113巷13号 |
| | | 臥龍街派出所 | 07 | 0407 | 大安区臥龍街185号 |

| 分局名 | 番号 | 派出所名 | 番号 | 全番号 | 所在地 |
|--------|----|---------|----|------|------------------|
| 中正第一分局 | 05 | 博愛路派出所 | 01 | 0501 | 中正区博愛路119号 |
| | | 忠孝西路派出所 | 02 | 0502 | 中正区公園路15号 |
| | | 忠孝東路派出所 | 03 | 0503 | 中正区忠孝東路2段10号 |
| | | 介寿路派出所 | 04 | 0504 | 中正区公園路54号 |
| | | 仁愛路派出所 | 05 | 0505 | 中正区仁愛路1段19号 |
| 中正第二分局 | 07 | 思源街派出所 | 01 | 0701 | 中正区汀州路3段72号 |
| | | 厦門街派出所 | 02 | 0702 | 中正区厦門街43号 |
| | | 南昌路派出所 | 03 | 0703 | 中正区南昌路1段7号 |
| | | 南海路派出所 | 04 | 0704 | 中正区南海路35号 |
| | | 泉州街派出所 | 05 | 0705 | 中正区中華路2段503号 |
| 松山分局 | 09 | 松山派出所 | 01 | 0601 | 松山区八德路4段692号 |
| | | 中崙派出所 | 02 | 0602 | 松山区南京東路4段12号 |
| | | 東社派出所 | 03 | 0603 | 松山区敦化北路199巷5-1号 |
| | | 三民派出所 | 04 | 0604 | 松山区民生費が白5段163-1号 |
| | | 民有派出所 | 05 | 0605 | 松山区民權東路3段162号 |
| 信義分局 | 11 | 五分埔派出所 | 01 | 1101 | 信義区永吉路333号 |
| | | 福德街派出所 | 02 | 1102 | 信義区松德路66号 |
| | | 三張犁派出所 | 03 | 1103 | 信義区信義路5段17号 |
| | | 吳興街派出所 | 04 | 1104 | 信義区吳興街262号 |
| | | 六張犁派出所 | 05 | 1105 | 信義区基隆路2段131-22号 |
| 士林分局 | 26 | 文林派出所 | 01 | 2601 | 士林区文林路235号 |
| | | 社子派出所 | 02 | 2602 | 士林区延平北路6段237号 |
| | | 後港派出所 | 03 | 2603 | 士林区福港街151号 |
| | | 蘭雅派出所 | 04 | 2604 | 士林区中山北路6段153号 |
| | | 芝山岩派出所 | 05 | 2605 | 士林区仰德大道1段16号 |
| | | 天母派出所 | 06 | 2606 | 士林区中山北路7段192号 |
| | | 永福派出所 | 07 | 2607 | 士林区仰德大道3段49号 |
| | | 山仔后派出所 | 08 | 2608 | 士林区格致路39号 |
| | | 溪山派出所 | 09 | 2609 | 士林区至善路3段263号 |
| | | 翠山派出所 | 10 | 2610 | 士林区中社路1段56号 |

| 分局名 | 番号 | 派出所名 | 番号 | 全番号 | 所在地 |
|--------|----|--------|----|------|------------------|
| 北投分局 | 27 | 石牌派出所 | 01 | 2701 | 北投区文林北路296号 |
| | | 永明派出所 | 02 | 2702 | 北投区石牌路2段101号 |
| | | 長安派出所 | 03 | 2703 | 北投区中央北路1段1号 |
| | | 大屯派出所 | 04 | 2704 | 北投区中和街534号 |
| | | 関渡派出所 | 05 | 2705 | 北投区大度路3段305号 |
| | | 光明派出所 | 06 | 2706 | 北投区泉源路14号 |
| | | 奇岩派出所 | 07 | 2707 | 北投区公館路209巷11号 |
| | | 公園派出所 | 08 | 2708 | 北投区紗帽路110号 |
| | | 竹子湖派出所 | 09 | 2709 | 北投区竹子湖路16号 |
| 文山第一分局 | 15 | 木柵派出所 | 01 | 1501 | 文山区木柵路2段202号 |
| | | 木新派出所 | 02 | 1502 | 文山区恒光街45号 |
| | | 復興派出所 | 03 | 1503 | 文山区木柵路1段54号 |
| | | 指南派出所 | 04 | 1504 | 文山区指南路2段177号 |
| | | 万芳派出所 | 05 | 1505 | 文山区万美街1段50号 |
| 文山第二分局 | 14 | 景美派出所 | 01 | 1401 | 文山区景中街2号 |
| | | 万盛派出所 | 02 | 1402 | 文山区羅斯福路5段151号 |
| | | 興隆派出所 | 03 | 1403 | 文山区興隆路2段156号 |
| 南港分局 | 13 | 同德派出所 | 01 | 1301 | 南港区同德路83号 |
| | | 南港派出所 | 02 | 1302 | 南港区興中路12巷2号 |
| | | 旧莊派出所 | 03 | 1303 | 南港区旧莊街1段213号 |
| | | 玉成派出所 | 04 | 1304 | 南港区向陽路150号 |
| 内湖分局 | 12 | 内湖派出所 | 01 | 1201 | 内湖区内湖路2段261号 |
| | | 潭美派出所 | 02 | 1202 | 内湖区新明路324号 |
| | | 西湖派出所 | 03 | 1203 | 内湖区瑞光路515号 |
| | | 大湖派出所 | 04 | 1204 | 内湖区成功路5段1号 |
| | | 文德派出所 | 05 | 1205 | 内湖区民權東路6段26号 |
| | | 東湖派出所 | 06 | 1206 | 内湖区五分街10号 |
| | | 康樂派出所 | 07 | 1207 | 内湖区康樂街110巷16弄20号 |
| | | 康寧派出所 | 08 | 1208 | 内湖区金湖路83号 |
| | | 港墘派出所 | 09 | 1209 | 内湖区内湖路1段550号 |

II.労働局

一・我が国の労働基準法における賃金、労働時間、休暇願い、休暇に関する規定

1. 賃金

労使双方が協議の上定める。我が国の労働基準法の適用を受ける事業体では、賃金は最低賃金（基本工資）を下回ってはならず、賃金の支払いは法定の通貨とするが、習慣や業務の性質により、一部を現物で支給することを労働契約で定めることができる。ただし、別に法令に定めのある場合、または労使双方の約定を定める場合はこの限りではない。例えば、就業サービス法第46条第1項第8款から第11款の外国人移住労働者の場合、賃金は全額直接労働者に給付しなければならない。

2. 労働時間

労使双方が定める労働契約による。労働基準法の適用を受ける事業体では、労働時間は1日8時間、2週間の合計労働時間は84時間を超えてはならない。残業については同法の規定による。連続して4時間の労働につき最低30分間の休憩がなければならないが、交替制を実行していたり、作業に連続性や緊急性がある場合は、雇用主が労働時間内に別に休憩時間を設定できる。

3. 休暇

労使双方が定める労働契約による。労働基準法の適用を受ける事業体では、7日ごとに2日を休日としなければならない、そのうち1日は例假日、1日は休息日とする。天災や事変、突発的な事件のために継続して労働が必要な場合は、出勤して作業しなければならない。

4. 休暇願い

(1) 「事假」(私用休暇)

個人が自ら処理しなければならない用事がある場合は「事假」をとることができる。年間の事假は合計14日を超えてはならない。事假の期間は無給となる。

(2) 「普通傷病假」(病氣休暇)

普通のケガ、疾病または身体上の理由により治療や休養が必要な場合は病氣休暇をとることができる。入院しない場合は年間合計30日を超えてはならない。

(3) 「公傷病假」(労災休暇)

労働災害の治療期間には労災休暇をとることができる。

5. 労働部が個人サービス業と認定公告した家政婦や介護員（就業服務法第46条第1項第9款の外国人移住労働者）については、労働者の健康と福祉を損なわない範囲で、労使双方が別に定めることができる。

6. 就業服務法第46条第1項第8款から第11款については、労働基準法を適用するほか、就業服務法の関連規定、すなわち飲食・宿泊費、生活服務照護計画などの規定に従わなければならない。

7. 労工保険と全民健康保険

(1) 中華民國の国民と、外僑居留証を交付された「外国人移住労働者」は健康保険に加入しなければならない。

(2) 外国人移住労働者が労働者を5人以上雇用している事業体で雇用されている場合、雇用主または所属の団体、または所属する機構を加入単位として「労工保険」に加入して被保険者となり、規定により毎月の保険料を納付しなければならない。

ならない。

- (3) 自然人に雇用されている「外籍家庭傭傭」(外国人家政婦)または介護員は労働保険の強制加入対象とならず、自主加入を原則とする。労働保険に加入する場合は、雇用主を加入単位とし、雇用許可書類などの写しを添えて直接「労保局」及び「健保署」で加入手続きをする。
- (4) 外国人移住労働者の労働保険のその他の権利義務については労働保険条例及び就業服務法の関係の規定による。

8. 労働者の福利

- (1) 50人以上の公営、民営の工場、鉱山、またはその他の企業組織は福利金を拠出して職工福利委員会が福利事項を行なわなければならない。事業機関は設立時の資本金と毎月の売上、従業員の毎月の給与および廃棄物転売費用(下脚変価費用)を職工福利金として拠出し、福利事項を行なう。被雇用者は外国人移住労働者も含め、職工福利を受ける。
- (2) 外国人移住労働者が所属する事業体が福利組織を設立していない場合は、その事業体の福利規定によるものとし、契約時にそれを定める。

二・外国人移住労働者の入境後および在留中に行なうこと

(就業服務法第46条第1項第8款から第11款に定める外国人移住労働者)

1. 定期健康診断

- (1) 外国人移住労働者は入境後、3日以内に雇用主を通じ、中央衛生主管機関が指定する病院で健康診断を受けなければならない。不合格者は「工作許可証」を申請できず、雇用主を通じて本

国に送還しなければならない。

- (2) 外国人移住労働者は入境して仕事を始めてから、または雇用主が変わってから満6ヶ月、18ヶ月、30ヶ月を経過する時点で、それぞれその前後30日以内に、雇用主を通じて中央衛生主管機関が指定する病院で定期健康診断を受け、不合格者は雇用主を通じて本国に送還しなければならない。
- (3) 外国人移住労働者が雇用主や業務を変更する時、すでに一年以上健康診断を受けていない場合は雇用主は雇用許可が発効した翌日から7日以内に、指定された病院での健康診断を手配しなければならない。

2. 入国の報告

- (1) 雇用主はまたは委託された就業サービス機関は外国人移住労働者の入国後、3日以内に「雇主聘僱外籍工作者入國通報單」に記入の上、台北市労働力重建運用処に入国を報告しなければならない。同時に外国人の就業住所を報告することもできる。
- (2) 労働力重建運用処は「雇主聘僱外籍工作者入國通報受理證明書」を発行した後、「外國人生活管理計畫書」にもとづいて検査を行なう。
- (3) 外国人は入国後、新生許可を得た住所に居住しなければならない。雇用主は外国人移住労働者が住所を変更（例えば、看護対象者の移動、事業体の宿舍移転、雇用主が仲介機関に居住地手配を委託する場合など）する時は、変更から7日以内に「外国人住宿地点変更通報單」をもって同外国人の原就業先所在地および原住宿地点の主観機関に報告し、同時に移転先県・市の地方主観機関に報告しなければならない。

3. 期限内に居留証を取得する

- (1) 外国人移住労働者が入境した後、雇用主は15日以内に労働部の許可書類と、市政府衛生局発行の健康診断の合格証明書類を添えて、内政部移民署に外僑居留証の交付を申請しなければならない。居留期間が6ヶ月以上に及ぶ場合は、外僑居留証を随時携帯しなければならない。外僑居留証を取得していない者はパスポートを随時携帯しなければならない。
- (2) 外僑居留証の申請時には、外国人移住労働者は本人が内政部移民署で手続しなければならない。

4. 期限内に雇用許可と雇用許可の延長を行うには？

外国人移住労働者が入境してから15日以内に、雇用主は雇用許可を申請しなければならない。許可期間は最長3年とする。

三・外国人移住労働者の安全、衛生

1. 労働災害を防ぎ、労働者の安全と健康を保障するために、職業安全衛生法の適用を受ける業種で雇用されている外国人移住労働者については、雇用主は規定に符合する安全衛生設備を設け、必要な安全衛生措置をとらなければならない。
2. 雇用主は外国人移住労働者に対し、職業安全衛生教育訓練を行わなければならない。外国人移住労働者にはこれを受ける義務がある。

四・労資争議の処理

1. 外国人移住労働者は工会(労働組合)に加入して会員となることができる。
2. 外国人移住労働者が労働基準法の適用を受ける事

業体に雇用されている場合、その労働契約の終止について規定する事項は以下の通りである。

- (1) 事業体の経営状況が悪く、業務の縮小、欠損、休業、譲渡などの状況が発生した場合は、事前に予告し、解雇手当（資遣費）を支給しなければならない。
 - (2) 労働者が過失を犯し、それが労働基準法に定める契約終止の法定事由である場合、雇用主は予告なしに労働契約を終止することができ、解雇手当を支給しなくてもよい。
 - (3) 雇用主が過失を犯し、それが労働基準法に定める契約終止の法定事由である場合、労働者は予告なしに労働契約を終止することができ、解雇手当支給を要求できる。
3. 労働契約期間が終了し、継続契約しない、あるいは新たな雇用主がない場合、外国人移住労働者は直ちに帰国しなければならない。
 4. 雇用主と外国人移住労働者が期間満了前に雇用関係を終止し、雇用許可満了の14日以上前に出国する予定のある場合は台北市労働力重建運用処に通知して確認を受け、「終止聘雇関係証明書」を取得しなければならない。「終止聘雇関係証明書」は台北市政府市民服務大プラットフォームで申請できる。
 5. 外国人移住労働者は就労規則と労働契約に基づいて定められた業務の義務を遵守しなければならない。それには労務に服すること、守秘義務、慎重に行動することが含まれる。
 6. 外国人移住労働者が労働基準法に関わる労資争議に係る場合、労資争議処理法の規定により、台北市労働局労働基準科（電話：02-2720-8889）に調停を求めることができる。

詳しくは、<https://bit.ly/2IED4Yq>

7. 外国人移住労働者（就業服務法第46条第1項第8款から第11款）が労働争議（労働基準法に関わらない）に関係する場合、台北市労働力重建運用処（電話：02-2338-1600）に協力をもとめることができる。

詳しくは、<https://bit.ly/2JxxYsE>

五・職場のセクシャル・ハラスメント

1. 「性別工作平等法」第12条の規定により、セクシャル・ハラスメントは以下の2種類に分けられる。
 - (1) 被雇用者が職務を遂行する際、性的な要求や、性的な意味や性差別を含む言動や行為によって、仕事の環境が敵意や脅迫、侵害を受けるものになり、人格の尊厳や人身の自由が侵害または阻害され、仕事に影響する場合。
 - (2) 雇用主が被雇用者や求職者に対し、性的な要求を明示または暗示したり、性的な意味や性差別を含む言動や行為を、労務契約の成立、存続、変更や配属、異動、報酬、評価、昇進や降格、賞罰等の交換条件とする場合。
2. 「性別工作平等法」第13条の規定により、雇用主はセクシャル・ハラスメントを予防防止しなければならない。被雇用者がセクシャル・ハラスメントを受け、雇用主がその事実を知った場合は、速やかに有効な改善と救済措置を採らなければならない。雇用主が規定に違反した場合は、新台幣10万元以上50万元以下の罰金に処せられる。セクシャル・ハラスメントについての疑問は、1955、1999、または113ホットラインで相談できる。

六・外国人の求職時の注意事項

1. 外国人配偶者が求職する際には自ら次の証明書を提示する。
 - (1) 身分証（正本）
 - (2) あるいは居留証（正本）および「依親」の根拠となる戸籍資料の正本（戸籍謄本など）*居留証取得前の外国人配偶者は就労できない
2. 外国人学生が求職する際には自ら次の3つの証明書を提示する。
 - (1) 居留証（正本）
 - (2) 学生証（正本）
 - (3) 工作許可証（正本）
3. 外国人学生の求職後の労働時間は、夏・冬休みの他は週に最長 20 時間とする。許可を申請して認められる最長期間は 6 ヶ月。
*雇用主は上記資料を従業員名簿として保管し、工作証の期限に注意すること

七・外国人労働者の相談サービス

1. 「1955外国人移住労働者24時間保護相談ホットライン」

全国的な24時間無料相談ホットライン「1995」では、バイリンガルサービス（中国語・英語・タイ語・インドネシア語・ベトナム語）を提供し、法令相談、申し立て受理、法律支援相談、保護・収容担当機関への連絡などのサービスを行なう。

2. 「台北市労働力重建運用処」

台北市労働力重建運用処外労検査課には、英語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語、インドネシア語に精通したスタッフがおり、緊急事案処理および就業サービス法関連規定の相談を受け付けている。同課の電話番号は以下の通り。

代表：02-2338-1600

英語：02-2338-1600 内線4113、4115、4116

インドネシア語：02-2338-1600 内線4122、4123、
4124、4131

02-2302-6651

ベトナム語：02-2338-1600 内線4114

02-2302-6705

タイ語：02-2338-1600 内線4119

フィリピン語：02-2338-1600 内線4120、4127

02-2302-6632

Fax：2302-6623

時間：月～金 8:30～17:30

所在地：台北市万華区艋舺大道101号4F

3. 「台湾国際空港外労相談サービス」

- ・桃園国際空港外労サービスステーション

電話：03-398-9002

- ・高雄空港外労サービスステーション

電話：07-803-6804、07-803-6419

4. 「労働部」相談ホットライン

①直接雇用聯合服務センター：02-6613-0811

(雇用主が直接雇用する外国人労働者に関連する
相談)

②労働部労働力發展署：02-8995-6000

(外国人労働者申請資格および工作許可に関する
相談)

Ⅲ.社会局

一・各種連絡先

| 組 織 | 所在地、電話 | 内 線 |
|----------------------|---|--------------------|
| 台北市政府社会局 | 台北市市府路1号 市民ホットライン「1999」 市外からは02-2720-8889 | 6947-8 |
| 人民団体科 | | 6956-8 |
| 社会救助科 | | 1609-13 |
| 心身障碍者福利科 | | 2267-8、 6963-4 |
| 老人福利科 | | 6966-8 |
| 婦女福利及児童託 育科 | | 6969-71 |
| 児童及少年福利科 | | 6972-4 |
| 総合企劃科 | | 6975-6 |
| 社会工作科(ソーシャル ワーク) | | 1632-4 |
| 台北市家庭暴力及 性的侵害防治中心 | | 台北市中正区延平南路123 号 |
| 台北市心身障害者 需求評価センター | 台北市中山区長安西路5巷2 号3F | 2511-2895 |
| 老人自費安養中心 | 台北市文山区興隆路4段109 巷30弄6号 | 2939-3146 |
| 広安居 | 台北市大同区帰綏街205号 4F | 2552-0501 |
| 遊民収容中心 (ホームレス) | 新北市中和区圓通路143号 | 2247-3005 |

二・福祉サービス

1. 人民団体・基金会・合作社の設立準備

- (1) 人民団体(社会団体と職業団体)と基金会・合作社の設立申請と指導。
- (2) 社会発展事業の相談と指導。

窓口：人民団体科

2. 低所得世帯・中低収入世帯の生活扶助及び福祉 (台北市民に限る)

窓口：社会救助科

3.心身障害者の福祉サービス

(1)相談窓口：1999（他県市からは02-2720-8889）
内線2267-8、6963-4

(2)児童発達相談・早期療育サービス：2756-8852

4.高齢者福祉サービス

(1)高齢者福祉サービス相談窓口：在宅ケア、施設に関するサービス、レクリエーションサービスなど。

相談窓口：老人福利科

(2)介護サービス管理センター：2537-1099

または長期介護ホットライン1966

5.特殊な境遇にある家庭への福祉サービス

申請資格

当市の市民と結婚登記し、下記の第1款から第7款の一つに該当し、かつ家庭の総収入と人数から計算した家族1人当たりの収入が3万3048元を超えず、なおかつ家庭の財産が1人当たり49万7400元を超えず、世帯全体の不動産が650万円を超えない場合、1人1回につき台北市の最低生活費(2019年度の標準は1万6580元)を最高3ヶ月間補助する。

- (1)65歳以下で、配偶者が死亡または捜索願が出されてから6カ月以上発見されていない。
- (2)配偶者から悪意により遺棄され、または配偶者から同居に堪えない虐待を受け、判決による離婚が確定しているか、協議離婚登記を完了している。
- (3)家庭内暴力の被害者（台北市家庭暴力及び性的侵害防治センターに相談）。
- (4)未婚で妊娠し、妊娠3ヶ月以上から分娩2ヶ月以内である。
- (5)離婚か配偶者の死去、または未婚出産により、

一人で18歳以下の子女を養っていて就労の能力がないか、または重大なケガあるいは6歳以下の子女養育のために就労できない場合。

(6) 配偶者が1年以上の実刑に服役中であるか、または自由を拘束される1年以上の保安処分を執行中である。

(7) その他、本局が3ヶ月以内に生活において重大な異変が起き、個人的な責任や債務が要因ではなく、希望した失業ではない等の事由であると判断した場合。

サポート内容：緊急の生活のサポート、児童託児補助、子女の生活費補助、子女の教育費補助、医療補助、法律訴訟補助、起業ローン補助、ケガの診断と心理治療補助。

窓口：婦女福利及児童託育科

6. 児童・少年福祉

(1) 託児サービス：婦女福利及児童託育科

台北市児童託育資源中心 2748-6008

(2) 児童と少年の性的搾取防制救援ホットライン：110、113

(3) 養子、里子サービス：児童及少年福利科

この業務を行なっている機構：財団法人中華民国児童福利聯盟文教基金会（2558-5806）、財団法人忠義社会福利事業基金会（2230-1100）、財団法人天主教福利会（2662-5184）、財団法人台北市基督徒救世会社会福利事業基金会（2729-0265）、財団法人励馨社会福利事業基金会（2362-6995）、台北市児童及少年収出養服務資源中心（電話：2558-3690）。

7. ソーシャルワーク

困難な状況に陥った家庭に対し、ソーシャルワークとして医療、就学、就労、収容など各種の福祉

サービスを提供。

窓口：社会工務科

8. ホームレスへのサービス

「遊民収容中心」と緊急保護センターの「広安居」を設置し、収容とケア、家族への連絡協力、居住場所、家庭の再建、職業再建、就労紹介、医療紹介サービスなど。

窓口：社会工務科

遊民収容センター：2247-300／広安居：2557-8546

三・保護サービス

(一) 家庭内暴力

1. 家庭内暴力とは何か？

家庭内暴力とは、四親等以内の家族および16歳以上で現在またはかつて親密な関係にあった同居していないパートナーから受ける、身体的、精神的、経済的な嫌がらせやコントロール、脅迫あるいはその他の不法侵害の行為を指します。例えば配偶者または元配偶者、同居するまたは同居していないパートナーや兄弟、父母、子女の間の暴力行為など。

2. 家庭内暴力の徴候は？

家庭内で以下のような事態が発生したら、家族間の関係に赤信号が灯ったと考え、特に自己の身の安全に注意し、自分を守る方法を考えなければなりません。

①加害者は気分が激し易く、絶えず怒りや批判的、威嚇的な態度で家族に接し、加害者の意に沿わない者には懲罰を加える。しかも、暴力を行使することがしだいに多くなり、その程度や手段も徐々に深刻になっていく

場合。

- ②家族の中で身体に傷を負っている者があ
り、本人がその傷の原因を説明したがあ
り、説明があいまいか、不合理である
場合。特に子供や高齢者に、不衛生になる、
病気になっても適切な看護を受けていな
い、或いは気候に応じた衣類を身につけて
いないなど、受けるべき世話を受けていな
い状況が見られる場合。
3. 家庭内暴力を発見したらどうするか？
家庭内暴力は犯罪行為です。全ての人に家庭
内暴力を防ぐ責任と被害者に協力する義務が
あり、また暴力の脅威から免れる自由があり
ます。助けを求める最も効果的な方法は、110
番または「113」（24時間体制の全国保護ダイヤ
ル）に通報することです。

(二) 性的侵害

1. 性的侵害とは？
性的侵害は一種の暴力犯罪行為であり、い
かなる年齢でも発生する可能性があります。交
際している間柄でも、男女のどちらの側にも
不快な親密行為を拒否する権利があります。
2. 性的侵害の被害にあったらどうしますか？
- (1) すぐに安全な場所に避難します。
 - (2) 衣服を着替えたり捨てたりせず、そのま
まの状態を保ってください。
 - (3) 証拠を保存するため、身体を洗う、手を洗
う、歯を磨く、顔を洗う、トイレに行く等の
行為はしないでください。
 - (4) 信頼できる友人や家族に電話で知らせ、
110または113（24時間全国保護ダイヤル）

に助けを求めます。

3. 「性的侵害被害者ワンストップサービス」
台北市立聯合病院である忠孝・陽明・中興・仁愛・和平婦幼院区および万芳病院の6病院では、性的侵害被害者に「ワンストップサービス」を提供しています。警察と医療看護とソーシャルワークの担当者が協力し、被害者が一ヶ所で必要なサービスをすべて受けられます。
 - *聯合病院忠孝院区：台北市南港区同徳路87号 (02)2786-1288
 - *聯合病院陽明院区：台北市士林区雨声街105号 (02)2835-3456
 - *聯合病院中興院区：台北市大同区鄭州路145号 (02)2552-3234
 - *聯合病院仁愛院区：台北市大安区仁愛路4段10号 (02)2709-3600
 - *聯合病院和平婦幼院区：
 - 女性被害者（婦幼院区）：台北市中正区福州街12号 (02)2391-6470
 - 男性被害者（和平院区）：台北市中正区中華路2段33号 (02)2388-9595
 - *万芳病院：台北市文山区興隆路3段111号 (02)2930-7930

(三) 「台北市政府家庭内暴力および性的侵害防治センター」で受けられるサポート

1. 24時間体制の救援通報：2361-5295 内線6226
2. 24時間体制の緊急救援、傷害検査と証拠取得への付き添い。
3. 心理治療、カウンセリング、緊急保護、法律面でのサポート。

4. 加害者に対する事後の指導と心身の治療。
5. 各種教育、訓練と指導の推進。
6. その他の家庭暴力および性暴力に関する措置。

四・セクシャル・ハラスメントの防止

台北市政府は「性騷擾防治委員会」を設立し、セクシャル・ハラスメントに関する相談を受け付けています。職場や求職の場で被害にあった場合は1999（市外からは02-2720-8889）内線7023（労働局）で、学生が学校で校長や教職員、用務員または他の学生から被害にあった場合は1999（市外からは02-2720-8889）内線1212（教育局）で相談を受け付けています。上記以外の状況の場合は1999（市外からは02-2720-8889）内線3356または4533（社会局）で相談できます。

五・各区の社会福祉センター(社会福利服務中心)

| 区 | 所在地 | 電話 | |
|----|-------------------------------|-----------|-----------|
| 中山 | 合江街137号3F | 2515-6222 | 2515-6223 |
| 大同 | 昌吉街57号6F | 2597-4452 | 2594-7064 |
| 中正 | 延平南路207号6F | 2396-2340 | 2396-2332 |
| 萬華 | 梧州街36号5F | 2336-5700 | |
| 大安 | 四維路198巷30弄5号2F之9 (成功國宅35棟) | 2700-0960 | 2703-0523 |
| 文山 | 興隆路2段160号6F | 2932-3587 | 2932-3591 |
| 信義 | 松隆路36号5F | 2761-6515 | 2761-4755 |
| 松山 | 民生東路5段163号之1号2F | 2756-5018 | 2756-4934 |
| 内湖 | 星雲街161巷3号4F | 2792-8701 | |
| 南港 | 市民大道8段367号3F | 2783-1407 | 2783-1287 |
| 士林 | 忠誠路2段53巷7号9F | 2835-0247 | |
| 北投 | 新市街30号5F | 2894-2640 | 2894-5933 |

六・女性のための福祉機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|--------------------|----------------------|-------------------------|
| 台北市家庭暴力及性的侵害防治中心 | 中正区延平南路123号 | 2361-5295 |
| 台北市性騷擾防治委員會 | 信義区市府路1号 | 2720-8889 #3365/4553 |
| 松德婦女及家庭服務中心 | 信義区松德路25巷60号1F | 2759-9176 |
| 北投婦女及家庭服務中心 | 北投区中央北路一段12号6F | 2896-1918 |
| 文山婦女及家庭服務中心 | 文山区景後街151号3F | 2935-9595 |
| 大安婦女及家庭服務中心 | 大安区延吉街246巷10号5F | 2700-7885 |
| 内湖婦女及家庭服務中心 | 内湖区康樂街110巷16弄20号7F | 2634-9952 |
| 大直婦女及家庭服務中心 | 中山区大直街1号2F | 2532-1213 |
| 萬華婦女及家庭服務中心 | 萬華区東園街19号4F | 2303-0105 |
| 財団法人天主教善牧社会福利事業基金会 | 中正区中山北路一段2号11F 1100室 | 2381-5402 |
| 財団法人現代婦女基金会 | 中正区羅斯福路一段7号7F-1 B室 | 2391-7133 |
| 財団法人勵馨社會福利事業基金会 | 新北市新店区順安街2-1号1F | 8911-8595 |
| 財団法人婦女救援社会福祉事業基金会 | 大同区民生西路240号10F | 2555-8595 |
| 中華民國新女性聯合會 | 中正区林森北路9巷10号2F | 2397-1214 |
| 財団法人台北基督教女青年會 | 中正区青島西路7号6F | 2381-2381 |

七・ひとり親家庭のサポート機関

| 名 称 | 対 象 | 所在地と電話番号 | 主な管轄 |
|-----------------|--------|---------------------------------------|----------|
| 東区単親 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 松山区南京東路五段251 巷46弄5号7F 2768-5256 | 松山 南港 |
| 西区単親 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 大同区迪化街一段21号 7F 2558-0170 | 大同 士林 |
| 松德婦女及 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 信義区松德路25巷60号 1F 2759-9176 | 信義 南港 |
| 北投婦女及 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 北投区中央北路一段12 号6F 2896-1918 | 北投 士林 |
| 内湖婦女及 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 内湖区康樂街110巷16弄 20号7F 2634-9952 | 内湖 |
| 大直婦女及 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 中山区大直街1号2F 2532-1213 | 中山 士林 |
| 大安婦女及 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 大安区延吉街246巷10号 5F 2700-7885 | 大安 |
| 萬華婦女及 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 台北市萬華区東園街19 号4F 2303-0105 | 萬華 |
| 文山婦女及 家庭服務中心 | ひとり親家庭 | 文山区景後街151号3F 2935-9595 | 文山 |

八・未成年の妊娠の相談窓口

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 |
|--------------------|----------------------|-----------|
| 台北市東区少年服務 中心 | 松山区敦化北路199巷5号 3F | 2719-1980 |
| 台北市西区少年服務 中心 | 万華区東園街19号1F | 2306-0070 |
| 台北市南区少年服務 中心 | 大安区延吉街246巷10号 4F | 2704-8595 |
| 台北市北区少年服務 中心 | 北投区中央北路1段12号 5F | 2897-1567 |
| 台北市中山大同区少 年服務中心 | 大同区延平北路2段242号 | 2596-5960 |
| 台北市南港信義少年 服務中心 | 信義区信義路6段12巷21 号1F | 2346-8070 |

九・女性の一時的な居住サポート機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|--------------|-----------------------|-----------|
| 天主教善牧社会福利基金会 | 中正区中山北路一段2号 6F606室 | 2381-5402 |
| 勵馨社会福利事业基金会 | 新北市新店区順安街2-1号 1F | 8911-8595 |

十・新移民のサポート

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------|
| 新移民婦女及家庭服務中心 | 大同区迪化街一段21号7F | 2558-0133 |
| 東区新移民社区關懷拠点(管轄地域: 松山・南港・内湖) | 内湖区康寧路3段189巷83巷 83弄19号1F | 2631-7059 |
| 西区新移民社区關懷拠点(管轄地域: 万華・中正・大同) | 中正区延平南路207号4F | 2361-6577 |
| 南区新移民社区關懷拠点(管轄地域: 文山・大安・信義) | 文山区景興路127巷7号 | 2931-2166 |
| 北区新移民社区關懷拠点(管轄地域: 士林・北投・中山) | 中山区長春路232号4F | 2504-0399 |

十一・各区高齢者サービスセンター

| 名 称 | 所 在 地 | 電 話 |
|-------------|------------------|------------------------|
| 大同老人服務中心 | 大同区昌吉街57号6F | 2594-7064 |
| 大安老人服務中心 | 大安区四維路76巷12号1-5F | 2708-6255 |
| 松山老人服務中心 | 松山区健康路317号1-2F | 2768-5636 |
| 士林老人服務中心 | 士林区忠誠路2段53巷7号5F | 2838-1571 |
| 中山老人住宅・服務中心 | 中山区新生北路2段101巷2号 | 2542-0006 |
| 中正老人服務中心 | 中正区貴陽路1段60号 | 2381-4571 |
| 中正国宅銀髮族服務中心 | 万華区青年路52号1F-2 | 2309-0660 2309-2735 |

| 名 稱 | 所 在 地 | 電 話 |
|----------|------------------------|------------------------|
| 內湖老人服務中心 | 內湖區康樂街110巷16弄20號 5F | 2632-5560 |
| 文山老人服務中心 | 文山區萬壽路27號6F | 2234-4893 |
| 北投老人服務中心 | 北投區中央北路1段12號3F | 2892-9702 |
| 信義老人服務中心 | 信義區松隆路36號4F | 8787-0300 |
| 南港老人服務中心 | 南港區重陽路187巷5號1F | 2653-5311 |
| 萬華老人服務中心 | 萬華區西寧南路4號A棟3F | 2361-0666 |
| 龍山老人服務中心 | 萬華區梧州街36號3F | 2336-1880 2336-1881 |

IV.衛生局

一・市民サービス情報

- (一) 所在地:台北市11008 信義区市府路1号(東南区1~3階)
- (二) 市民ホットライン:1999、市外からは02-2720-8889
- (三) 医療過誤問題相談電話:02-2728-7080
- (四) 消費者サービス(食品・薬品・化粧品管理):02-2720-8777
- (五) 外国人移住労働者健康管理業務:02-2375-9800内線1959、1956、1953
- (六) 防疫ホットライン(各種伝染病の報告、相談):02-2375-3782
- (七) 衛生局のホームページ
<https://health.gov.taipei/>
衛生局、サービスセンターの業務紹介、健康、防疫、保健、医療等に関する情報提供。
- (八) 台北市社区心理衛生センター
<https://mental-health.gov.taipei/>
所在地:10053台北市中正区金山南路1段5号
電話:02-3393-7885

二・台北市立関渡医院—台北荣民总医院に運営委託

臺北市11260北投区知行路225巷12号

<http://www.gandau.gov.tw/>

02-2858-7000

三・台北市立萬芳医院—財団法人台北医学大学に運営委託

台北市11696文山区興隆路3段111号

<http://www.wanfang.gov.tw/>

02-2930-7930

四・台北市立聯合醫院

電話：02-2555-3000 外国語相談窓口1999内線888

<http://www.tpech.gov.taipei/>

| 機 関 | 所在地(台北市内) | 電 話 |
|---|--------------------------|----------------------|
| 中興院区 | 10341大同区鄭州路145号 | 02-2552-3234 |
| 仁愛院区 | 10629大安区仁愛路四段10号 | 02-2709-3600 |
| 和平婦幼院区 | 10065中正区中華路二段33号 (和平) | 02-2388-9595 (和平) |
| | 10078中正区福州街12号 (婦幼) | 02-2391-6470 (婦幼) |
| 陽明院区 | 11146 士林区雨聲街105号 | 02-2835-3456 |
| 忠孝院区 | 11556 南港区同德路87号 | 02-2786-1288 |
| 林森中医 昆明院区 | 10844万華区昆明街100号 (中医) | 02-2388-7088 (中医) |
| | 10453中山区林森北路530号 (林森) | 02-2591-6681 (林森) |
| | 10844万華区昆明街100号 (昆明) | 02-2370-3739 (昆明) |
| 松德医院 | 11080信義区松德路309号 | 02-2726-3141 |
| ベトナム語とミャンマー語の問い合わせ時間： (月～金) 9：00-12：00、13：00-16：00 (土) 9：00-12：00 | | |

五・12区の健康サービスセンター一覧

<https://health.gov.taipei/cp.aspx?n=43D2F011F36207ED>

| 区 | 所在地・電話・ホームページ・外国語サービス |
|-----|---|
| 松山区 | 10566八德路四段692号6F 02-2767-1757 https://www.sshc.gov.taipei/ 電話の外国語サービスはなく、 現場でのみ外国語相談可能。 |
| 信義区 | 11049 信義路五段15号 02-2723-4598 https://www.xyhc.gov.taipei/ 電話の外国語サービスはなく、 現場でのみ外国語相談可能。 |

| 区 | 所在地・電話・ホームページ・外国語サービス |
|-----|---|
| 大安区 | 10671 大安区辛亥路3段15号 02-2733-5831 https://www.dahc.gov.taipei/ 外国語相談は現場でのみ。 日本語（火曜/木曜）9:00～12:00 英語（金曜）9:00～12:00、13:30～16:30 スペイン語（金曜）13:30～16:30 |
| 中山区 | 10402 中山区松江路367号7F 02-2501-4616 https://www.zshc.gov.taipei/ 外国語専用電話はなし。現場での相談のみ。 インドネシア語（火曜）9:00～12:00 ベトナム語（木曜）9:00～12:00 |
| 中正区 | 10075 中正区桔嶺街24号 02-2321-5158 https://www.zzhc.gov.taipei/ 外国語専用電話はなし。 現場での外国語相談時間は下記の通り。 ベトナム語（火曜）9:00～12:00 インドネシア語（隔週火曜）14:00～16:30 |
| 大同区 | 10361 大同区昌吉街52号 02-2585-3227 https://www.dthc.gov.taipei/ 外国語専用電話はなし。 現場での外国語相談時間は下記の通り。 英語（月曜）13:30～16:30 ベトナム語（金曜）13:30～16:30 |
| 萬華区 | 10869 萬華区東園街152号 02-2303-3092 https://www.whhc.gov.taipei/ 現場での外国語相談のみ。 英語（月曜）8:30～11:30 ベトナム語（火曜）13:30～16:30 |
| 文山区 | 11606 文山区木柵路三段220号1F 02-2234-3501 https://www.wshc.gov.taipei/ 外国語専用電話はなし。 現場での外国語相談時間は下記の通り。 インドネシア語（火曜）13:30～16:30 ベトナム語（水曜）13:30～16:30 日本語（金曜）13:30～16:30 |
| 南港区 | 11579 南港路一段360号7F 02-2782-5220 https://www.nghc.gov.taipei/ （内線9） 現場での外国語相談のみ。 ベトナム語（火曜）13:30～16:30 インドネシア語（奇数週の水曜）13:30～16:30 |

| 区 | 所在地・電話・ホームページ・外国語サービス |
|-----|--|
| 内湖区 | 11466 民権東路六段99号 02-2791-1162 https://www.nhhc.gov.taipei/ 外国語専用電話はなし。 現場での外国語相談時間は下記の通り。 インドネシア語（月曜）09:30～11:30 ベトナム語（月曜）13:30～16:30 英語（火曜）13:30～16:30 タイ語（第1・3週木曜）09:30～11:30 （第2・4週木曜）13:30～16:30 |
| 士林区 | 11163 中正路439号2F 02-2881-3039 https://www.slhc.gov.taipei/ 外国語専用電話はなく、現場のみ。 インドネシア語（火曜）13:30～16:30 英語（火曜）13:30～16:30 ベトナム語（水曜）13:30～16:30 |
| 北投区 | 11267 石牌路2段111号7F 02-2826-1026 https://www.bthc.gov.taipei/ 外国語相談は現場のみ インドネシア語（火曜）13:30～16:30 ベトナム語（木曜）14:00～17:00 ベトナム語サービスは以下の場所。 北投問診部-台北市北投区新市街30号5F 02-2891-2670 |

六・台北市救急責任病院

| 病 院 名 | 所在地／電話 |
|---------|----------------------------------|
| 万芳病院 | 11696文山区興隆路三段111号 02-29307930 |
| 台湾大学病院 | 10002中正区中山南路7号 02-23123456 |
| 台北荣民総病院 | 11217北投区石牌路二段201号 02-28712121 |
| 馬偕病院 | 10449中山区中山北路二段92号 02-25433535 |
| 台北長庚病院 | 10507松山区敦化北路199号 02-27135211 |
| 台北国泰病院 | 10630大安区仁愛路四段280号 02-27082121 |

| 病 院 名 | 所在地／電話 |
|----------------|-------------------------------------|
| 台北医学大学付設病院 | 11042信義区呉興害252号 02-27372181 |
| 台安病院 | 10556松山区八德路二段424号 02-27718151 |
| 三軍総病院（内湖） | 11490内湖区成功路二段325号 02-87923311 |
| 西園病院 | 10864万華区西園呂二段270号 02-23076968 |
| 新光呉火獅記念病院 | 11101士林区文昌路95号 02-28332211 |
| 三軍総病院松山分院 | 10581松山区健康路131号 02-27642151 |
| 博仁病院 | 10560松山区光復北路66～68号 02-25786677 |
| 振興病院 | 11220北投区振興街45号 02-28264400 |
| 康寧病院 | 11477内湖区成功路五段420巷26号 02-26345500 |
| 中国医薬大学台北分院 | 11449内湖区内湖路二段360号 02-27919696 |
| 台北市立聯合病院中興院區 | 10341大同区鄭州路145号 02-25523234 |
| 台北市立聯合病院仁愛院區 | 10629大安区仁愛路四段10号 02-27093600 |
| 台北市立聯合病院和平婦幼院區 | 10065中正区中華路二段33号 02-23889595 |
| 台北市立聯合病院陽明院區 | 11146士林区雨声街105号 02-28353456 |
| 台北市立聯合病院忠孝院區 | 11556南港区同德街87号 02-27861288 |

七・地域心理カウンセリングサービス拠点

※の場所は各区健康服務中心の1階（元衛生所）

| 地 域 | 所在地／電話 |
|--------|----------------------------------|
| 信義区門診部 | 台北市信義区信義路五段15号※ 02-87804152 |
| 中正区門診部 | 台北市中正区牯嶺街24号※ 02-23210168（火曜） |

| 地 域 | 所在地／電話 |
|----------|---|
| 中山区門診部 | 台北市中山区松江路367号※ 02-25013363 |
| 大安区門診部 | 台北市大安区辛亥路三段15号※ 02-27390997 (火木金) |
| 松山区門診部 | 台北市松山区八德路四段692号※ 02-27653147 |
| 南港区門診部 | 台北市南港区南港路一段360号※ 02-27868756 |
| 大同区門診部 | 台北市大同区昌吉街52号※ 02-25948971 |
| 内湖区門診部 | 台北市内湖区民権東路六段9号※ 02-27908387 |
| 士林区門診部 | 台北市士林区中正路439号※ 02-28836268内線14 |
| 萬華区門診部 | 台北市万華区東園街152号※ 02-23395384 |
| 北投区門診部 | 台北市北投区新市街30号5F 02-28912670内線9 |
| 文山区政大門診部 | 台北市文山区指南路二段117号 02-82377441, 02-82377444 |
| 社区心理衛生中心 | 台北市中正区金山南路一段5号 02-33936779内線10 |

注1：カウンセリングの時間とカウンセラー名は当日の外来受付窓口で確認してください。

注2：毎月のカウンセリング時間表は台北市政府衛生局心理衛生中心のサイト (<https://mental-health.gov.taipei/>) の「門診表」→「社区心理諮商服務処」でご覧いただけます。

注3：現在、北投区の柯書林、大同区／社区心理衛生センターの王淳弘、信義区の曹国璽が中国語と英語のカウンセリングを行なっています。

注4：地域心理衛生センターでは、新移民のために「新移民心理カウンセリングサービス」を提供しています（ベトナム語、インドネシア語、タイ語の通訳が協力）。電話：02-3393-6779内線23。

八・新移民の健康ケアサービス

(一) 優生保健減免措置と費用補助 (単位はNT\$)

1. 台北市政府の「助妳好孕」生育補助プラン

①結婚後、妊娠前の健康診断補助—女性1,595元／男性655元

②妊婦の「ダウン症検査」補助 (二者択一)

- ・初期ダウン症検査：配偶者が台北市に戸籍を置く、妊娠9-13週の新移民妊婦に検査費2,200元
- ・中期ダウン症検査：配偶者が台北市に戸籍を置く、妊娠15-20週の新移民妊婦に検査費1,000元

2. 出生前遺伝診断補助

出生前の遺伝診断検査費5,000元を補助

3. 新移民の帰化前、全民健保加入前の出生前検査費用補助：1回の妊娠につき10回まで。補助金額は衛生福利部国民健康署の補助標準に従う。

4. 妊娠満35週から38週未満の妊婦のB群溶血性連鎖球菌検査に500元補助。

(二) 12区の健康サービスセンター新移民地域保健相談ステーションで衛生医療通訳サービス。

(三) 新移民の団体活動をサポート。

(四) 新婚および産後の新移民家庭に健康に関する電話または訪問サービス。

(五) 多言語の衛生保健教材編集発行。

(六) 新移民ケアサイト (<http://www.health.gov.tw>)。

(七) 0～6歳児のための「台北市児童発達画像スクリーニング・インタラクティブ・サイト」(<https://health.gov.taipei/>)では、楽しい画像と7言語 (国語、台湾語、客家語、英語、

ベトナム語、インドネシア語、タイ語) によるスクリーニングを提供しており、新移民が幼児の発達の重要な時期を掌握できるようにしている。また、本局のサイト (<https://health.gov.taipei/> 兒童及青少年保健專區) からは、ベトナム語、インドネシア語、タイ語の兒童発達スクリーニング表をダウンロードできる。

V.教育局

一・外国学生來台留学辦法

(外国人学生の中華民國留學規則)

2017年9月8日改正

第1条

本規則は大学法第25条第3項、專科學校法第32条第1項、高級中等教育法第41条第1項及び国民教育法第6条第3項の規定により定める。

第2条

外国籍を有し、なおかつ中華民國籍を有したことがなく、申請時に華僑学生の身分を持たない者は、本規則の規定に従って入学を申請できる。

外国籍を有し、なおかつ下記の規定に符合し、最近海外に連続6年以上居住している者も、本規則の規定に従って入学を申請できる。但し、大学で医学、齒科医学、中医学を学ぶ場合は、その連続居住期間を8年以上とする。

- 一、申請時に中華民國国籍も持つ者は、一度も台湾に戸籍を置いたことがないこと。
- 二、申請前に中華民國国籍を有していたことがあるが、申請時にはすでに中華民國国籍を持たない場合は、内政部が国籍喪失を許可した日から申請時まで満8年を経過していること。
- 三、前二項のいずれの場合も、かつて華僑学生身分で台湾で就学したことがなく、なおかつ当該学年度に海外連合学生募集委員会による分發を受けていないこと。

教育合作協議により、外国の政府・機構または学校の推薦を受けて台湾で就学する外国国民で、一度も台湾に戸籍を置いたことがない者は、主管教

育行政機関の審査許可を得れば前二項目の規定の制限を受けない。

第二項に定める6年、8年は、入学を予定する学期の開始日（2月1日または8月1日）から遡って計算する。

第二項の海外とは、大陸地区と香港・マカオ以外の国・地域を指す。連続居住とは、外国人学生が毎暦年、国内に停留する期間が120日を超えないことを指す。海外での連続居住期間の計算期間の初日と最終日が完全な暦年に属さない場合、各年度の計算期間内の国内停留期間が120日を超えないことを以て認定する。但し、以下の状況の一つに符合し、それを証明する関連書類を有する場合はこの限りではない。国内での停留期間は海外居住期間に合わせて計算しない。

- 一、僑務主管機関が開催する海外青年技術訓練班あるいは教育部が認定する技術訓練専班への就学。
- 二、教育部の審査許可を得て外国学生を募集する大專校院の華語文センターに合計2年未満就学。
- 三、交換学生で、その交換期間の合計が2年未満の者。
- 四、中央目的事業主管機関の許可を得て來台実習し、その実習期間が2年に満たない者。

外国国籍を有すると同時に中華民国国籍も持ち、なおかつ本規則が2011年2月1日に改正施行される前に中華民国国籍喪失を申請した者は、原規定に従って入学を申請でき、第二項の制限を受けない。

第3条

外国の国籍を持つとともに香港またはマカオの永久居住資格を持ち、なおかつ台湾に戸籍を設けたことはなく、申請時に連続6年以上香港・マカオ

あるいは海外に居住している者は、本規則の規定によって入学を申請できる。但し、大学で医学、歯科医学、中医学を学ぶ場合は、その連続居住期間を8年以上とする。

前項の連続居住とは、毎年の国内での停留期間が合計120日を超えないことを指す。但し、前条第五項の第一款から第四款の状況の一つに符合し、関連証明書を持つ場合はこの限りではなく、その国内停留期間を海外連続居住期間に合わせて計算しない。

かつて大陸地区住民で外国国籍を有し、台湾に戸籍を設けたことがなく、申請時に海外に連続6年以上居住している者は、本規則の規定によって入学を申請できる。但し、大学で医学、歯科医学、中医学を学ぶ場合は、その連続居住期間を8年以上とする。

前項の連続居住とは、毎年国内での停留期間が合計120日を超えないことを指す。但し、前条第五項の第一款から第四款の状況の一つに符合し、関連証明書を持つ場合はこの限りではなく、その国内停留期間を前項の連続居住期間に合わせて計算しない。

第一項および第三項に定める6年、8年は、入学を予定する学期の開始日（2月1日または8月1日）を最終日として計算する。

第一項から第四項に定める「海外」については前条第五項の規定を準用する。

第4条

外国人学生の、前二条の規定による台湾での就学は一回を限度とする。就学を申請した学校の課程を修了した後は、修士以上の課程を申請する場合は各校の規定により手続きできるが、引き続き

我が国で就学する場合は、その入学方式は中華民国国内の一般学生と同等とする。

第5条

大学および2年制専科学校（以下、大專校院）が実際に募集する外国人学生の定員は、教育部が審査決定した当該学校の同年度の学生募集定員に百分の十を加えた数を原則とし、同学年度の学生募集総数と併せて教育部の審査許可を得なければならない。外国人学生募集定員が当学年殿審査を経た募集定員に百分の十を加えた数を超える場合は、合わせて増数計画（品質管理策および周辺措置を含む）を教育部の審査に提出しなければならない。ただし、国内の大学と外国の大学が共同で、なおかつ教育部の専案審査を経た学位専班については、この限りではない。

5年制専科学校および高級中等学校以下の学校が実際に募集する外国人学生の定員は、各主管教育行政機関が審査決定した当該学校の同年度の学生募集定員に百分の十を加えた数を上限とし、同学年度の学生募集総数と併せて格主幹教育行政機関の審査許可を得なければならない。

大專校院は、当学年度に審査許可を得た募集総定員の範囲内で、本国学生が定員に満たない場合は、外国人学生定員で不足を補うことができる。

第一項および第二項の募集定員には、正式の学籍がない外国人学生は含まない。

第6条

外国人学生を募集する大專学院は、外国人学生の公開募集規定案を作成して教育部の審査を得た後、外国人学生の入学申請を受け付ける学部学科、修業年数、募集人数、申請資格、試験方式及び審査方式とその他の規定を自校で定める。

第7条

大専校院への入学を申請する外国人学生は、各学校の指定する期間内に、以下に挙げる書類を添えて直接各学校に入学を申請しなければならない。審査もしくは試験に合格した者に、入学許可を出すものとする。

一、入学申請書。

二、学歴証明文書：

(1) 大陸地区の学歴：大陸地区学歴採認辦法の規定に従う。

(2) 香港・マカオの学歴：香港マカオ学歴検覈及採認辦法の規定に従う。

(3) その他の地域の学歴：

1. 海外の台湾人学校および大陸地区の台商学校の学歴は我が国の同級学校の学歴と同等。

2. 前二目以外の外国地域の学歴については大学辦理国外学歴採認辦法の規定に従う。但し、中国大陸に学校または分校を置く外国の学校の学歴については、大陸地区の公証処における公証を経て、行政院が設立または指定する機構あるいは委託する民間団体の検証を受けなければならない。

三、台湾での就学に足る財力証明、または政府・大専校院あるいは民間機構が全額の奨学金・助学金を提供する旨の証明。

四、申請する学校が規定するその他の文書。

各校が外国人学生の入学申請を審査する時は、前項第二款から第四款について、我が国の在外機構、または行政院が設立または指定する機構あるいは委託する民間団体の検証を経ていない文書に疑義が認められる時は、検証を求めることができ

る。検証を経たものについては検査証明協力を求めることができる。

第7-1条

外国人学生が納付した入学証明文書に、偽造や借用、改竄などの状況があった時は、入学資格を取り消さなければならない。すでに入学登録を済ませている場合は学籍を取り消し、いかなる学業証明も発給してはならない。卒業後に発覚した場合は、学校がその卒業資格を取り消し、学位証書を抹消しなければならない。

第8条

外国人学生が台湾で学士以上の学位を取得し、継続して修士以上の課程への入学を申請する場合は、我が国の各校の卒業証書と毎年の成績証明書類を用意し、第七条の規定に従って入学を申請することができ、第七条第1項第2款の規定の制限は受けない。

我が国の国内で外国僑民学校または我が国の高級中等学校付属のバイリンガル科(クラス)、あるいは私立高級中学以下の学校の外国カリキュラム班を卒業した外国人学生は、当該学校の卒業証書と暦年の成績証明書類をもって第七条の規定に従い入学を申請でき、第4条及び第七条第1項第2款の規定の制限を受けない。

第9条

外国人学生を募集する大専校院は、教育部が指定する外国人学生資料管理情報システムに、外国人学生の入学、転学、休学、退学または学生身分の変更・喪失などの状況を随時登録しなければならない。

第10条

外国人学生は、我が国の大専学院が行う「「回

流教育」として行なう学士課程、修士課程、社会人修士課程とその他の夜間、休日に授業を行うクラスの履修を申請できない。但し既に台湾に合法的に居留する身分を有する者、または就学する班別が教育部の専案審査を経た課程である場合はこの限りではない。

第11条

大專校院、5年制專科學校、高級中等学校以下の学校に外国人学生が入学登録する時、当該学年の第一学期の修業期間の三分の一を超えない時に登録した場合はその学期からの入学とし、同三分の一を過ぎた場合は第二学期あるいは翌年度からの入学登録とする。但し、主管教育行政機関に別途定めのある場合はこの限りでない。

第12条

大学の外国人学生が我国の大学を卒業後、学校の審査と教育部の許可を経て我が国で実習をする場合、その外国人学生としての身分は最長で卒業後1年まで延長できる。

外国人学生が台湾で就学した後、就学期間中に台湾で初めての戸籍登記や戸籍転入登記、帰化、あるいは中華民国国籍を回復した時は、外国人学生の身分を喪失し、退学させなければならない。

外国人学生が入学した学校において、操行や学業成績不合格、あるいは刑事事件の判決確定などで退学させられた場合、再び本規則による入学申請を行なうことはできない。

外国人学生の転校については各大專校院がそれぞれ関連規定を定め、学生募集規定に定めて教育部の審査決定に付す。但し、外国人学生が入学した学校において、品行不合格、あるいは刑事事件の判決確定などで退学させられた場合は大專校院

への転校就学はできない。

第13条

大専校院は正常な教学に影響しない範囲で、外国の学校と学術協力関係を結び、外国から交換学生を募集できる。また各校の入学規則を準用し、外国人の「選読生」を募集できる。

高級中学以下の学校は各主管教育行政機関の審査を経て、外国人学生を一年以下の短期研修に招くことができる。

第14条

国際学術協力計画またはその他の特殊な需要により外国人学生の専門クラスを設置する各級学校は、各級学校総量発展規模と資源条件に関する規定に従い、主管教育行政機関を経て教育部の審査決定を経なければならない。

第15条

教育部は大専校院及びその付設語学教育機構に就学している優秀な外国人学生を奨励するため、外国人学生の奨学金または学校が外国人学生の奨学金を設けるための補助金を設ける。

大専校院が外国人学生の台湾での就学を奨励するための奨学金や補助金を設ける場合は、自主的に経費を計上することができる。

第16条

各大専校院は、担当職員を配して、外国人学生の各種申請及び生活や学業の指導、連絡等の関連事項を処理しなければならない。またホームステイ先の紹介、中国語や文化の学習指導を強化し、外国人学生の我が国に対する理解を深めるようにしなければならない。

大専校院は毎年度、我が国の学生と外国人学生が相互に交流できるよう、不定期に外国人学生の

生活指導と学校内の国際化の推進に関する活動を行わなければならない。

第17条

5年制専科学校、大学附設専科部および高級中等学校以下の学校が外国人学生を募集する場合は、第20条の規定により、既に合法的に居留身分を取得している外国人学生が入学を申請する場合を除き、外国人学生の募集に関する計画を作成し、毎年11月30日までに主管の教育行政機関の許可を得てから募集する。各直轄市、県（市）の主管教育行政機関は毎年12月31日までに外国人学生を募集する学校のリストを教育部に提出しなければならない。

前項の計画の内容は外国人学生を管理する部門の設置、中国語、文化の学習課程の強化に関する計画と、外国人学生の宿舎に関する措置を含むこと。

第一項の募集する外国人学生の国別と定員については、必要な場合は教育部と内政部、外交部で協議し定める。

第18条

5年制専科学校および高級中等学校以下の学校への入学を申請する外国人学生は、第20条の別段の定めを除き、各校の指定する期間に以下の書類を添付して各学校に申請し、審査または試験に合格した場合は入学許可を発行する。

一、入学申請書。

二、学歴証明書：

- (1) 大陸地区の学歴：大陸地区学歴採認辦法の規定に従う。
- (2) 香港・マカオの学歴：香港マカオ学歴検覈及採認辦法の規定に従う。

(3) その他の地域の学歴：

1. 海外の台湾人学校および大陸地区の台商学校の学歴は我が国の同級学校の学歴と同等。
2. 前二目以外の外国・地域の学歴については、教育部の国外学歴審査認定関連規定に従う。中国大陸に設校または分校を置く外国の学校の学歴については、大陸地区の公証処における公証を経、行政院が設立または指定する機構あるいは委託する民間団体の検証を受けなければならない。

三、台湾での就学に足りる財力証明の証明。

四、台湾での「監護人」の資格証明書類。

五、我が国の在外機構で検証を受けた、父母またはその他の法定代理人が台湾の「監護人」に委任する委任状。

六、我が国の公証人が公証した在台「監護人」の同意書。

七、申請する学校が規定するその他の文書。

前項第二款の学歴証明書類については、国民小学校一年一学期に入学する場合は免除する。

各校が外国人学生の入学申請を審査する時は、第一項第二款、第三款および第七款について、我が国の在外機構、行政院が設立または指定した機構あるいは委託した民間団体の検証を経ていない文書に疑義が認められる時は、検証を求めることができる。検証を経たものについては審査協力を求めることができる。

第19条

前条にいう台湾の「監護人」とは、台湾に戸籍を有する中華民國国民で、無犯罪の警察刑事記録証明と、徴税機関が発行する最新年度の個人各類

所得総額が90万元以上である証明を提出しなければならない。

前項の規定に符合する場合、「監護人」になれるのは1人につき外国人学生1人を上限とする。ただし、校長または学校財団法人理事長あるいは董事が監護人となる場合は、1人につき外国人学生5人までの監護人を担当できる。

第20条

すでに台湾での合法的な居留身分を有し、5年制専科学校および高級中等学校以下の学校への入学を申請する学生は、以下の書類を添付して学校に申請し、審査を経て入学登録を行なう。

- 一、入学申請書。
- 二、合法的居留証書のコピー。
- 三、学歴証明書：
 - (1) 大陸地区の学歴：大陸地区学歴採認辦法の規定に従う。
 - (2) 香港・マカオの学歴：香港マカオ学歴検覈及採認辦法の規定に従う。
 - (3) その他の地域の学歴：
 1. 海外の台湾人学校および大陸地区の台商学校の学歴は我が国の同級学校の学歴と同等。
 2. 前二目以外の外国地域の学歴については、教育部の国外学歴審査認定関連規定に従う。中国大陸に設校し、または分校を置く外国の学校の学歴については、大陸地区の公証処における公証を経、行政院が設立または指定する機構あるいは委託する民間団体の検証を受けなければならない。

前項第三款に定める学歴証明書は、国民小学校一年一学期に入学する場合は免除する。

各校が外国人学生の入学申請を審査する時は、第一項第第三款について、我が国の在外機構、行政院が設立または指定した機構あるいは委託した民間団体の検証を経ていない文書に疑義が認められる時は、検証を求めることができる。検証を経たものについては審査協力を求めることができる。

高級中等学校以下の学校は、第一項の外国人学生が入学登録した後、主管教育行政機構に届け出る。

第一項の外国人学生が申請する高級中等学校以下の学校が定員に達して入学させられない場合は、主管教育行政機関に指導を申請し、定員に達していない学校に入学することができる。

高級中等学校以下の学校は第一項の入学試験の成績により、適切な学年に編入させるか、または1年間を期限としてクラスに付く「随班附讀」とし、試験に合格した場合は学籍を認めることができる。

第20-1条

外国人学生の本国で、戦乱や重大な災害あるいは重大な感染症流行などの状況が生じ、同地域の学校が正常に運営できない場合は、我が国の在外機構、またはその本国の中華民国駐在公館あるいは授権機構が関連評価資料を揃え、教育部が外交部や内政部入出国及移民署などの関連機関とともに認定した後、その高級中等学校および専科学校への入学を専案として生徒募集を行なう。

前項の専案就学で定員以上の募集を行なう場合は、各校は各該学制定員総数に100分の1を加えることを原則とする。

第21条

外国人学生が就学時に納付する費用は下記の規定に従う：

- 一、前二条の規定により入学する者および在外機構の推薦で来台就学する外交部台湾奨学金受奨学生、及び我が国の永久居留身分を持つ者は、就学する学校の定める本国人学生の基準に従う。
- 二、教育合作協議により入学する者は、協議規定に従う。
- 三、前二款以外の外国人学生は、就学する学校が定める外国人学生収費基準に従う。この費用基準は同級の私立学校の基準より低くてはならない。

本規則が2011年2月1日に改正施行される前に入学した学生については、その教育段階において納入する費用は原規定に従う。

第22条

外国人学生が登録する際、新入生は入境の当日から少なくとも6ヶ月有効な医療・傷害保険に加入している証明を、在校生は我が国の全民健康保険等の保険に関する証明書類を提出しなければならない。

前項の保険証明が外国で発行されたものである場合は、在外機構の検証を経なければならない。

第23条

外国人学生が就業服務法の規定に違反したことが調査を経て証明された場合、学校あるいは関連主管機関は規定にしたがって即刻処理しなければならない。

第24条

休学、退学または変更、学生の身分を変更する外国人学生については、学校は外交部領事事務局と、学校の所在地の内政部移民署の窓口へ報告

し、副本で教育部に通知しなければならない。

第25条

主管教育行政機関は必要に応じ、外国人学生を募集する学校を視察できる。学校が本規則に違反している場合は、関連法令の規定により処理する。学校が第23条の規定に従って処理しなかった場合は、各主管教育行政機関は状況により外国人学生募集定員を調整できる。

第26条

大専校院に付属する華語文センターで語学を学習する外国人学生については、その申請手続、奨学補助、管理と指導、欠席時間数が同学期の必要出席時間数の四分の一を超えた場合および学生身分の喪失の報告については第7条第1項の第1款、第3款、第4款、第9款、第15条、第16条、第22条と第24条の規定に従う。

第27条

第7条第1項第1款、第18条1項第1款と第20条1項第1款に定める文書の書式については、各学校で定める。第18条1項第5款と第6款に定める文書の書式については教育部で定める。

第28条

本規則は2012年8月1日より施行される。
本規則の改正条文は、2012年12月24日に修正公布された条文は2013年1月1日より施行され、2013年8月23日に修正公布された条文は、2013年9月1日より施行されるのを除き、公布日より施行される。

二・「台北市促進国際交流補助外国人学習中文要 点」

(台北市国際交流促進外国人中文学習補助要点)

2003年3月11日 第1207次市政会議可決

- (一) 台北市政府は都市外交を推進し、台北市の国際化を促進するために、外国人が来訪して中国語を学習することを奨励し、互惠の原則に従って本要点を定める。
- (二) 外国人が台北市の国際交流促進補助金（以下、本補助金）を申請する場合、教育部の「外国学生来華留学辦法」およびその他の法令に定めがある場合を除き、本要点に従って処理する。
- (三) 本要点で言う外国人とは、華僑学生の身分を持たず、なおかつ中華民国国籍を持たない外国人を指す。
- (四) 本補助金の費用は、台北市政府または関連する民間団体や基金会、企業から提供され、対象人数は経費の状況によって決める。人数は暫定的に毎年10名を原則とする。
- (五) 本補助金は一人一ヶ月2万5000元とし、補助金の審査支給は毎回6ヶ月を原則とし、一人につき一回を限度とする。
- (六) 本補助金を申請する者は、以下の資格の一つを備えていなければならない。
 - ① 台北市の姉妹都市の市民または学生で、中国語を学ぶ意欲があり、本国の他の奨学金・補助金を受けていない者。
 - ② 台北市の姉妹都市の市民または学生で、すでに台北市の大学付設中文教育機構に就学しており、本国の他の奨学金・補助金を受けていない者。

(七)本補助金を申請する者は、台北市の姉妹都市の市長の推薦書を提出しなければならない。同じ市が2人以上を推薦する場合は、優先順序をつけること。

(八)本補助金の審査支給作業は以下の通り。

- ①本補助金は、台北市の大学付属中文教育機構に申請受理を委託する。台北市政府と各中文教育機構は、申請を公開受理する前に、各種関連規定を公告しなければならない。
- ②本補助金は台北市政府教育局が審査小委員会を組織して審査する。
- ③委託を受けた中文教育機構は書類を揃えて台北市政府または補助金を提供する民間団体や基金会、企業などに費用を請求し、手続完了後は補助金を受けた学生の領収書と残額を台北市政府または補助金を提供する民間団体や基金会、企業に提出して清算する。
- ④補助金を受けた学生は学生平安保険に加入しなければならない。
- ⑤補助金を受ける同一国籍の学生数は斟酌して制限し、より多くの国籍の学生が補助金を受けられるようにする。

(九)補助金の取消と支給停止：

- ①補助金を受けている学生が、その期間中に一ヶ月に10時間以上欠席（届出ている場合も含む）し、または成績が80点以下の場合、同月または次学期の補助資格を取消す。
- ②委託を受けている中文教育機構で前述の状況または校則違反があつて補助金支給を取消し、または停止した時は、取消または停止の事実が発生した後、台北市政府または補助金を提供する民間企業や基金会、企業に書面で

報告し、副本で台北市政府教育局に通知する。

(十) 補助金を受ける学生は、毎週10時間以上の授業を選択し、グループ班での就学を原則とする。

教員と学生の対一の個別班の場合、グループ班より多い部分の学費・雑費は補助金を受ける学生が自ら納入し、補助金を受ける期間中、必ず在学することを保障しなければならない。

(十一) 本補助金を申請する者は、本補助金の審査決定を経た後は、延期や保留を申請することはできない。補助金を受ける学生は、本補助金を提供する民間団体や基金会、企業、台北市政府が手配する各種活動を受け入れなければならない。

関連するQ&A

Q：本補助金を申請するには、どのような資格が必要か？

A：①台北市の姉妹都市の市民または学生で、中国語を学ぶ意欲があり、本国の他の奨学金・補助金を受けていない者。

②台北市の姉妹都市の市民または学生で、すでに台北市の大学付設中文教育機構に就学しており、本国の他の奨学金・補助金を受けていない者。

Q：市長の推薦書の書式は？

A：市長の推薦書に書式の定めはないが、2人以上を推薦する時は優先順位をつけなければならない。

Q：2019年度の補助金対象の人数は？

A：2019年度の対象人数は10名。

Q：本補助金の金額は？

A：一人一ヶ月2万5000元。補助金の審査支給は毎回6ヶ月を原則とし、一人につき一回を限度とする。

Q：補助金を受けた者は、どの学校で学ぶのか？

A：補助金を受けた者は、「台北市促進国際交流補助外

国人学習中文要点」に列挙されている中文教育機構に就学する。

上記の「中文教育機構」

1. 国立台湾師範大学国語教学センター
サイト：www.mtc.ntnu.edu.tw/
所在地：台北市和平東路一段162号
電話：886-2-7734-5130
FAX：886-2-2341-8431
E-mail：mtc@mtc.ntnu.edu.tw
2. 国立台湾大学文学院語文センター
サイト：<http://ntulcoffice.liberal.ntu.edu.tw/>
所在地：10663台北市辛亥路2段170号
電話：886-2-3366-3419
FAX：886-2-2362-6926
E-mail：ntulcoffice@ntu.edu.tw
3. 国立政治大学華語文教学センター
サイト：mandarin.nccu.edu.tw
所在地：台北市文山区指南路二段64号
電話：886-2-29387141
FAX：886-2-29396353
E-mail：mandarin@nccu.edu.tw

三・教育関連のQ&A

Q：外国人の子女は、台北市の国民小学校に就学できますか。できる場合、どのような規定がありますか。

A：一、外国人の子女が台北市の国民小学校に就学したい場合、パスポートと外僑居留証と成績証明書類を持参の上、居留住所が属する学区の国民小学校に申請すれば、入学できます。

二、申し込んだ国民小学校がすでに定員に達している場合は、同校が、まだ定員に余裕のある近隣の国民小学校への申請に協力します。

三、外国人学生が本市の私立小学校への就学を希望する場合、パスポートと外僑居留証と成績証明書類を持参の上、就学を希望する私立小学校に申請すれば入学できます。ただし、就学を希望する学年がすでに定員に達している時は、学校に補欠登録し、定員に空きができた時に入学を通知する。

Q：外国人の学生は、台北市の高校や国民中学校に就学できますか。どのような規定がありますか。

A：一、外国人生徒が台北市の国民中学校に就学を希望する場合、パスポートと外僑居留証および我が国の在外公館が認証した外国の学校の卒業証書若しくは修業証明書及びその学校の全課程の成績表を提出し、住所のある学区の国民中学に申請すれば、すぐに入学できます。高校への就学を希望する場合は、「基北区高級中等学校免试入学」または「高中職転学考試」に参加して入学手続きをするか、「外国学生來台就学弁法」に従って就学申請してください。

二、申請した国民中学校がすでに定員に達している場合は、定員に余裕のある近隣の国民中学校へ再度申し込んでください。

三、前述の申請方法が適用できるのは、一回のみです。外国人生徒が就学を申請した学校の学課を終了後にさらに進学する場合、その入学方法は本国の一般学生と同等です。

Q：外国人学生の台北市の高校、中学、小学校の学費・雑費の納入について、特別の規定はありますか。

A：本国の学生と全く同じです。

Q：外国人幼児は台北市の公立幼稚園に入園できますか。

A：台北市の公立幼稚園の園児募集対象は、本市に戸籍を置く者、または本市に居留する外国籍および華裔（パスポートまたは居留証の正本、学区区分は居留地の住所に準ずる）で、2歳以上かつ小学校入学前の適齢幼児であり、なおかつ両親の一方または直系血族あるいは監護人が同じ世帯に籍を置いている者です。募集方法は一律に「申請登記」方法を採用しており、各学年度の園児募集規則に公告された応募登記日に各幼稚園に直接申請します。

四・外国人学校一覧

| 学 校 | 所在地/電話 |
|----------------------|----------------------------|
| 台北美国学校(米) (教育部管轄) | 台北市中山北路六段800号 2873-9900 |
| 台北韓国学校 | 台北市青年路68巷1号 2303-9126 |
| 台北市私立道明外僑学校 | 台北市大直街76号 2533-8451 |
| 台北伯大尼美国学校 | 台北市汀州路三段97号 2365-9691 |
| 台北市日僑学校 | 台北市中山北路六段785号 2872-3801 |
| 台北欧州学校 (中学部) | 台北市建業路31号 8145-9007 |
| 台北欧州学校 (小学部) | 台北市福国路99号 8145-9007 |
| 台北復臨美国学校 | 台北市莊頂路80巷64号 2861-6400 |
| 恩慈美国学校 | 台北市東新街67号 2785-7233 |

五・所属機關一覽

| 機 構 | 所在地/電話 |
|-------------|---------------------------------|
| 台北市政府教育局 | 11008信義区市府路1号8F 2720-8889 |
| 台北市立圖書館 | 10659大安区建國南路二段125号 2755-2823 |
| 台北市立動物園 | 11656文山区新光路二段30号 2938-2300 |
| 台北市立兒童新樂園 | 士林区承德路五段55号 2833-3823 |
| 台北市立天文科学教育館 | 11160士林区基河路363号 2831-4551 |
| 台北市家庭教育中心 | 10457中山区吉林路110号5F 2541-9690 |
| 台北市青少年發展处 | 10052中正区仁愛路一段17号 2351-4078 |

VI. 民政局

一・よくある質問

問1：外国籍の男性と中華民国籍の女性が結婚して生まれた子女は台湾でどのように戸籍を申請するか。

(一) 2000年2月9日に国籍法が改正公布されて以来、中華民国籍の女性と外国籍の男性の婚姻関係が存続中に中華国内で生まれた子女は、戸籍を置きたい地において「出生登記（出生届）」を行うことができる。

(ただし、国籍法が公布された時点で未成年だった者、つまり1980年2月10日以降に出生した子女は、内政部移民署に「定居證（定住証明）」を申請し、戸籍を登記する拠り所とする。) 子女の中国語名は中華民国民法第1059条の規定に符合し、中華民国国民が使用する氏名の習慣に符合する必要がある。その出生別順序は父系の普通婚で計算される。父親が外国人の場合も同じである。申請者が記載した申請書の内容により、国外ですでに子女が申請している場合、海外の機関が発給した身分証明書を提出しなければならない

(すべて中文の訳と中華民国の在外公館による認証を必要とする)。

(二) 申請手続き

1. 国内で生まれた場合

- (1) 父親または母親を申請者とし、戸籍を置きたい地のある「戸政事務所」に申請する。
- (2) 申請者が自身で申請できない場合、「委託書（委任状）」を用意し(委任状を国外で作成した場合は中文と中華民国の在外公館による認証を必要とする)、代理人が申請する。

2. 海外で生まれた場合

- (1) 20歳未満で、中華民国のパスポート、「入境證(入境許可)」副本、または外国パスポートで入境し、母親が台湾に戸籍がある場合、母親が「入出国及移民署」に「定居證」の発給を申請し、それをもとに戸籍の登記を申請する。
- (2) 20歳以上は、「入出国及移民法」およびその施行細則の関連規定により、台湾における長期居留と、定居証の取得を経て、戸籍登記を申請しなければならない。
- (3) 本人または世帯主が申請者となる。未成年の場合は法定代理人が申請者となる。

(三) 必要な書類

1. 国内で生まれた場合

- (1) 申請者の身分証明、印鑑（または署名）
- (2) 戸籍を置きたい地の「戸口名簿」
- (3) 出生証明書正本(子女の姓に関する約定を添付する)

2. 海外で生まれた場合

- (1) 「定居証」の正本（写真1枚）
- (2) 申請者の身分証明書類と印鑑（またはサイン）
- (3) 戸籍を置きたい地の「戸口名簿」
- (4) 世帯主または法定代理人の同意書

問2：外国籍の男性と中華民国籍の女性との間に未婚で生まれた子女は台湾でどのように戸籍を申請するか。生父の「認領登記（認知登記）」はどのようにするか。

(一) 戸籍申請について

1.申請手続

(1)国内で生まれた場合

- A. 生母を申請者とし、戸籍を置きたい地がある「戸政事務所」に「出生登記（出生届）」を行う。
- B. 申請者が自ら申請できない場合、委託書をもって他者に委託する。

(2)海外で生まれた場合

- A. 20歳未満で、中華民国のパスポート、「入境證（入境許可）」副本、または外国パスポートで入境し、母親が台湾に戸籍がある場合、母親が内政部移民署に「定居證」の発給を申請し、それをもとに戸籍の登記を申請する。
- B. 20歳以上は、「入出国及移民法」およびその施行細則の関連規定により、台湾における長期居留と、定居証の取得を経て、戸籍登記を申請しなければならない。
- C. 本人または世帯主が申請者となる。未成年の場合は法定代理人が申請者となる。

2.必要な書類

(1)国内で生まれた場合

- A. 申請者の身分証明、印鑑（または署名）
- B. 戸籍を置きたい地の「戸口名簿」
- C. 出生証明書の正本

(2)海外で生まれた場合

- A. 「定居証」の正本（写真1枚）
- B. 戸籍を置きたい地の「戸口名簿」
- C. 申請者の身分証明文書と印鑑（またはサイン）

(二) 認知登記について

1.申請手続

- (1) 認知者を申請者とし、どの「戸政事務所」に申請してもよい。
- (2) 申請者が自ら申請できない場合、委託書（委託書を海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要）を提出し、「戸政事務所」が許可した後に手続きを行う。
- (3) 生父の中国語名が中華民国国民の姓使用の習慣に符合する場合、認知登記を行なう時に生父の姓へ変更するか、母の姓を維持するかを約定できる。

2.必要な書類

- (1) 認知の書類（中華民国及び外国の法律に符合し、認知が成立する証明書）
- (2) 申請者の身分証明書、印鑑（または署名）
- (3) 被認知者の「戸口名簿」、「国民身分證」（未だ発給されていない場合は不要）
- (4) 「子女従姓約定書」を添付する
- (5) 未成年子女権利義務行使負担約定書

問3：中華民国籍の男性と外国籍の女性が結婚して生まれた子女は、台湾でどのように戸籍を申請するか。

(一) 申請手続

1. 国内で生まれた場合

- (1) 父または母を申請者とし、戸籍を置きたい地にある「戸政事務所」に申請する。
- (2) 申請者が自ら申請できない場合、委託書をもって他者に委託する（委託書を海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要）。

2. 海外で生まれた場合

- (1) 20歳未満で、中華民国のパスポート、「入境證(入境許可)」副本、または外国パスポートで入境し、母親が台湾に戸籍を持つ場合、母親が「入出国及移民署」に「定居證」の発給を申請し、それをもとに初めて戸籍登記を申請する。
- (2) 20歳以上は、「入出国及移民法」およびその施行細則の関連規定により、台湾における長期居留と、定居証の取得を経て、戸籍登記を申請しなければならない。
- (3) 本人または世帯主が申請者となる。未成年の場合は法定代理人が申請者となる。

(二) 必要な書類

1. 国内で生まれた場合

- (1) 申請者の身分証明書、印鑑（または署名）
- (2) 戸籍を置きたい地の「戸口名簿」
- (3) 出生証明書正本（「子女従姓約定書」を添付する）

2. 海外で生まれた場合

- (1) 「定居証」の正本（写真1枚）
- (2) 申請者の身分証明書類と印鑑（またはサイン）
- (3) 戸籍を置きたい地の戸口名簿
- (4) 法定代理人の同意書

問4：中華民国籍の男性と外国籍の独身女性との間に未婚で生まれた子女は、台湾でどのように戸籍を申請するか。生父はどのように「認領登記（認知登記）」を行えばよいか。

中華民国籍を持つ父が認知していない場合、未婚で生まれた子女は外国籍となるので、台湾では戸籍を登記する必要はない。2000年2月9日の国籍法改正公布時に、すでに出生して父親に認知されていた未成年者

は、台湾で戸籍を登記する必要はなく、「入出国及移民法」およびその施行細則の関連規定に従って手続きすることになる。

一、認知手続について

(一) 申請手続

1. 認知する人を申請者とし、どの「戸政事務所」に申請してもよい。
2. 申請者が自ら申請できない場合、委託書（委託書を海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要）を提出し、「戸政事務所」が許可した後、手続きを行う。

(二) 必要な書類

1. 認知の書類（中華民国及び外国の法律に符合し、認知が成立する証明書）
2. 認知される人の出生証明書（海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要）
3. 申請する人の身分証明書、印鑑（または署名）
4. 生母の婚姻状況を証明する書類の正本と中文訳（中華民国の在外公館による認証が必要）
5. 子女従姓約定書
6. 未成年子女権利義務行使負担約定書

二、認知後の戸籍申請

(一) 申請手続

1. 国内で生まれた場合
 - (1) 父、母、祖父、祖母、戸長、同居人または扶養人を申請者とし、戸籍登記をしようとする地域の戸政事務所に申請する。
 - (2) 申請者本人が申請できない場合は、委託書（委託書を海外で作成した時は、中文訳と我が国の在外

公館の認証が必要)をもって他者に委託する。

2. 海外で生まれた場合

- (1) 20歳未満で我が国のパスポートまたは入境証副本または外国パスポートで入境し、内政部移民署に「定居証」の発給を申請し、それをもとに戸籍登記を申請する。
- (2) 20歳以上の場合、入出境及移民法と同法施行細則の規定に従い、來台長期居留を申請し、定居証の取得を経て、戸籍登記を申請しなければならない。
- (3) 本人または戸長を申請者とし、未成年の場合は法定代理人が申請者となる。

(二) 必要な書類

1. 国内で生まれた場合

- (1) 申請者の身分証明書類と印鑑（または署名）
- (2) 戸籍を登記しようとする地域の戸口名簿
- (3) 出生証明書正本（子女従姓約定書）を添付

2. 海外で生まれた場合

- (1) 定居証正本（写真1枚）
- (2) 申請者の身分証明書類と印鑑（または署名）
- (3) 戸籍を登記しようとする地域の戸口名簿
- (4) 戸長または法定代理人の同意書

問5：外国人が中華民國国民を養子とする場合、どのような手続きが必要か。

(一) 申請手続

1. 当事者が我が国の裁判所に対して「収養裁定認可」を請求する。
2. 養父母となる者または養子となる者が申請者となり、どの「戸政事務所」に申請してもよい。
3. 申請者が自ら申請できない場合、委託書（委託書を

海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要)を提出する。

4. 養父母となる人の中国語名が中華民国国民の姓使用の習慣に符合する場合、養子は養父母の姓に変更しても、もとの姓を使用してもよい。夫婦が共同で養子女をとる場合、養子縁組登記の前に、養子女が養父の姓または養母の姓に変えるか、本来の姓のままとするか、書面で約定しなければならない。

(二) 必要な書類

1. 申請者の身分証明書、印鑑（または署名）
2. 養子となる人の「戸口名簿」、「国民身分證」（まだ受領していない場合は不要、受領している場合は必ず用意する）
3. 裁判所の「裁定書」および「確定証明書」
4. 「従姓約定書」

問6：中華民国国民が外国人を養子とする場合、どのような手続きが必要か。

(一) 申請手続

1. 当事者が中華民国裁判所に対して「収養裁定認可」を請求する。
2. 養父母となる人または養子となる人が申請者となり、どの「戸政事務所」に申請してもよい。
3. 申請者が自ら申請できない場合、委託書（委託書を海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要)を提出する。
4. 養子女は養父母の姓またはもとの姓を名のる。夫婦が共同で養子縁組をする場合は登記の前に養子が養父または養母の姓またはもとの姓を使うか書面で約定する。

(二) 必要な書類

1. 申請者の身分証明書、印鑑（または署名）
2. 養父母となる人の「戸口名簿」
3. 裁判所の「裁定書」および「確定証明書」
4. 「従姓約定書」

問7：外国籍の養父母と中華民国籍の養子が縁組を解消する場合、どのような手続きが必要か。

(一) 申請手続

1. 養父母が申請者となり、どの「戸政事務所」で申請してもよい。
2. 申請者が自ら申請できない場合、委託書（委託書を海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要）を提出し、「戸政事務所」が許可した後に行う。
3. 養子が未成年である場合は、法院で認可を申請する。
4. 養子の原姓を回復する。

(二) 必要な書類

1. 申請者の身分証明書、印鑑（または署名）
2. 養子の「戸口名簿」、「国民身分證」（まだ受領していない場合は不要、受領している場合は必ず用意する）
3. 中華民国および外国の法律に符合し、養子縁組の解消に有効な証明書（海外で作成する場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証または認証が必要）

問8：中華民国籍の養父母と外国籍の養子が縁組を解消する場合、どのような手続きが必要か。

(一) 申請手続

1. 養父母または養子となる人が申請者となり、どの「戸政事務所」で申請してもよい。

2. 申請者が自ら申請できない場合、委託書（委託書を海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要）を提出し、「戸政事務所」が許可した後、手続きを行う。
3. 養子女が未成年の場合、裁判所に認可を申請しなければならない。

(二) 必要な書類

1. 申請者の身分証明書、印鑑（または署名）
2. 中華民国および外国の法律に符合し、養子縁組の解消に有効な証明書（海外で作成した場合、中文の訳と中華民国の在外公館の認証または認証が必要）

問9：中華民国国民と外国人が結婚する場合、どのような手続きが必要か。

(一) 申請手続

1. 国内で結婚する場合
両当事者本人が共に任意の「戸政事務所」にて手続きを行う。
2. 海外ですでに結婚した場合
 - A. 当事者の一方が任意の「戸政事務所」にて手続きを行う。
 - B. 申請者が自ら申請できない場合、「授權書」（「授權書」を海外で作成した場合、中文訳と中華民国の在外公館の認証が必要）を提出する。
 - C. 結婚当事者本人が中華民国の在外公館に「結婚登記申請書（婚姻届願）」及び関連書類を提出し、それを国内の戸政機関に送付して「結婚登記」を行うこともできる。

(二) 必要な書類

1. 国内で結婚した場合

- A. 台湾に戸籍を持つ当事者の「戸口名簿」、「国民身分證」、印鑑(または署名)
- B. 「結婚書約」(証人2人の署名が必要)
- C. 「取用中文姓氏聲明書(中国語名を使用する声明書)」
- D. 外国籍配偶者の身分証明書類と、中華民国の在外公館で認証を得た婚姻状況の証明書と中文訳

2. 海外ですでに結婚した場合

- A. 当事者が「戸政事務所」で申請する場合
 - a. 台湾に戸籍を持つ当事者の「戸口名簿」、「国民身分證」、印鑑(または署名)。
 - b. 中華民国の在外公館の認証を経た結婚証明書類と中国語の訳文。「符合行為地法」という記載がある場合は婚姻状況の証明書は不要。
 - c. 外国籍配偶者の身分証明書類
 - d. 外国籍配偶者が国民とともに帰国して手続きしない場合は、中華民国の在外公館の認証を経た「取用中文姓氏聲明書(中国語名を使用する声明書)」を添付する。
- B. 当事者が中華民国の在外公館に申請する場合
 - a. 「外籍配偶取用中文姓氏聲明書(中国語姓を使用する声明書)」と結婚証明文書と中国語訳文。
 - b. 結婚登記申請書。

(三) 中華民国籍者と、同性婚が合法化されている国または地域の外国人が結婚を登記する際の関連手続きおよび必要書類は上記と同様とする。(同性結婚登記ができる国および地域の一覧は、当市の各区戸政事務所でも問合せ可能)

問10： 中華民國国民と外国人が離婚する場合、どのような手続きが必要か。

(一) 申請手続

1. 国内で離婚する場合

双方の当事者本人が任意の「戸政事務所」において手続きする。(裁判離婚や調和解離婚の場合、当事者の一方が手続きすることができ、委託による手続きもできる)

2. 海外ですでに離婚した場合

- A. 当事者の一方が任意の「戸政事務所」において手続きする。
- B. 申請者本人が申請できない場合、「授權書」(「授權書」を海外で作成した場合、中文訳と中華民國の在外公館の検証が必要)を提出する。
- C. 離婚当事者本人が中華民國の在外公館に「離婚登記申請書(離婚届願)」及び関連書類を提出し、それを国内の「戸政事務所」に送付して「離婚登記」を行うこともできる。

(二) 必要な書類

1. 国内で離婚する場合

- A. 台湾に戸籍を持つ当事者の「戸口名簿」、「国民身分證」、印鑑(または署名)
- B. 外国籍配偶者の身分証明書
- C. 「離婚協議書」(証人2人の署名が必要)：裁判離婚の場合は「離婚判決」「確定證明書」または「法院調解書」「法院和解書」とする

2. 海外ですでに離婚した場合

- A. 当事者が「戸政事務所」で申請する場合
 - a. 台湾に戸籍を持つ当事者の「戸口名簿」、「国民身分證」、印鑑(または署名)
 - b. 外国籍配偶者の身分証明書

- c. 中華民国の在外公館の認証を経た離婚証明書とその中国語訳文（行為地の法に従って離婚した場合は「符号行為地法」と記載する）
- B. 当事者が中華民国の在外公館で申請する場合
 - a. 離婚証明書とその中国語訳文。
 - b. 離婚登記申請書と関係の書類を国内の戸政機関に郵送し、離婚登記の手続きを申請する。

(三) 配偶者が結婚時に自分の姓に加えた相手の姓(冠姓)の削除

「離婚登記」を申請すると同時に、結婚時に加えた相手の姓(冠姓)を削除する「撤冠姓」の手続きを行わなければならない。

(四) 中華民国籍者と、同性婚が合法化されている国または地域の外国人が結婚を登記した後、結婚登記の終了を希望する時の申請手続きおよび必要書類に関しては、当市の各区戸政事務所に問合せる。

問11：外国人が我が国の国籍を取得（帰化）するにはどのような手続きが必要か。

- (一) 法令の根拠：国籍法第三条、第八条、第九条、同法施行細則第二条から第八条、第十五条、第十七条。
- (二) 申請方法：本人が国内住所の所轄の戸政事務所に申請し、直轄市、県(市)政府を通じ内政部に転送の後、内政部が許可する。
- (三) 必要な書類
 - 1. 帰化国籍申請書(最近2年以内の写真2枚を添付。規格は国民身分証に同じ)
 - 2. 合法かつ有効な外僑居留証または外僑永久居留証。(外国パスポート・ビザ条例の規定に従い、我が国の在外公館に居留ビザを申請し、居留ビザをもって入境後15日以内に、住所所在地の内政部移

民署服務站に外僑居留証を申請しなければならない) (外僑永久居留証は、入出国及移民法の関連規定に従い、内政部移民署に申請しなければならない)

3. 外国人居留証明書 (戸政機關が調査するので申請者が提出する必要はない。本法に定める毎年合計183日以上合法的に居留した事実が5年以上中断せずに継続しているという規定に符合しなければならない。期限を超えて居留している期間が30日に満たない場合は、居留期間が連続かつ中断していないと看做す。ブルーカラー就労および学生就学の期間、あるいは前二者を依親対象とする居留期間は計算に入れない)
4. 外国人入出国日期証明書 (戸政機關が調査するので申請者が用意する必要はない)
5. 出身国の政府が発行する警察記録証明書またはその他の関連証明書類。(申請日の6ヶ月前までに発行されたものであること。外国で作成した場合は、我が国の在外公館の検証および外交部による複験を経なければならない。中華民国内の外国大使・領事館または授權機構が作成した文書は、外交部による複験を受けなければならない。文書が外国語の場合は、在外公館の検証および外交部による複験、または国内の公証人が認証した中文訳を添付しなければならない) (申請者が我が国国民の配偶者で、すでに外僑永久居留証を取得しているか、あるいは外僑居留証に記載された居留事由が『依親 (夫または妻)』の場合は、提出不要。申請者がかつて我が国国民の配偶者で、その婚姻関係が消滅してから出境していない場合も提出は不要。また満14歳以前に入国し、その後出国していない場合も提出不要)

6. 直轄市、県(市)政府警察局が発行した我が国の居住期間における警察記録証明書(国籍法施行細則第7条の規定に符合すること)
7. 自立に足る相当の財産または専門技能を有し、或いは生活の保障に不安のないことを証明する書類(国籍法施行細則第7条による。ただし外僑永久居留証または準帰化国籍証明を取得している場合は不要)
8. 「帰化取得我國国籍者基本語言能力及國民權利義務基本常識認定標準」第3条に定める証明書類。
9. 手数料1200元。(郵政匯票を提出する場合、受款人(受取人)は内政部。またはインターネットで財金会社の「e-Bill全国繳費網」を利用するか、または「モバイル金融カード」のモバイルデバイスで「e-Bill全国繳費網アプリ」をダウンロードして支払う)。
10. 内政部が帰化を許可した日から起算して1年以内に、原国籍喪失の証明書類正本および中文訳(証明書類が国外で作成された場合は、我が国の在外公館による検証および外交部による復験が必要。証明書類が外国語の場合は、在外公館が検証し外交部が復験、あるいは国内の公証人が認証した中文訳を添付する)を提出する。ただし、出身国の法律あるいは行政手続の制限により期限内に原国籍喪失証明が提出できず、外交部の調査によりこれが事実であると証明された時は、期限の延長を申請できる。

問12：外国人配偶者が我が国の国籍取得(帰化)を申請するにはどのような手続きが必要か。

- (一)法令の根拠：国籍法第四条第一項第一款、第八条、第九条、同法施行細則第二条から第八条、第十五

条、第十七条。

(二)申請方法:本人が住所の所轄の戸政事務所に申請し、直轄市、県(市)政府を通じ内政部に転送の後、内政部が許可する。

(三)必要な書類

1. 帰化国籍申請書(最近2年以内の写真1枚を添付。規格は国民身分証に同じ)
2. 合法かつ有効な外僑居留証または外僑永久居留証。(外国パスポート・ビザ条例の規定に従い、我が国の在外公館に居留ビザを申請し、居留ビザをもって入境後15日以内に、住所所在地の内政部移民署服務站に外僑居留証を申請しなければならない)(外僑永久居留証は、入出国及移民法関連規定に従い、内政部移民署に申請しなければならない)
3. 外国人居留証明書(戸政機関が調査するので申請者が提出する必要はない。国籍法に定める毎年合計183日以上合法的に居留した事実が連続して3年以上なければならないという既定に符合していること)。期限を超えて居留している期間が30日に満たない場合は、居留期間が連続かつ中断していないと看做す。ブルーカラー就労および学生就学の期間、あるいは前二者を依親対象とする居留期間は計算に入れない。
4. 外国人入出国日期証明書(戸政機関が調査するので申請者が用意する必要はない)
5. 「歸化取得我國國籍者基本語言能力及國民權利義務基本常識認定標準」第3条に定める証明書類。
6. 結婚を登記した戸籍謄本(戸政機関が調査するので申請者が用意する必要はない)。戸籍謄本を提出できない場合は結婚証明書類、外国籍配偶者と中華民國国籍配偶者の身分証明書類、国内で結婚し

た場合は外国籍配偶者の出身国の、中華民国の在外公館の認証を経た婚姻状況の証明書類とその中文訳。

7. 手数料1200元。(郵政匯票を提出する場合、受款人(受取人)は内政部。またはインターネットで財金会社の「e-Bill全国繳費網」を利用するか、または「モバイル金融カード」のモバイルデバイスで「e-Bill全国繳費網アプリ」をダウンロードして支払う)。
8. 内政部が帰化を許可した日から起算して1年以内に、原国籍喪失の証明書類正本および中文訳(証明書類が国外で作成された場合は、我が国の在外公館による検証および外交部による復験が必要。証明書類が外国語の場合は、在外公館が検証し外交部が復験、あるいは国内の公証人が認証した中文訳を添付する)を提出する。ただし、出身国の法律あるいは行政手続の制限により期限内に原国籍喪失証明が提出できず、外交部の調査によりこれが事実であると証明された時は、期限の延長を申請できる。

二・国民と結婚した外国人の帰化申請と国籍・戸籍の設定手順

内政部 2015年1月修訂



三・戸政事務所一覽

| 所在地と電話 | サイトとメールアドレス |
|---|---|
| 松山区 八德路四段692號4F 2753-3043 | http://sshr.gov.taipei/ web02300@mail.taipei.gov.tw |
| 信義区 信義路五段15號2F 2732-3977 | http://xyhr.gov.taipei/ web02310@mail.taipei.gov.tw |
| 大安区 新生南路二段86號 2358-7877 | http://dahr.gov.taipei/ web02320@mail.taipei.gov.tw |
| 中山区 松江路367號2F 2503-2461 | http://zshr.gov.taipei/ web02330@mail.taipei.gov.tw |
| 中正区 忠孝東路一段108號7F 2394-8838 | http://zzhr.gov.taipei/ web02340@mail.taipei.gov.tw |
| 大同区 昌吉街57號3F之1 2594-2569 | http://dthr.gov.taipei/ web02350@mail.taipei.gov.tw |
| 萬華区 和平西路三段120號4F 2306-2706 | http://whhr.gov.taipei/ web02360@mail.taipei.gov.tw |
| 文山区 木柵路三段220號2F 2939-5885 | http://wshr.gov.taipei/ web02380@mail.taipei.gov.tw |
| 南港区 南港路一段360號4F 2782-5196 | http://nghr.gov.taipei/ web02400@mail.taipei.gov.tw |
| 内湖区 民權東路六段99號3F 2791-2277 | http://nhhr.gov.taipei/ web02410@mail.taipei.gov.tw |
| 士林区 中正路439號3F 2880-3252 | http://slhr.gov.taipei/ web02420@mail.taipei.gov.tw |
| 北投区 新市街30號3F 2892-4170 | http://bthr.gov.taipei/ web02430@mail.taipei.gov.tw |

台北市新移民會館

南港新移民會館…八德路四段768-1號B1 2788-4911

萬華新移民會館…長沙街2段171號 2370-1046

<http://nit.taipei/ct.asp?xItem=39913274&ctNode=57175&mp=102161>

VII.産業発展局

一・よくある質問

問1：華僑または外国人が会社を設立するためには、どの機関に申請するか。

答：華僑または外国人が台湾で会社を設立するには、
先ず経済部投資審議委員会に許可を申請しなければ
ならない。会社所在地が台北市で、払込資本金
がNT\$5億元未満の場合は、別途台北市政府産業發
展局（商業処）に会社登記を申請する。

**問2：華僑または外国人が独資または合夥で商業登記
するには、どの機関に申請するか。**

答：華僑あるいは外国人が台湾で行号（商店）設立を
申請する場合、まず台北市政府産業發展局（商業
処）に商業名称と営む業務の予備審査を申請し、
台北市政府産業發展局（商業処）が発給した答覆
書（回答書）をもって経済部投資審議委員会に許
可文書を申請し、その許可文書のコピーと関連す
る必要書類をもって台北市政府産業發展局（商業
処）に申請する。

**問3：会社の株主が外国人の場合、どのような証明書
類が必要か。**

答：会社の株主が外国人の場合、経済部投資審議委員
会が審査発行した許可文書のコピーおよび下記の
身分証明書類の一つを添付する。

1. 在台居留証のコピー
2. 在外公館が認証した国籍証明書
3. 同国政府機関が発行した書類は、我が国の在外
公館の認証を経る必要はない。（例えばパスポ
ートのコピーや日本の国籍証明など）

4. 本人が発行する声明書（国籍、身分証明などを含む）は、外交部在外公館の認証、または当該国の駐中華民國機構（米国在台協会など）の認証、あるいは我が国の裁判所の公証を経ることが必要である。（中文訳を添付）

5. 華僑委員会が発行する身分証明

上述の政府機関による証明書類に申請者の住所が記載されていない時は、申請者が自分で住所を記載し、署名捺印することができる（本人の署名または捺印、または会社と董事長の捺印）。

問4：独資またはパートナーシップ事業の責任者が外国人である場合は、どのような書類が必要か。

答：責任者またはパートナーが外国人である場合は、經濟部投資審議委員会が審査発行した許可文書のコピー、及び下記の身分証明書類のうち一つを提出する。

1. 「在台居留証」のコピー。
2. 在外公館の認証を経た国籍証明書類。
3. 当該国の政府機関が発行する書類は我が国の在外公館の認証を必要としない(例：パスポートのコピー、日本の戸籍証明)。
4. 本人が発行する声明書(国籍、身分証明などを含む)には、我が国外交部在外公館の認証あるいは中華民国内にある当該国の在外公館(美国在台協会など)認証、または我が国の法院の公証（中文訳を添付すること）が必要である。
5. 僑務委員会が発行する身分証明。

上述の政府機関が発行する証明書類に申請者の住所が記載されていない場合は、申請者が自ら住所を記載し、署名捺印することができる（本人の署名捺印、または商号および責任者の印）。

二・関連機関一覧表

| 関連機関 | 所在地/URL/電話 |
|----------------|--|
| 經濟部 | 台北市福州街15号 http://gcis.nat.gov.tw (全國商工行政服務入口網) 2321-2200 |
| 台北市政府 産業發展局 | 台北市信義区市府路1号 http://www.doed.gov.taipei 2720-8889 |
| 台北市商業処 | 台北信義區市府路1号北区1F http://www.tcooc.gov.taipei 2725-6485 2725-6491 |

三・台北市の観光夜市

| 名 稱 | 位 置 | 営業時間 |
|---------|-------------------------------|--------|
| 遼寧街夜市 | 中山区遼寧街(長安東路2段と朱崙街) | 18-24時 |
| 双城街夜市 | 中山区双城街(双城街10巷、13巷から農安街) | 08-24時 |
| 晴光市場 | 中山区農安街2巷と双城街12巷 | 09-21時 |
| 四平陽光商圈 | 中山区四平街(南京東路二段115巷と伊通街の間) | 11-19時 |
| 延三観光夜市 | 大同区延平北路三段(民族西路と民権西路の間) | 18-24時 |
| 寧夏観光夜市 | 大同区寧夏路(南京西路と民生西路の間) | 18-24時 |
| 大龍街夜市 | 大同区大龍街(酒泉街と民族西路の間) | 18-24時 |
| 饒河街観光夜市 | 松山区饒河街(塔悠路と松山慈祐宮の間) | 17-24時 |
| 南機場夜市 | 中正区中華路二段易牙巷(中華路二段307巷と315巷の間) | 05-24時 |
| 景美夜市 | 文山区景華街と景美街一帯 | 18-24時 |
| 士林観光夜市 | 士林区の大東路、大南路、文林路、基河路一帯 | 17-24時 |
| 西昌街夜市 | 萬華区西昌街(広州街と桂林路の間) | 18-24時 |

| 名 稱 | 位 置 | 営業時間 |
|------------------|----------------------------|----------------------|
| 廣州街觀光夜市 | 萬華区廣州街(梧州街と環河南路の間) | 16-24時 |
| 華西街觀光夜市 | 萬華区華西街(広州街と貴陽街の間) | 16-24時 |
| 梧州街觀光夜市 | 萬華区梧州街(和平西路三段と桂林路の間) | 16-24時 |
| 臨江街觀光夜市 | 大安区臨江街(通化街と基隆路の間) | 18-24時 |
| 建国假日玉市 (休日玉市) | 台北市大安区建国南路(仁愛路と濟南路の間の高架橋下) | 土:09-20時 日:09-18時 |

VIII.地政局

一・土地法関連条文(外国人による土地取得関連)

2011年6月15日改正公布

第17条

以下の土地は外国人に移転、抵当権の設定または賃貸してはならない。

- 一. 林地
- 二. 魚地
- 三. 狩猟地
- 四. 塩地
- 五. 鉱地
- 六. 水源地
- 七. 要塞軍備地域および領域境界の土地

前項の譲渡には、相続による土地取得は含まれない。但し、相続手続きを完了した日から3年以内に我が国の国民に売却しなければならず、期限を過ぎても売却していない場合は直轄市、県(市)の地政機関から国有財産局の公開入札に移す。入札の手順は第73条の1の規定による。

前項の規定は、本法の修正施行以前に相続によって第1項にあげる土地を取得し、まだ相続手続の登記を行っていない場合も適用する。

第18条

外国人が中華民国において取得または設定できる土地の権利は、条約またはその本国の法律に基づき、中華民国国民が同国で同様に享受できる権利に限る。

第19条

外国人は自家用、投資または公共の利益の目的で使用するために、以下の用途の土地を取得でき、その面積及び所在地点については当該県・市

政府の定めに従う。

- 一. 住宅
- 二. 営業場所、業務場所、商店および工場
- 三. 教会
- 四. 病院
- 五. 外国人子弟の学校
- 六. 大使館・領事館および公益団体の所在地
- 七. 墓所
- 八. 国内の重要な建設や経済全体、農牧経営の投資に有益であり、中央の目的事業の主管機関が許可したもの。

前項の第8款に必要な土地の申請手順、書類、審査方式及びその他の事項については、行政院が定める。

第20条

外国人が前条の需要により土地を取得する場合、関係書類を添えて直轄市または県・市政府に許可を申請する。土地用途の変更や相続以外の譲渡を行う場合も同様とする。前項の第8款により土地を取得する場合は、中央の目的事業の主管機関の同意を得なければならない。

直轄市または県（市）政府の、前項の許可は申請受理の後14日以内に行い、許可後は中央地政機関に報告しなければならない。

外国人が前条の第1項第8款により土地を取得する場合は、許可された期限と用途の範囲内で使用しなければならない。事情により期限内の使用ができない場合は、原因を明記して中央の目的事業の主管機関に延期を申請しなければならない。許可された期限と用途の範囲内で使用しない場合は、直轄市、県・市政府が土地の所有者に通知し、通知の送達から3年以内に売却しなければならない。

い。期限を過ぎても売却していない場合は、公開入札の後、取得した土地代金を所有者に返還する。その土地の上に改良物がある場合はともに公開入札できる。

前項の公開入札の手順、価格、異議の処理及びその他の事項については、中央の地政機関が定める。

第24条

外国人が土地を租借または購入し、登記を終えた後は、法令に基づき、権利を享受し、義務を負うものとする。

二・外国人が国内の重大建設・全体経済に投資、または農業牧畜業経営のために土地を取得する際の作業規定

「外国人投資国内重大建設整体経済或農牧経営取得土地弁法」

2002年2月27日院台内字第0910082180号令訂定

第一条

本弁法は土地法（以下、本法と略す）第十九条第二項の規定によって定める。

第二条

本法第十九条第一項第八款に言う十大建設・整体経済あるいは農牧経営の投資は以下の範囲を指す。

- 一. 重大建設の投資とは、中央目的事業主管機関が法によって重大建設と審査決定、あるいは行政院が重大建設と審査決定した投資を言う。
- 二. 整体経済の投資とは、以下の各款の投資を指す。

(1) 観光旅館 観光遊樂施設 体育場館の開発

- (2) 住宅およびビルの開発。
 - (3) 工業工場の開発。
 - (4) 工業区、工業商業総合区、ハイテクパークおよびその他の特定専用区の開発。
 - (5) 海浜埋立地の開発。
 - (6) 公共建設。
 - (7) 新市鎮、新住宅地の開発あるいは都市再開発の実施。
 - (8) その他、中央目的事業主管機関が公告する投資項目。
- 三. 農牧経営の投資とは、行政院農業委員会が公告する農業技術集約・資本集約類目および標準に符合する投資を指す。

第三条

本法第十九条第一項第八款の規定により外国人が土地取得を申請する場合、申請書に必要な事項を記入し、以下の文書を添えて中央目的事業主管機関に申請する。

- 一. 申請者の身分証明文書。外国法人は認許の証明文書を添付する。
- 二. 投資計画書。
- 三. 土地登記簿謄本および地籍図謄本。都市計画内の土地の場合は都市計画土地使用区分証明を添付。耕地の場合は農業用地作農業使用証明書あるいは土地使用完成に符合する証明書を添付。
- 四. 我が国の在外領事館、代表処、弁事処および外交部が授権するその他の機構の検証を経た平等互惠証明文書。ただし、我が国における外国人の土地権利取得または設定に関する互惠国家一覧表に記載されている国については添付を免除する。

五. その他の関連文書。

前項の添付文書は、申請者が併案あるいはすでに投資計画案審査に提出してあるものは添付を免除する。

第四条

前条第一項第一款の認許の証明文書とは、当該外国法人が我が国の法律規定によって認許された証明文書を指す。

第五条

第三条第一項第二款の投資計画書には、計画名称、土地所在地点および中央目的事業主管機関が定めるその他の事項を記載する。

第六条

第三条第一項第四款の平等互惠証明文書とは、申請者の本国の関係機関が発給する、当該国が我国国民に対し同様の権利を取得し得るとする証明文書を指す。ただし、当該国における外国人の土地権利に関する規定が各行政区ごとに立法される場合は、我国国民が当該行政区において同様の権利を取得し得るとする証明文書。

第七条

外国人が第三条の規定によって申請する時、その投資計画が二つ以上の中央目的事業主管機関に関わる場合は、申請者はその投資事業の主要計画案に従い、それを管轄する中央目的事業主管機関に申請する。当該中央目的事業主管機関が判定できない時は、行政院がこれを指定する。

第八条

中央目的事業主管機関が申請案件を審査する時、必要な時には関係機関とこれを商議でき、また申請者の列席説明を求めることができる。

第九条

中央目的事業主管機関は申請案件を審査許可した後、申請者に書面で回答しなければならない。土地所在地の直轄市あるいは県（市）政府に副本で通知する。審査許可されない場合は、申請者に書面で理由を説明しなければならない。

- 一．申請案件が審査許可された後、本法第二十条第一項に定める手続に従って処理する。
- 二．申請取得した土地の使用が環境アセスメント、水土保持、土地使用区分、用地変更および土地開発に関わる場合は、関連する法令および手続に従って処理する。

第十条

本弁法に定める申請書の書式は、中央地政機関がこれを定める。

第十一条

本弁法は公布日より施行する。

三・外国人が我が国で土地を取得する際の作業規定

「外国人在我國取得土地權利作業要點」

2019年3月21日台内地字第1080261353号令修正
「外国人在我國取得土地權利作業要點」第4点

第一点 外国人が中華民国域内で土地権利の取得または設定を申請する場合、当事者に対して、その本国において中華民国国民が同様の権利を取得または設定できることを明記している本国関係機関の証明書を添付するように要求しなければならない。当該外国（例えば米国）の外国人土地権利に関する規定が、各行政区によってそれぞれ立法されている場合は、中

華民国国民が当該行政区において同様の権利を取得または設定できる証明書を添付しなければならない。

現有資料により、関連条約または当該国の法令が華民国国民に対して当該国での土地権利の取得または設定を許可することがすでに確認されている場合、当事者による前項証明書の添付を免除することができる。

第二点 海外に居住する華僑が外国籍を取得し華民国籍を喪失していない場合、国内で土地権利を取得または設定するにあたり適用される法令は本国人と同じである。国内において法に基づき土地または建物の権利をすでに取得していた場合、外国籍の取得によって影響を受けることはない。

第三点 我が国の国民が国内で法に基づき取得した土地または建物の権利を、国籍を喪失した後に我が国の国民に譲渡する場合は、土地法第20条の規定は適用されない。

外国人が相続により、土地法第17条第1項に指定する土地を取得した場合は、相続の登記を完了してから3年以内にその土地の権利を中国人に売却しなければならない。期限を過ぎても売却していない場合は、土地法第17条第2項の規定により処理する。

第四点 外国の法人が我が国で土地権利を取得または設定する場合、別に法律に定めがある場合を除き、華民国の法律規定に基づいて認許を得て、はじめて権利主体となりうる。

外国企業が土地登記を申請する場合、本社名義でこれを行ない、外国企業登記証書を添付しなければならない。但し、電子処理で証

明できる場合は提出の必要はない。

外国企業で「公司法（会社法）」第386条の規定に基づいて事務所設置登記を申請したものは、土地登記を申請することはできない。

第六点 外国人が、裁判所が競売にかける工業用地を引き受けることができるかどうかは、具体的な訴訟事件がある時に、裁判所が法に基づいて認定するものとする。

第七点 外国法人の国籍の認定は、「涉外民事法律適用法」の規定に基づく。

第八点 外国人が中華民国における不動産を処分する場合、行為能力があるかどうかを審査しなければならない。

人の行為能力はその本国法による。外国人がその本国法により行為能力が無いが、或いは制限された行為能力のみがあるが、中華民国の法令により行為能力がある場合、中華民国における法律行為に関して、行為能力があるとみなす。

未成年の外国人が中華民国の不動産を処分する場合、民法の規定に従い、法定代理人が代わって執行または意思表示を行うか、または法定代理人の許可または承認を得なければならない。

第九点 外国人が土地権利の設定を申請する場合、土地法第20条第2項の規定に基づいて手続きする必要はない。

第十点 外国の銀行が債権を行使して引き受けた土地権利を競売にかける場合、その取得とその後の処分は土地法第20条の規定に従って行なわなければならない。

第十一点 「外国人在我国取得土地権利作業要点」第

11点付件のフォーマットを修正。登記機関
および審査許可期間の印章欄を削除する。

〇〇〇政府處理外國人移轉（取得）土地建物權利案件簡報表

| | | | | |
|---------------------------|---------|------------------|-----------|-----------------------|
| 聲 請 人 | 姓 名 | 護照號碼或 居留證統一證號 | 籍貫(國、州或省) | 現 住 所 |
| 權 利 人 | | | | |
| 義 務 人 | | | | |
| 土 地 標 示 | | | | 面 積 |
| 鄉鎮市區 | 段 | 小段 | 地 號 | 地 目 |
| | | | | |
| 建 物 標 示 | | | | 面 積 |
| 建 號 | 建 物 坐 落 | | | 門 牌 |
| 鄉鎮市區 | 段 | 小段 | 地 號 | 鄉鎮市區 |
| | | | | 街路段 |
| | | | | 巷弄 |
| | | | | 號 數 |
| | | | | 面 積 (平方公尺) |
| 土地使用分區或編定 | | | | 無違反土地法第十七條第一項規定 (請打√) |
| 為土地法第十九條第一項第○款之使用： | | | | 符合土地法第十八條規定 (請打√) |
| 取得目的 (請於□內打√)：□自用 □投資 □公益 | | | | |
| 備註： | | | | |

登記機關：承辦員：

課 長：

秘 書：

主 任：

核准機關：承辦員：

科(課)長：

處(局)長：

四・台北市地政局連絡一覽表

台北市政府地政局の下には土地開發總隊および松山、古亭、建成、士林、中山、大安の6つの地政事務所が置かれている。

| 地政事務所 | 所在地 | 電 話 |
|---------|-------------------------------|---------------------|
| 地政局 | 11008台北市信義區 市府路1号3F | 2720-8889 内線7522 |
| 土地開發總隊 | 11050台北市信義區 莊敬路391巷11弄2号3F | 8780-7056 |
| 松山地政事務所 | 11050台北市信義區 莊敬路391巷11弄2号 | 2723-0711 |
| 古亭地政事務所 | 11675台北市文山区 萬隆街47之12号2~4F | 2935-5369 |
| 建成地政事務所 | 10855台北市萬華區 和平西路三段120号7~9F | 2306-2122 |
| 士林地政事務所 | 11163台北市士林区 中正路439号5~7F | 2881-2483 |
| 中山地政事務所 | 10482台北市中山區 松江路357巷1号1F | 2502-2881 |
| 大安地政事務所 | 10692台北市大安区 信義路四段335巷6号 | 2754-8900 |

◎受付時間

地政局・土地開発総隊・8:30-12:30、13:30-17:30

各地政事務所：8:30-17:00（正午も受付）

IX. 税務機関

一・財政部台北市国税局

(一) 所得税

Q1：所得税法にある「中華民國域内に居住する個人」と「中華民國域内に居住しない個人」は、どう区別するか。

A：下記の二つは「中華民國域内に居住する個人」に属する。

- (1) 一課税年度内に中華民國域内に戸籍を設け、なおかつ合計1日以上31日未満居住し、その生活および経済の重心を中華民國域内に置く者。
 - (2) 中華民國域内に戸籍を持たず、一課税年度内に中華民國域内に合計満183日以上居留した者。
- 上記に属さない者は「中華民國域内に居住しない個人」とされる。

Q2：中華民國における外国人の居留日数は、どう計算するか。

A：台湾における外国人の居留日数は、パスポートの出入国印の日付、あるいは内政部入出国及移民署が発行する「入出国日期証明書」を基準として「入境日は数えず、出境日は数える」方法で計算する。一課税年度内の出入国回数が多き場合は、累積計算する。

Q3：「中華民國域内に居住する個人」は、どのようにして総合所得税を申告するか。

A：「中華民國域内に居住する個人」が中華民國に源泉のある所得（中華民國域内で取得した各種所得、および中華民國域内における役務に対して境外の雇用主から得た報酬など）を得ている場合、毎年5月

31日までに結算申報（確定申告）書に記入し、居住地区の所轄の国税局に前年度の総合所得総額を申告する。同時に免税額および控除額および基本生活費を差引いた後の総合所得正味額は、累進課税率に従って納めるべき確定税額を計算し、申告前に自ら金融機関において納付する。内政部移民署が発行する中華民国居留・停留証明書類（居留証）を持ち、統一証号を有する外国人は、所得が発生した翌年度の5月1日から5月31日までの間に、電子申告納税サービスサイト（<http://tax.nat.gov.tw>）から外僑総合所得税電子申告フォーマットをダウンロードし、外来人口自然人憑証、財政部が審査発行した電子憑証（金融憑証）、「健保卡網路服務註冊」で申請した全民健康保険憑証（健保卡及密碼）、居留証と、所得が発生した翌年度の1月31日現在の統一証号およびパスポート番号/居留証番号/許可証号を用いてログインし、申告資料をアップロードすれば申告手続きは完了する。

Q4：「中華民国域内に居住しない個人」は、どのように総合所得税を申告するか。

A：「中華民国域内に居住しない個人」が中華民国に源泉のある所得を得た場合、源泉徴収されるべき納税額は源泉徴収義務者によって源泉徴収される。社員株式引受権など、源泉徴収範囲に属さない所得については、規定の課税率に従って申告納付しなければならない。また、中華民国域内に居住しない個人が、一課税年度内に中華民国域内に合計90日以上居留した場合で、中華民国域内で提供した役務に対して境外の雇用主から報酬を得た時は、規定の源泉徴収税率にしたがって申告納付しなければならない。

(1)源泉徴収税率は次の通り：

1. 会社の配当金または合作社の分配する利益、またはパートナー組織営利事業のパートナーが毎年分配すべき利益、あるいは独立資本組織営利事業の資本主が毎年得る利益は、給付額または分配すべき額、あるいは所得数の21%を源泉徴収する。
2. 給与所得については給付額の18%。月給の給付総額が行政院の定める基本賃金の1.5倍に満たない場合は、給付額の6%とする。
3. 仲介料については給付額の20%。
4. 利子所得については給付額の20%。ただし、以下の項目に該当する場合は、給付額または分配額の15%。
 - 1) 短期コマーシャルペーパーの満期時に初回発売価格を超えた部分の利息。
 - 2) 金融資産証券化条例または不動産証券化条例に従って発行された受益証券または資産基礎証券で分配される利息。
 - 3) 公債や社債または金融債券の利息。
 - 4) 前3項の有価証券または短期コマーシャルペーパーにつき、条件付き売買を行ない、満期時の売却額が購入額を超えた部分の利息。
5. 賃貸所得については給付額の20%。
6. 権利金については給付額の20%。
7. 競技、コンテストやくじの賞金については給付額の20%。但し政府が主催するくじの賞金については、各「聯(組、注)」ごとの賞金額が2000元以下のものについては免除する。
8. 業務執行者の報酬については給付額の20%。
9. 退職所得については給付額から「定額免税」を控除した額の18%。

10. 告発の獎金については給付額の20%。
- (2) この他、源泉徴収範囲外の下記の所得については、規定の源泉徴収税率に従って申告納付する。
1. 財産取引所得は20%で申告納税する。
 2. 一課税年度内に台湾に90日以上居住した場合、中華民国内における労務提供に対して域外の雇用主から得た労務報酬は18%の源泉徴収税率で申告納税する。
 3. 緩課股票の譲渡による所得は、額面（実際の譲渡価格または贈与・遺産分配時の時価が、額面より低い場合は実際の譲渡価格または贈与・遺産分配時の時価）につき、所得類別に従って18%または21%の源泉徴収税率で申告納付する。
 4. 抵押利息(担保利息)およびその他の所得は20%の源泉徴収税率で申告し納付する。
 5. 所得税法第3条の2第1項から第3項の受益者が中華民国の域内に居住する個人でない場合は、信託を成立、変更または追加した年度において、その信託利益を享受する権利価値、または権利価値増加分の20%の源泉徴収税率で申告納税する。
 6. 社員株式引受権行使によるその他の所得は20%の源泉徴収税率で申告納付する。

Q5：外国人が台湾滞在中に、国外の雇用主から役務報酬を取得した場合は、どのように総合所得税を申告するか。

A：外国人が中華民国に居留している期間に、国内で役務を提供し、それに対して国外から所得を得た場合は、総合所得税を申告納付しなければならない。国外の雇用主から得た役務報酬額は、同国の税務機関、資格のある会計士または公証人の署名のある証

明文書（会計士は開業証明のコピーを付する）を居留所在地の国税局に送付し、認定の根拠とする。

Q6：「外籍勞工」の勞務報酬は、どう計算するか。

A：外籍勞工の勞務報酬は、扣繳憑單（源泉徴収票）、労働契約書に記載された所得、あるいはその他の公信力のある所得証明に記載された所得額により総合所得税を課す。

Q7：総合所得税の計算に当り、どのような減免控除があるか。

A：中華民国域内に居住する外国人の総合所得税は、その個人の総合所得額から、免税額と控除額および基本生活費を差し引いた後の個人総合所得正味額に従って税率を計算して納税額を算出する。

2019年度の免税額、控除額および基本生活費の限度は次の通りである。

1. 免税額：外国人本人と配偶者および被扶養者である親族一人当たり88,000元。そのうち70歳以上の納税義務者本人、配偶者および被扶養直系尊属については、一人当たり132,000元。
2. 控除額：納税義務者は標準控除額あるいは列挙控除額のうち一つを選択し、さらに特別控除額を差し引く。

①標準控除額：[身分による定額控除]

独身者は120,000元、夫婦合併申告者は240,000元。

②列挙控除額：規定にしたがって根拠となる書面の審査認定を受ける。以下の6項目がある。

- a. 寄付：総合所得総額の20%を限度とする。ただし国防、国軍慰問および政府または古跡への寄付金については金額の制限を受けない。

- b. 保険料：納税義務者本人、配偶者および申告された被扶養直系親族の人身保険、労働者保険、国民年金保険、雇用保険および軍人、公務員、教員保険の保険料は、一人年間2万4000元を限度とする。ただし、全民健康保険の保険料はこの制限を受けない。
 - c. 医療・出産費：規定に従い、実状を確認して認定する。
 - d. 災害損失：規定に従い、実状を確認して認定する。
 - e. 自用住宅ローンの利子：住宅の目的物は中華民国の国内のみとし、30万元を限度とする。ただし、既に申告した貯蓄投資特別控除額を住宅ローン利子から差引く。
 - f. 家賃支出：家屋は中華民国国内のものに限る。申告世帯1世帯につき、1年の控除額は12万元を限度とする。但し、住宅ローンの利子を申告する場合は控除できない。
3. 特別控除額：以下の6項目がある。
- a. 財産取引から生じた損失の特別控除額：「本年度の財産取引所得額を超えない額」を限度とする。
 - b. 給与所得特別控除額：給与所得がある者は、一人当たり200,000元を控除できる。但し年間の給与所得の総額が200,000元に達しない場合は、控除は年間の給与所得総額の全額とする。
- 注：2019年度より、労務提供と直接関わり、かつ所得人が負担する下記の必要経費の合計金額が給与特別控除額を超える場合は、関連証明書類を添付し、給与収入から必要経費を減除し、残高を所得額とすることができる。

- ①職業専用の服飾費：職業上必ず着用しなければならない特殊な服飾またはパフォーマンス専用の衣装の購入、レンタル、洗濯、維持の費用。一人当たり一年の減除額は同職業の給与収入総額の3%を限度とする。
- ②研修訓練費：規定に符合した機構において、職業・業務上または法令により求められる特定技能または専門知識に関連する課程に参加する訓練費用。一人当たり一年の減除額はその給与収入総額の3%を限度とする。
- ③職業上の工具費：専ら職務上または業務上使用する書籍・刊行物および工具の支出。ただしその機能が2年以内に消耗せず、かつ支出が一定金額を超えるものは、年数に応じて減価償却する。一人当たり一年の減除額は同職業の給与収入総額の3%を限度とする。

前項既定により必要経費を給与収入から減除する場合は、給与所得特別控除の規定を適用しない。

- c. 貯蓄投資特別控除額：一世帯当たり270,000元を超えないものとする。
- d. 心身障害者特別控除額：一人当たり年間200,000元。
- e. 教育学費特別控除額：大学、専科、大学院以上の子女については一人当たり年間25,000元を超えないものとする。
- f. 学齢前幼児の特別控除額：5歳以下の子女の扶養を申告した納税義務者は、規定に合致する場合は一人年間120,000元。
- g. 長期照顧（介護）特別控除額：2019年より、納税義務者、配偶者または被扶養親族が、中央衛生福利主管機関が公告する長期照顧（介護）を

必要とする心身機能喪失と所得税法の規定に合致する時は、一人当たり年間120,000元。

4. 基本生活費差額：

中央主管機関が公告する当年度「每人基本生活費用」に外僑納税義務者本人、配偶者および申告した被扶養親族の人数を乗算した基本生活に必要な費用の総額が、所得税法に従って総合所得税から減算した全ての免税額と一般控除額、貯蓄投資特別控除額、心身障碍特別控除額、教育学費特別控除額、幼児未就学特別控除額の合計を超える場合、納税義務者が申告する総合所得総額から減算することができる。

中華民国域内に居住する外国人で、年度の途中に域外へ出て戻らなかった者については、その免税額、標準控除額および基本生活費は、同年度に中華民国域内に居住した日数が年間日数に占める割合に従って按分する。

Q8：国外で納付した所得税を、中華民国の総合所得税から控除することはできるか。

A：我が国の現行の総合所得税は我が国に源泉のある所得に対してのみ課税されており、我が国に源泉のある所得については、我が国が優先的課税権を有する。納税義務者がその国の法律に従い、再びその国に所得税を申告納付しなければならない場合、我が国の現行の所得税法の規定では、我が国の総合所得税から控除することはできない。

Q9：中華民国で納付した総合所得税について、外国で税額を控除することはできるか。

A：中華民国で納付した総合所得税につき、外国で税額を控除することができるかどうかは、各国の租税規

定によって決まる。納税義務者は其の国の税務機関に問い合わせることができる。同国の税法規定により、他国ですでに納付した所得税を差引き計算することが認められている場合、財政部の台北・高雄国税局総局服務科外僑股またはその他の各地区国税局所属の分局・稽徴所あるいは服務処に対して納税証明書の発給を申請することができる。

Q10：外国人が国外で所得税申告などを行なう際に必要な英文納税証明は、どのように申請するか。

A：外国人本人が英文の納税証明書を申請する際は、パスポートあるいは居留証を持って、財政部の台北・高雄国税局総局服務科外僑股またはその他の各地区国税局所属の分局・稽徴所あるいは服務処に申請する。他者に申請を委託する場合は、委託された人が外国人納税義務者の署名のある委託書およびパスポートのコピー（基本資料とサインのあるページを含む）及び委託された者の身分証明書または外僑居留証を持って、上記の国税局に申請する。

Q11：外国人は、いつ総合所得税を申告するか。

A：外国人が一課税年度内に台湾に居住する期間には長短があるため、総合所得税の申告時期は3種類ある。

1. 台湾での居留日数が90日を超えない場合、その中華民国を源泉とする源泉徴収対象所得は、源泉徴収義務者が源泉徴収し、申告する必要はない。源泉徴収範囲外の所得については、中華民国から出境あるいは居留延長を申請する前に規定の源泉徴収税率に従って申告納税する。
2. 台湾での居留日数が90日以上183日未満の場合、その中華民国を源泉とする源泉徴収対象所得は、源

泉徴収義務者が源泉徴収し、源泉徴収範囲外の所得および中華国内で提供した役務に対する国外雇用主からの報酬については、中華民国から出境あるいは居留延長を申請する前に規定の源泉徴収税率に従って申告納税する。

3. 台湾での居留日数が満183日を超え、なおかつ当年度の所得が課税額に達する場合は、翌年5月31日までに外僑結算申報（確定申告）書に必要事項を記入し、居留地の国税局において前年度の総合所得税を確定申告する。ただし、年度の途中で中華民国を離れる者は、出境の10日前に当年度の申告を行なう。

Q12：外国人の総合所得税結算申報はどこで申告するか。

A：外僑納税義務者は、申告当時の居住地（居留証登記住所）の国税局に申告する。居留住所が台北市または高雄市の場合は、それぞれ財政部台北国税局または財政部高雄国税局服務科外僑股で手続を行なう。居留住所が他の県・市の場合は、当該地区の国税局およびその分局、稽徴所で手続を行なう。

各地区の総局の問合せ電話番号は次の通り。

財政部台北国税局 02-2311-3711内線1116、1118

財政部高雄国税局 07-725-6600

財政部北区国税局 03-339-6789

財政部中区国税局 04-2305-1111

財政部南区国税局 06-222-3111

Q13：外国人が総合所得税を申告する際には、どのような書類を添付するか。

A：外国人納税義務者が所得税を申告する際は、居留および所得に関連する証明書類を携帯または添付す

る。例えば、パスポート、居留証、源泉徴収票（扣繳憑單）、株式利益徴収票（股利憑單）および中華民國域内での役務の代価として国外から得た所得の証明などである。また扶養親族の免除額や各種特別控除額がある場合、あるいは列挙控除を選択した場合は、当該規定に符合する必要な証明書類を審査のために携帯する。

Q14：夫婦は併せて総合所得税を申告しなければならないのか。年度の途中で結婚あるいは離婚した場合、どのように申告するのか。

A：これについては三点に分けて説明する。

1. 所得税法第15条の規定により、民法第1010条第2項の共同生活の維持が困難な場合、または6カ月以上同居していない場合、あるいは第1089条の1の共同生活を6カ月以上継続していない、または通常保護令を取得している場合を除き、納税義務者の配偶者の所得は、納税義務者が併せて申告納付する。納税義務者本人または配偶者の給与所得あるいは各種所得は個別に税額を計算できるが、納税義務者はなお併せて申告し納付する。夫婦の居留地が同一ではない場合も、併せて夫あるいは妻がその居留地の国税局に申告する。
2. 中華民國域内に居住しない個人で、中華民國を源泉とする所得がある者は、その配偶者が中華民國域内に居住している個人の場合、その配偶者と併せて申告するか、あるいは単独でその所得に従って非居住者の税率で所得税を課徴するかのどちらかを選択できる。単独課税を選択した場合、その所得は、中華民國域内に居住する身分を持つ配偶者の総合所得総額申告には含めないこととし、また源泉徴収分および規定税率により申告納付され

た税額を控除することはできず、またさらに関連する免税額や控除額を控除することもできない。

3. 年度の途中で結婚または離婚した場合、同年度の総合所得税は、その配偶者と個別に申告するか併せて申告するかを選択できる。併せて申告する場合には結婚証明または離婚証明を添付しなければならない。結婚あるいは離婚による同年度の扶養親族については、重複申告しないという原則の下、協議により一方または双方が申告できるが、そうでない場合は実際に扶養した側が申告する。上述3種の、合併申告の必要のない状況を除き、外国人居住者およびその配偶者、申告する被扶養親族の中華民国を源泉とする各種所得は、納税義務者が同一の申告書上に併せて申告し納付する。

Q15：外国人が年度中に総合所得税を申告した場合、結算申報（確定申告）時にはどのように手続をするか。

A：外国人が結算申報（確定申告）を行なう時は、年度中にすでに申告した所得額も合わせて納税額を計算する。すでに納付した同年度の税については、これを当てることができる。

外国人がすでに「中華民国域内に居住しない個人」に適用される税率で出境時の申告を行ない、その後、同年度中に再び中華民国域内に入境した場合、合計居留日数が183日を超える場合は、「中華民国域内に居住する個人」に適用される税率に従って、あらためて同年度の納税額を計算しなければならない。

Q16：外国人の総合所得税納税義務者が、年度の途中で住所および居所を廃止して出境した場合は、どのように結算申報（確定申告）を行なうか。

A：「中華民国域内に居住する個人」が、年度の途中で中華民国域内の住所または居所を廃止して出境する場合、出境前に同年度の所得について結算申報（確定申告）をしなければならない。その免税額、標準控除額および基本生活費は、中華民国の域内に居住した日数が年間日数に占める割合によって計算して控除する。特殊な状況により、出境前に自ら申告納税できない者は、国税局の許可を得た上で「中華民国域内に居住する個人」に代理申告納付を委託することができる。もし、税の未納がある場合、または会計士あるいはその他の合法代理人に代理申告納付を委託していない場合は、国税局は出入境審査の主管機関に通知し、その出境手続を行なわないようにすることができる。出境した納税義務者の配偶者が「中華民国域内に居住する個人」で、その後も継続して中華民国に居住している場合は、その所得はその配偶者が翌年の5月31日までに併せて結算申報（確定申告）する。その際は免税額、標準控除額および基本生活費は全額に対して計算し控除することができる。

Q17：外国人の「統一証号」とは何か。どの機関がこの番号を付与するか。

A：2001年1月1日より

- (1) 内政部入出国及移民署は香港、マカオ、大陸地区の人民と華僑に「台湾地区居留証」を発給する際に統一証号を付与する。
- (2) 内政部入出国及移民署が一般の外国人に居留証を発給する際に統一証号を付与する。
- (3) 前述の機関が発給する証明書類を取得しておらず、所得税を申告する必要がある、既に入国している外国人または台湾に戸籍がない我が国の国

民については、本人または代理人がパスポートを持参し、内政部入出国及移民署「中華民國統一証号基資表」を申請する。

統一証号の構成は以下のとおり。

統一証号は10桁であり、第1桁は区域番号、第2桁は性別と発行機関を示し、それぞれABCDで示す。第3桁から9桁まではランダム番号、第10桁は検査番号である。これは外僑居留証に記載されている統一証号である。

例1. Mr. Robert W. Davidsonの持つ外僑居留証の外僑居留証番号がAC12345678であれば、その統一証号もAC12345678である。

例2. Ms. Carol Leeの持つ外僑居留証の外僑居留証番号がHD12345678であれば、その統一証号もHD12345678である。

注：外僑居留証を取得していない、あるいは外僑居留証に統一証号が記載されていない場合は、内政部移民署にて手続を行なってください。

Q18：結算申報（確定申告）を行わなければならない外国人の総合所得税納税義務者が、規定の期限内に申告しなかった場合は、どのような処罰を受けるか。

A：外国人の総合所得税納税義務者が規定の確定申告を行わず、税務機関の調査を経て規定により課税すべき所得があることが発見された場合は、税を追徴される外、漏税額の3倍以下の罰金を科せられる。ただし、告発あるいは税務機関または財政部の指定する人員が調査を行なう前に、自ら補充申告を行なった場合は、税を追徴される外、利子を加算して一括徴収されるが、処罰は免除される。

Q19：総合所得税納税義務者が結算申告を行なったが、申告漏れや申告所得の不足があった場合は、どのような処罰を受けるか。

A：総合所得税納税義務者が、すでに所得税法の規定に従って結算申告を行なったが、規定によって申告すべき所得額に漏れや不足があった場合は、追徴される外、漏税額の2倍以下の罰金を科す。もし故意の詐欺あるいはその他の不当な方法で脱漏税を行なった場合は、裁判所に送検し刑法によって処断する。

納税義務者に申告漏れや申告所得の不足があった場合、告発あるいは税務機関または財政部の指定する人員が調査を行なう前に、自ら補充申告を行なった場合は、補充徴収される外、補充税額に利子を加算して一括徴収されるが、処罰は免除される。

Q20：総合所得税納税義務者が期限までに税を納付しなかった時は、どのような処罰を受けるか。

A：納税義務者が期限以内に税を納付しなかった場合、期限を2日超過するごとに、納付すべき税額の1%の滞納金を支払わなければならない。30日を超過しても納付しない場合は、国税局が法務部行政執行署に移送して強制執行する。納付すべき税と滞納金の他、納付すべき本税の滞納期日満了の翌日から納税義務者が納税した日まで、郵政貯金の一年定期預金の固定利率に従って日割り計算して加算し、一括して徴収する。この他に、執行の費用も負担しなければならない。

Q21：総合所得税納税義務者が納税を延滞している時、国税局はどのような措置を採るか。

A：この問題については、次の3項目から説明する。

1. 納税義務者が納税を延滞している時、国税局は関係機関に通知し、納税義務者の納付すべき税額に相当する財産につき、移転あるいは他の権利の設定を禁ずることができる。
2. 滞納している納税義務者が財産を隠匿あるいは移転し、または税執行から逃避する形跡があった時、国税局は裁判所に納税義務者の財産に対する仮差押えを求めることができる。
3. 中華民国域内に居住する納税義務者が滞納している税額が一定額を超えた時、財政部は内政部移民署に出境の制限を求めることができる。ただし納税義務者がすでに相当の担保を提供している場合は、出境制限を解除することができる。中華民国内に居住していない納税義務者が税を滞納している時、あるいは会計士またはその他の合法代理人に代理申告納付を委託していない時、国税局は出入境の審査機関に対し、その出境手続を行なわないよう通知することができる。

Q22：「個人所得基本税額申報表」で基本税額を申告しなければならないのは、どのような申告世帯か。

A：この点については次の項目から説明する。

1. 下記の条件の一つに符合する申告世帯は「個人所得基本税額申報表」を記入する必要はない。
 - ①所得税法の定める確定申告免除に符合する、中華民国域内に居住しない個人。
 - ②総合所得税申告時に、投資相殺奨励を適用しておらず、なおかつ「海外所得」「特定保険給付」「プライベート・ファンド（私募基金）受益証書取引所得」および「非現金寄付控除額」など、基本所得額に加えるべき項目のない者。

- ③基本所得額に加えるべき上記の項目はあるが、申告世帯の基本所得額が670万元以下の者。
2. 上記の条件に符合しない者は、規定に従って「個人所得基本税額申告表」に記入し、基本税額を申告する。

Q23：個人基本所得額に加えるべき項目は？

A：個人基本所得に加えるべき項目は以下の通り。

1. 総合所得正味額（結算申告所[確定申告書]の税額計算式のAEまたはGK+GLの金額）。
2. 海外所得：総合所得総額に計入していない、中華民国に源泉のない所得および香港・マカオ地区を源泉とする所得。2010年1月1日以降、一申告世帯の年間の合計数が100万元に達しない場合は計入を免除される。100万以上の場合は全数計入する。
3. 特定保険給付：受取人と保険契約者が同一人でない生命保険および年金保険給付。ただし、一申告世帯全体の死亡給付の年間合計数が3000万元以下の部分は計入を免除する。
4. プライベート・ファンド（私募基金）受益証書の取引所得。
5. 総合所得税申告時に減除した非現金寄贈額。
6. 総合所得税結算申告（確定申告）において株式配当および利益を分離計算した時の合計金額。

Q24：「房屋土地交易所得税（房地合一）**」（**土地建物取引所得税**）とは何か？どのような状況の時に**房屋土地交易所得税**の申告が必要か？**

1. 2016年度より実施された房屋土地交易所得税制度によると、建物および土地を売却する時は、建物と土地の全ての実際利益を計算し、そこからすでに土地増値税が課徴されている土地の値上り総額

を差し引いた額につき、所得税を申告しなければならない。

2. 2016年1月1日より、外国人が下記の建物、建物およびその所在する土地、または法に従って建築許可を得た土地（以下、建物・土地）を売買する時は、新制度に従って所得税を申告する。

①2014年1月2日以降に取得し、所有期間が2年以内の建物・土地。

②2016年1月1日以降に取得した建物・土地。

③個人が2016年1月1日以降に、地上権設定により取得した家屋使用権。

Q25：個人の房屋土地交易所得税（建物土地取引取得税）の税率は？

A：個人が、土地・建物を売却した年度に国内に居住していたか否か、また土地・建物の所有状況により以下の税率が適用される。

| 本人 | 土地建物所有形態 | | 適用税率 |
|------|--|-----------|---------------------------------------|
| 居住者 | 所有期間 | 1年以内 | 45% |
| | | 1年以上2年以内 | 35% |
| | | 2年以上10年以内 | 20% |
| | | 10年以上 | 15% |
| | 「自分が住んでいる土地建物」の優遇税 （※本人または配偶者、未成年で戸籍を設定している子女が、同家屋を所有し連続6年住み、取引前の6年間賃貸せず、営業または業務執行に供せず、かつ6年に1回を限度とする） | | ①課税所得400万元以下は免税 ②400万元を超える部分につき10% |
| 非居住者 | 1年以内 | | 45% |
| | 1年以上 | | 35% |

Q26：個人が房地合一新制度を適用する土地建物を取引した時は、どのように申告するか？どのような書類が必要か？

A：個人が、土地家屋を売却した年度に国内に居住していたか否か、および土地家屋所有状況によって適用税率は異なる。

1. 房地合一新制度の下、土地家屋取引所得は分離申告納税を採用する。土地家屋の所有権移転登記が完了した日の翌日から30日以内に、規定フォームの申告書を書き、申告時の居留証に記載された住所が属する国税局において申告する（非居住者の場合は、土地家屋所在地の税務機関に申告）。同取引の所得は取引年度の総合所得総額に併入して申告する必要はない。
2. 申告時には下記の書類を添付する。
 - ①個人房屋土地交易所得税申告書1部
 - ②計算の結果、自ら納税する必要がある場合は、納税領収書の正本
 - ③不動産または家屋使用权の購入および売却の売買契約書のコピー（私契）
 - ④原価および必要費用に関する証明書類
 - ⑤その他の関連書類

Q27：外国人が、房地合一新制度の課税範囲内の土地家屋を売買したが、規定に従って申告しなかった場合は？

A：以下の三つの状況が考えられる。

1. 外国人が規定に従って申告しなかった場合、3000元以上3万元以下の罰金を科す。不足額を追加納付する必要がある時は、法に従って不足額を徴収するほか、申告漏れの額の3倍以下の罰金を科す。上記両者の罰金は金額の重い方を選んで処断する。

2. 外国人がすでに国税局に土地家屋交易所得を申告したが、定められた期限内に納付すべき所得税を納付しなかった場合、売買日（土地建物所有権の移転登記日）の翌日から30日を超えた日から起算し、2日ごとに納税額に1%の延滞金を加算する。さらに30日を超えても未納の場合は、強制執行に移送する。
3. 外国人が規定に従って国税局に土地家屋交易所得を申告したが、虚偽の実際所得額を申告した場合、税務機関は法に従って不足額を徴収するほか、申告漏れの額の2倍以下の罰金を科す。

注：以上は一般的な規範であり、実際の課税は中華民国所得税法に規定により処理する。法令に変動があった場合は財政部台北国税局への問い合わせが可能。

<https://www.ntbt.gov.tw>

電話：(02)2311-3711 ex1116、1118

（二）付加価値型と非付加価値型営業税

Q1：外国人が台湾で物品の販売あるいは労務の提供をした時は、営業税をどのように申告するか。

- A：1. 中華民国内で物品の販売あるいは労務の提供をした場合、および物品を輸入した場合、「加価値型及非加価値型営業税法」第8条および第9条の規定に符合するため営業税を免除される場合を除き、同法第1条の規定により営業税を課徴する。
2. 外国人が中華民国の国内で物品の販売または労務の提供を行なう場合、営業を開始する前に、会社・商業登記の主管機関で会社・商業登記を行ない、営業所所在地の国税局所属の分局、稽徴所において、会社・商業登記主管機関が提供した登記基本資料に従って税籍登記の手続を行なう。営業

者が物品販売または労務提供を行なう時、統一發票を買手に渡し、2ヶ月を1期として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日までに税務主管機関に前期の売上金額、納付すべき営業税額または多く納付した営業税額を申告する。営業税額を納付すべき場合は先に公庫に納付した後、納付受領証を添えて申告する。また、同法第7条の規定により零税率が適用される者は、「按月申報營業稅申請書」に記入し、1カ月を1期として翌月15日までに前項の規定により主管税務機関に売上高および納付すべき、または多く納付した営業税額を申告する。ただし、同一年度内に変更はできない。また営業性質が特殊な業者および小規模業者は、統一發票ではなく普通の領収書を発行することができ、営業税額を査定計算する者は、主管税務機関がその売上および税額を査定し、主管税務機関が1月、4月、7月、10月末までに、それぞれ査定税額計算填発納付書をもって納付を通知する。

3. 2017年5月1日より、中華民国域内に固定の営業所を持たない外国人で、中華民国域内の自然人に電子労務を販売する行為による年間売上が48万元を超える者は、財政部税務ポータルサイト域外電商課税専区税籍登記プラットフォームにおいて税籍登記を申請しなければならない。また2ヶ月を1期として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日までに同ポータルサイト境外電商専区で前期の売上高および納付すべき、または多く納付した営業税額を申告する。納付すべき営業税がある場合は併せて国庫に納める。

Q2：外国人が消費の際に統一發票を受取ると、良いことがあるのか。

A：1. 統一發票の賞金くじに参加できる。

統一發票は毎奇数月25日前に、前2ヶ月分の当選番号が発表され、翌26日に新聞紙上に公告される。くじの当選者は当選番号発表の次月の6日から3ヶ月以内に、パスポートや居留証、その他の証明文書と当選した統一發票収執聯をもって、各地の賞金引き渡し機関で賞金を受取ることができる。問合せは財金公司ホットライン：4128282または財政部税務ポータルサイトへ。

2. 統一發票の宣伝活動に参加できる。

財政部台北税捐局は不定期に發票と引き換えのプレゼントや宣伝活動を行っており、外国人も台北市の統一發票を持っていれば活動に参加し、賞品などと交換できる。

Q3：外国人旅行者が特定貨物を購入した時の營業稅還付について

(1)適用対象

以下のいずれかの証明書を持って入境し、入境日から中華民國域内での停留日数が183日に達しない外国人旅行者。

- ① 中華民國以外のパスポート
- ② 国民身分証統一編號の記載がない中華民國パスポート
- ③ 旅行証
- ④ 入出境許可証 (内政部移民署が審査発行する入出境許可の証照)
- ⑤ 臨時停留許可証 (注：国際空港・国際港の税関でのみ還付申請でき、商店での小額還付および特約市区還付の規定は適用されない)

(2) 税率および計算式

- ① 税率：5%
- ② 還付サービス手数料率：14%
- ③ 還付金=発票金額（税込） \div 1.05 \times 0.05（小数点以下は四捨五入）
- ④ 還付正味金額=還付金額－還付金額 \times 0.14（小数点以下は切り捨て）

(3) 還付申請できる物品の範囲

外国人旅行者営業税還付マークのある特約商店で購入し、携帯して出境できる物品。ただし、以下の物品は含まない。




- ① 安全上の理由から、航空機や船舶には持ち込めない物品。（燃えやすい物、高圧スプレー缶、腐食性物質、毒性のあるもの、爆薬、防犯ベル付きのカバンやトランク、強酸化剤、放射性物質、または国際航空運送協会が定める、航空安全に影響するおそれのあるもの）
- ② 航空会社や海運会社が制限する物品。
- ③ 出境時に携帯しない物品。
- ④ 出境前に譲渡したもの、開封して使用・消耗したもの、入れ替えたもの。

注：ホテル宿泊料・飲食代・免税商品などの消費金額は、還付範囲ではない。

(4) 税の還付が受けられる最低購入額（税込）

外国人旅行者が、営業税還付マークのある同一の特約商店で、同じ日に累計2000元（税込）以上購入した場合、購入当日に入境証明を示して商店の販売員に「退税表单」の発行を申請することができる。

(5) 外国人旅行者が税の還付を受ける際の注意事項

| | 空港・港での還付 | 販売店での小額還付 | 特約市区還付 |
|-----------|--|--|--|
| 申請する場所 | <p>下のマークがある空港や港の税還付サービスカウンター</p>  | <p>下のマークのある特約商店</p>  | <p>下のマークのある特約市区還付サービスセンター</p>  |
| 申請の時期 | 出境時、荷物を預ける前 | 購入当日 | 出境前の20日以内 |
| 携帯物品の出境期限 | 購入日から90日以内 | 購入日から90日以内 | 購入日から90日以内で、税還付申請日から20日以内 |
| 必要な書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 入境証照 2. 購入時の統一發票または電子發票 3. 還付明細申請表 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 入境証照 2. 購入時の統一發票または電子發票 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 入境証照 2. 購入時の統一發票または電子發票 3. 還付明細申請表 4. 本人の国際クレジットカード(国際クレジットカード機構がライセンス供与した機関が発行したもの) |
| 特別注意事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 搭乗時刻の3時間前に空港や港で還付手続を行なう。 2. 桃園国際空港から出境する場合、その回の台湾旅行の合計税込消費金4万8000元以下(小額還付および特約市区還付を済ませた金額は含まない)の場合は、出境当日に空港MRT台北駅A1駅で還付が受けられる。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 同一日の同じ特約商店での税込消費金額が4万8000元以下の場合は、販売店での小額還付を受けられる。 2. 下記の状況には販売店での小額還付は適用されないため、空港・港で還付手続を行なう。 <ol style="list-style-type: none"> ①その回の台湾旅行で、すでに小額還付を受けた消費額が税込で累計12万円を超える場合。 ②同年度の複数 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 還付明細申請表を有する者は、税還付システムで入国資料が見つからない場合を除き、特約市区還付サービスカウンター(設置箇所は台北101、新光三越台北信義新天地A8館、SOGO忠孝館および高雄漢神百貨など)で特約市区還付を申請できる。 2. クレジットカードでデポジット(課税対象消費額の7%)を提供し、出境前に必ず空港・港の電子化自動還付機または還付サービスカウンターで審査の必要の有無を確認しなければならない。税関検査で規定に合わないと言われた場 |

| | 空港・港での還付 | 販売店での小額還付 | 特約市区還付 |
|----------|--|--|--|
| | | <p>回の台湾旅行で、すでに小額還付を受けた消費額が税込で累計24万円を超える場合。</p> <p>③外国人旅客税還付システムで入国資料が見つからない場合。</p> | <p>合は、還付サービスカウンターにて還付を受け、デポジットを取り消す。</p> <p>3. 還付申請日から20日以内に商品を携帯して出境できないと確定した場合は、出境前に特約市区還付サービスカウンターまたは空港・港にて還付の手続を行なう。</p> <p>4. 以下の状況の場合は、デポジットは返還されない。</p> <p>①出境時に空港・港の還付サービスカウンターにて審査の必要性の有無を確認しなかった時。</p> <p>②審査の必要性の有無を確認したが、税関審査を申請しなかったか、または税関審査を拒絶した場合。</p> |
| その他の注意事項 | <p>1. 税関審査において規定に合わないとされた場合は、税の還付は受けられない。すでに還付手続を済ませた特定物品が、出境前の税関で、開封・使用済、あるいは取り換えたと判断された場合は、空港・港の還付サービスカウンターで、還付された営業税を返還しなければならない。</p> <p>2. 還付された税金の再納付を避けるため、還付手続と税関審査を完了してから荷物を預け入れる。</p> <p>3. 規定により、還付金の返納（または過剰な還付金の清算）が必要だが、まだ返納していない時は、次の還付手続を行なうことはできない。</p> <p>4. 特定物品を購入してから最初の出境時に税還付を申請しなかった場合は、事後に還付を申請することはできない。</p> <p>5. 還付を受けた後、事情により出境せずに空港・港の制限エリア外に戻る場合、入境時にはレッドラインカウンターを通り、税関に申告しなければならない。</p> <p>6. ネット接続状況が悪く、特約商店の還付システムに異常があった時は、システム回復後に再手続するか、または出境前に空港・港で還付手続を行なう。</p> <p>7. 財政部が認可したデジタルキャリアを所持する場合、現場での少額還付については還付明細表単への署名を免除される。</p> | | |

(6)消費税還付サービスの流れ

外国人旅行者は搭乗の3時間前に空港・港に行き、電子化自動還付機または還付サービスカウンターで営業税還付などの出境関連手続をする。

荷物預け入れの前に、パスポート（旅行証・出入国証または臨時停留許可証）と還付明細申請表を持って電子化自動還付機または還付サービスカウンターで、パスポート（旅行証・出入国証または臨時停留許可証）と還付明細資料を読み取ると、還付システムは税関審査を受ける必要の有無を表示する。検査の必要がなければ直接電子化自動還付機または還付サービスカウンターで営業税還付の手続をする。

A. 税関審査が必要とされた場合は、下記の書類を用意して税関カウンターで手続する。

- ① 審査明細書（電子化自動還付機でプリント）
- ② 還付明細申請書
- ③ 本人のパスポート（旅行証、出入国証または臨時停留許可証）
- ④ 「税還付対象貨物」及び「パスポートナンバーの下四桁」が記載された統一発票または電子発票
- ⑤ 購入した特定物品

B. 税の還付の方法は、現金、クレジットカード（VISA、MASTER、JCB、中国銀聯カード）および小切手がある。現金での受取を希望する場合は、電子化自動還付機または還付カウンターにおいて発行された「外国籍旅客購買特定貨物退税明細核定單」を、出境する空港・港に設けられた指定銀行または現金カウンターに提出して還付を受ける。

- C. クレジットカード(VISA、MASTER、JCB、中国銀聯カード)で還付を受ける場合は、電子化自動還付機を指示に従って操作するか、還付カウンターで手続する。小切手での還付は還付カウンターで手続する。

(7) 物品の返品や交換をする場合の注意事項

- A. 出境前に、税の還付を受けた物品を返品または交換する場合：
- a. 以下の書類を揃えて、購入した特約商店で手続する。
 - ①購入時の統一発票または電子発票
 - ②購入時の還付明細申請表または小額還付核定単
 - b. 返品または交換をした後、その日に税還付対象物品を購入した税込金額が2000元に満たない場合は、当該営業税の還付は申請できない。余剰の還付金が生じた場合は、購入した特約商店に返還しなければならない。
 - c. すでに特約市区還付の手続を行なった場合は、特約市区還付サービスカウンターにおいて、デポジットの変更、または発生した余剰還付金の返還を行なう。
- B. 出境後に再び来台して返品・交換する場合：
- a. 当初商品を購入した特約商店に、購入時に発行された統一発票または電子発票を提示して手続を行なう。
 - b. 商品の返品・交換の手続が完了し、余剰還付金が発生した場合は、購入商店に返還し、証明として外籍旅客購物退税作業返還營業稅繳款書を受け取る。
 - c. すでに還付の手続を終えた物品を再び携帯して入境する際、税抜き金額が2万元を上回る場

合は、罰則を科されないよう入境時にレッドラインカウンターを通して税関に申告する。

注：

1. 民営還付業者：中華電信股份有限公司企業客戶公司

無料電話：0900-880-288

サイト：www.taxrefund.net.tw

2. 財政部台北国税局：

電話：2311-3711から営業税股

サイト：<http://www.ntbt.gov.tw>

二・台北市税捐稽徴処

(一) 地価税

Q1：地価税の徴収期間は。

A：地価税の徴収期間は、毎年11月1日から11月30日まで。

Q2：「自用住宅用地」とは。

A：「自用住宅用地」とは、土地の所有権者あるいはその配偶者、直系親族が、当該土地に戸籍登記を済ませており、なおかつ賃貸や営業に供していない住宅用地を指す。

Q3：「自用住宅用地」に該当する土地につき、当年度に特別税率適用地価税を申請する期限は。

A：土地所有権者は遅くとも毎年9月22日までに申請する。期限を超えた場合は、申請のあった翌年度から適用を開始する。

Q4：地価税に「自用住宅用地」の税率の適用を申請する条件は。

A：地価税に「自用住宅用地」税率の適用を受ける土地の条件は次の通り。

- (1) 土地所有権者あるいはその配偶者、直系親族が当該土地に戸籍登記をしていること。
- (2) 土地上の建物を賃貸や営業に供していない住宅用地であること。
- (3) 都市土地面積は300平米を超えない、非都市土地面積は700平米を超えないこと。
- (4) 地上の建物が土地所有権者あるいはその配偶者、直系親族の所有に帰すこと。
- (5) 土地所有権者とその配偶者および未成年の被扶養親族につき、一ヶ所を限度とする。

Q5：地価税の自用住宅用地適用税率は何%か。

A：自用住宅用地に課される地価税の税率は0.2%とする。

Q6：地価税につき自用住宅用地税率の適用を申請するには、どのような書類を添付する必要があるか。

A：土地所有権者は、建築改良物証明文書および当地で登録した外僑居留登記証のコピー1部を添付する。

(二) 土地増値税

Q1：どのような時に土地増値税を納付するか。

A：すでに地価の規定された土地の所有権を譲渡した時、その土地の値上り総額に従って土地増値税を課す。

Q2：自用住宅用地の土地増値税の税率はどのようなものか。

A：土地の譲渡が自用住宅用地の要件を満たしている場合、その土地増値税は一律10%課される。土地所

有権者一人につき、上述の土地増値税税率の適用は一回を限度とする。

Q3：自用住宅用地の税率で土地増値税が課されるには面積の制限はあるか。

A：土地所有権者が土地増値税に「一生一次」自用住宅用地税率の適用を申請する場合、その面積は都市では3公畝、非都市では7公畝を超えないこと。「一生一屋」自用住宅地税率の適用を申請する場合、その面積は都市では1.5公畝、非都市では3.5公畝を超えないこと。

Q4：外国人が土地を売る場合、自用住宅用地の「一生一次（一生に一度のみ）」税率で土地増値税を課されることができるか。

A：外国人が土地を売る場合、土地を売る前の一年間、台湾に満183日以上住み、なおかつ当該土地において外僑居留登記を行っており、販売する土地が自用住宅用地の関係規定に合致していれば、自用住宅用地の「一生一次（一生に一度のみ）」税率で土地増値税を課される。

Q5：外国人が土地を売る際に自用住宅用地税率の土地増値税を申請する時は、どのような書類を添付するか。

A：外国人が土地を売った場合、売買契約を交わした日から30日以内に土地所在地の税捐分処に土地譲渡価格を申告する。自用住宅用地の土地増値税税率を申請したい時には、土地譲渡価格申告書の自用住宅用地の欄にチェックマークを入れ、契約書、建物の権利書、外僑居留証およびパスポートのコピーそれぞれ1部を添付する。

(三) 房屋税 (家屋税)

Q1：房屋税はいつ徴収され、課税期間はいつか。

A：房屋税の徴収期間は毎年5月1日から5月31日の1ヶ月間。課税期間は前年の7月1日から当年の6月30日まで。

Q2：台北市の房屋税の税率は。

A：房屋税の税率は家屋の実際の使用状況によって区別される。

(1) 自家用、または「公益出租人」が住居用に貸し出す場合：家屋の時価の1.2%。

(2) その他の住居用：

① その他の非自家居住用：所有家屋が2戸以下の場合、それぞれの家屋の時価の2.4%。所有家屋が3戸以上の場合、それぞれの家屋の時価の3.6%。

② 公有家屋を住居使用に供する場合：家屋の時価の1.5%。

③ 家屋を本市社会住宅入居資格を有する者に貸出し、なおかつ主管機関が発行した貸出人認定書を有する場合：家屋の時価の1.5%。

④ 労働主管機関が証明書を発行した労働者宿舎：家屋の時価の1.5%。

⑤ 公立学校の学生宿舎で、民間機構と学校経営機関が投資契約を結んで投資建設し、同校学生の宿舎として使用し、また運営期間満了後に同宿舎の所有権を政府に移転すると約定した場合：家屋の時価の1.5%。

⑥ 「公同共有」で、共有人が自家使用に符合しない場合：家屋の時価の2.4%。

(3) 営業、個人病院、クリニック、学習塾、自由業の事務所：家屋の時価の3%

- (4) 人民団体などの非住家非営利事業の使用に供する場合：家屋の時価の2%
- (5) 建築主が所有する販売中の住家用家屋で、2014年7月1日から2017年6月30日までに発行された使用執照があり、なおかつ房屋税を納入し始めて3年以内に売却されていないもの：家屋の時価の1.5%。
- (6) 住家用であると同時に非住家用：実際の使用面積によって住家用と非住家用の税率を適用する。ただし非住家用の課税面積は全体の6分の1以下であってはならない。

Q3：年度内に家屋の使用状況に変更があった場合は、房屋税はどのように計算するか。その変更はどのように手続するか。

A：房屋税は月単位で計算する。実際の使用状況や所有する家屋数に変動があった場合は、30日以内に電話かファックスまたは申請書などの方法で、家屋所在地の税捐分処で変更の手続を行なわなければならない。変更があった月の16日以降に申告した場合は翌月分から変更後の税率を適用し、15日までに申告した場合は当月分から変更後の税率を適用する。

(四) 契税（契約税）

Q1：契約税はいつ申告するか。

A：家屋の売買、抵当権設定、交換、贈与、分割、または占有により所有権を取得した者は、均しく契約税を申告納付しなければならない。

Q2：契約税の税率は。

A：契約税の税率は以下の通り。

- (1) 売買の契約税は契約価格の6%

- (2) 抵当権設定の契約税は契約価格の4%
- (3) 交換の契約税は契約価格の2%
- (4) 贈与の契約税は契約価格の6%
- (5) 分割の契約税は契約価格の2%
- (6) 占有の契約税は契約価格の6%

Q3：契約税の納税義務者は誰か。どう申告するか。

A：家屋を取得した新たな所有者が納税義務者である。

保存登記を行った家屋を譲渡する場合、新しい所有者は「契稅申報書」に公定書式の契約書と関係書類を添付し、家屋の所在地の税捐分処に申告する。保存登記を行っていない家屋を譲渡する場合は、新旧の所有者が共同で申告する。

(五) 使用牌照税（自動車・バイクの納税証明鑑札税）

Q1：自動車・オートバイの牌照税は、毎年いつ徴収されるか。

A：自家用車及び151cc以上（151ccを含む）のオートバイの牌照税の徴収期間は年に一度、4月1日から4月30日まで。営業用自動車は、上下二期に分けて徴収する。上期は4月1日から1月30日、下期は10月1日から10月31日まで。

Q2：自動車・オートバイの牌照税は、どのように計算するか。

A：総排気量とモーターの最大馬力によって等級に分けられ、「使用牌照税法」の機動車両分類税額表に従って課税徴収する。

Q3：身体障害者用の乗物についての減免措置は。

A：心身障害手帳または証明を持ち、運転免許を取得している人が所有する車両は、1人1台を限度として牌照税を免除される。心身障害により運転免許を持たない場合、その本人または配偶者、または同一戸籍の二親等以内の親族が所有し、同心身障害者のために使用する車両も心身障害者1人につき1台を上限として牌照税の免除を申請できる。ただし、総排気量が2400cc以上、または完全電動でモーターの最大馬力が262HPまたは265.9PSを超える場合は、免税額は2400cc、262HPまたは265.9PSの車両の税額を上限とし、それを超える部分は免除されない。

(六) 印花税(印紙税)

Q1：印花税の課税範囲は。

1. 銀錢収據：現金を領収した際の領収証、帳簿、通帳。
2. 売買動産契據：動産売買の契約書。
3. 承攬契據：一方が他方に一定の労務を提供し、他方が労務を完了した際に支払う報酬の契約書。
4. 典売、譲受及分割不動産契據：不動産の抵当権設定、交換、贈与、分割にあたり、地政機関に物権登記を申請する証書。

Q2：印花税はどのように課税するか。

1. 銀錢収據：1件につき金額の0.4%の印紙を貼付する。
2. 売買動産契據：1件につき12元の印紙を貼付する。
3. 承攬契據：1件につき金額の0.1%の印紙を貼付する。
4. 典売、譲受及分割不動産契據：1件につき0.1%の印紙を貼付する。

Q3：印花税はいつ納付するか。

A：印花税を納めるべき証書を交付または使用する際に印紙を貼付する。

Q4：印花税はどのように納付するか。

A：証書を作成する当事者が郵便局または銀行で印紙を購入し、納付を証明する「應税憑證」に貼付し規定の通り使用する。金額が多く貼付が困難な場合は、最寄りの地方税稽徴機関で「印花税繳款書」の発行を申請して銀行で納付し、納税済みの「印花税繳款書」を証書に貼付する。

(七) 台北市税捐稽徴処（税務機関）の一覽

| 機 関 | 所在地／メールアドレス | 電 話 | Fax |
|-----------------------|---|------------------------|-----------|
| 總 処 | 10051台北市北平東路7之2号 d03010910@mail.taipei.gov.tw | 2394-9211 6632-7979 | 2351-4382 |
| 中正分処 | 10051台北市北平東路7之2号1F d03010110@mail.taipei.gov.tw | 2393-9386 6630-0101 | 2393-0994 |
| 大同分処 | 10363台北市昌吉街57号3F之2 (大同区行政中心) d03010110@mail.taipei.gov.tw | 2587-3650 6619-5511 | 2593-0103 |
| 中山分処 | 10402 台北市松江路367号3F d03010070@mail.taipei.gov.tw | 2503-9221 6608-5252 | 2501-3265 |
| 萬華分処 | 10885台北市和平西路三段120号 6F (萬華行政中心) d03010150@mail.taipei.gov.tw | 2302-1191 6639-9292 | 2336-7245 |
| 信義分処 | 11049台北市信義路五段15号3F (信義区行政中心) d03010090@mail.taipei.gov.tw | 2723-5067 6639-9922 | 2722-3867 |
| 松山分処 | 10555台北市八德路三段178号5F d03010080@mail.taipei.gov.tw | 2570-3911 6601-2727 | 2577-9893 |
| 駐北市監 理所(使用 牌照税) | 10561台北市八德路四段21号3F d03010080@mail.taipei.gov.tw | 2831-5444 | 2767-9278 |
| 南港分処 | 11570台北市南港路一段360号3F (南港区行政中心) d03010170@mail.taipei.gov.tw | 2783-4254 6616-0202 | 2782-3099 |
| 文山分処 | 11606台北市木柵路三段220号4F (文山区行政中心) d03010160@mail.taipei.gov.tw | 2234-3518 6629-8585 | 2234-3519 |

| 機 関 | 所在地／メールアドレス | 電 話 | Fax |
|----------------------------------|---|------------------------|-----------|
| 大安分処 | 10650台北市新生南路二段86号 3F (大安区行政中心) d03010100@mail.taipei.gov.tw | 2358-1770 6630-0055 | 2341-2589 |
| 士林分処 | 11160台北市美崙街41号 d03010130@mail.taipei.gov.tw | 2831-8101 6611-0909 | 2831-8106 |
| 駐台北市監 理所士林監 理站 (使用 牌照税) | 11169台北市承德路五段80号2F d03010130@mail.taipei.gov.tw | 8866-3256 | 8866-3255 |
| 北投分処 | 11230台北市新市街30号3F (北投区行政中心) d03010140@mail.taipei.gov.tw | 2895-1341 6610-9797 | 2895-2132 |
| 内湖分処 | 11466台北市民權東路六段99号 2F (内湖区行政中心) d03010180@mail.taipei.gov.tw | 2792-2059 6601-5353 | 2791-8544 |

* 地方税については、お近くの税捐分処へお問合せください。

X.環境保護局

一・資源ゴミの回収

(一) 回収方法

1. 月、金曜日は平らな資源ゴミの回収（清潔な古着、古紙古本、ビニール袋）、火、木、土曜日は立体的な資源ゴミの回収（一般資源ゴミ {ビン、缶、容器、小家電など} と清潔な発泡スチロール）を環境保護局の夜間のゴミ収集車に渡す。
2. 民間のリサイクル業者に渡す。
3. 資源回収マーク「♻️」のついた容器や乾電池はコンビニの回収箱に入れることができる。
4. 地域にフリーマーケットがあれば不要品を交換し、できるだけ寿命を延ばす。
5. マンション、アパートや「里辦公室(里長事務所)」の「資源回収站」に持っていく。

(二) 台北市の資源ゴミの分類と出し方

| | | 回収できるもの | 回収できないもの |
|----------------------|---------|--|---|
| 立体的なゴミ (火、木、土に回収) | 一般の資源ゴミ | 瓶、缶、紙容器（紙製弁当箱、紙コップ、アルミ箔、牛乳・飲料パック等）、小型家電（携帯電話、ドライヤー、スタンド、電話、FAX、ビデオデッキ、ウォークマン、掃除機、レコーダー、誘蛾灯、蚊取りラケット、ゲーム機、プラスチックの照明器具）パソコン、モニター、マウス、キーボード、プリンタ、スキャナ、ノートPC、外付けハードディスク、プラスチック、廃金属、アクリル、ビニールホース、ABS樹脂、便器のフタ、古タイヤ、カセットテープ、ビデオテープ（磁気テープを取り除く） | ぬいぐるみ、ボアの玩具、玄関マット、スポンジ（パッキン）、靴類、ビニールひも、ホワイトボード、各種ボール類、プラスチック植木鉢、木片弁当箱、タイヤチューブ、バイクのシート |

| | | 回収できるもの | 回収できないもの |
|-----------------------|--------------------|--|---|
| | 発泡スチロール類 汚れていない | 食器類、工業用パッキン、果物包装用網状発泡スチロール | |
| 平らなゴミ (月、金に回収) | 衣類 | 清潔な古着（清潔で伸縮性が残っている下着を含む） | じゅうたん、マット、バスタオル、帽子、布団、枕、シーツ、下着、布地（端切れを含む）、靴、靴下、カーテン、テーブルクロス、エプロン。水がしみた、汚れている、破れている、臭いがするなど回収価値のない衣類 |
| | 紙類 | パン・ケーキの箱、各種紙箱、飲料カップ、雑誌、紙袋、再生紙等 | ビニールコーティングした紙、カーボン紙、パウチ加工した紙、シール台紙、トイレトーパー、生理ナプキン、紙おむつ、印画紙 |
| | ビニール袋 | 汚れていないビニール袋（油・汁・血などのついていないもの） | 汚れたビニール袋（油、液体、血など）、複合素材のビニール袋（スナック類の袋など） |
| | 古本 | 他の古紙とは別に縛って出す。200冊以上ある場合は、区の清潔隊と時間を約束して取りに来てもらう。 | |
| その他 (月、火、木、金、土に回収) | 電池、電燈、蛍光灯、廃油、その他 | 回収できるもの： ①各種照明（CCFL照明、センサー蛍光灯、その他の水銀を含む照明）、各種電球、HID灯、乾電池、携帯電源、環境衛生用薬廃容器、光ディスク、水銀体温計、潤滑油、食用油。 ※確実に梱包して他のゴミとは別にしておくこと。 ②その他：スーツケース2個以下、ヘルメット、傘、トロフィーや楯 | |
| | 生ゴミ（堆肥用） | 回収できるもの： 分類原則：人間が食用できない有機資材 例：果皮、食材の殻、骨、果物の種、花材、木の葉、茶がら、コーヒーかす、豚の餌にならない腐敗した食材を含むもの。 *ヤシの殻、ドリアンの殻は別にして回収車に渡す。 *ティッシュは一般ゴミとして処理。 | |

| | |
|-----------|---|
| (養豚用) 生ゴミ | 回収できるもの： 分類原則：家では不要になった食物や食材で、加熱すれば豚の餌になるもの。生でも調理済みでも良い。 例：肉類、内臓、野菜、果物、冷凍食品、賞味期限済みだが腐敗していない食材、調味料。 |
|-----------|---|

時間を約束して回収するもの（各区清潔隊に連絡）

大型家具・家電類

回収できるもの：

台所のファン、ベッドマット、ベッド枠、台車、自転車、扇風機、ガスコンロ、大型の給水機、ソファ、机／椅子、タンス、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、3個以上のスーツケース。

マイカップの持参：

2011年5月1日から、台北市内の飲料チェーンやコンビニ、ファストフードチェーン店では、コップ（容器）を持参して飲料を購入する消費者に、割引またはポイントなどの優遇サービスを提供しています。台北市環境保護局は、買い物や食事に出かける時には買い物袋や箸やコップなどを持参するよう呼びかけています。

二・家庭の生ゴミの回収について



家戸厨餘回收快訊

1. 台北市では生ゴミを全面的に回収しています。分類回収にご協力ください。
2. 家庭の生ゴミは「堆肥用生ゴミ（養豚以外）」と「養豚飼料用生ゴミ」に分けて出して下さい。
3. 火を通せば豚の餌になる食材や生ゴミは養豚用、それ以外は堆肥用（非養豚）とします。
4. 生ゴミ回収の時間と場所は、他のゴミと同じです。
5. 回収する生ゴミには、一般ゴミや他の物を入れな
いでください。違反した場合は1200～6000元の罰

金が科されます。

6. 生ゴミは水分を切り、回収バケツ「厨余回収桶」などの容器に入れ、回収時に「養豚用生ゴミ」または「堆肥用（非養豚用生ゴミ）の桶に入れてください。
7. 生ゴミをビニール袋に入れている場合、生ゴミを桶に回収に出した後、その袋はゴミ収集車に入れるか、収集桶に入れてください。
8. 食事は食べきれだけの量を作り、食べ物をムダにしなければ、生ゴミを減らすことができます。
9. 生ゴミはできるだけ早く回収に出しましょう。
10. 回収する生ゴミはパッケージを取り除き、箸、スプーン、楊枝、紙ナプキンなど、生ゴミ以外のものを混ぜないでください。
11. ドリアンとヤシの殻は別途粉碎処理をしなければならぬため、他の生ゴミと混ぜず、袋に入れて回収車に渡してください。
12. 生ゴミの回収や分類について不明の点は02-2720-8889内線7291にお問い合わせください。

三、ゴミの収集について

2003年12月から、台北市では家庭ゴミ・資源ゴミおよび生ゴミを水曜と日曜を除く週5日回収・収集するようになりました。市民の多様な生活形態に合わせ、本局では市内12区の37カ所に一般ゴミ・資源ゴミ・生ゴミを収集する場所を設け、毎日6時から23時まで受け付けています。詳しくは本局のサイト／環境清潔／ゴミ回収路線 <http://www.dep.gov.taipei/mp.asp?mp=110001> をご覧ください。

台北市各区の清潔隊

| 清潔隊 | 所在地 | 電話 |
|-----------------|--------------------|---------------------|
| 松山区 | 民生東路四段133号4F | 2514-7712/2514-7713 |
| 文山区 | 木柵路三段220号7F | 2936-3050/2936-3051 |
| 信義区 | 信義路5段15号8F | 2723-4982/2723-4990 |
| 南港区 | 南港路一段360号7F | 2783-4725/2783-2691 |
| 大安区 | 通化街140巷19号 | 2737-1303/2736-4342 |
| 内湖区 | 成功路二段320巷19号 4F | 2791-7730/2794-5759 |
| 中山区 | 松江路367号7F-2 | 2503-3447/2502-2264 |
| 士林区 | 中正路439号7F | 2883-0962/2883-0963 |
| 中正区 | 重慶南路三段6号1-2F | 2332-0725/2332-0726 |
| 北投区 | 石牌路二段115号3F | 2821-8867/2822-9604 |
| 大同区 | 昌吉街57号4F-7 | 2594-9904/2594-8437 |
| 萬華区 | 環河南路2段102号5F | 2302-2988/2306-9144 |
| 資源回収隊 | 内湖区行忠路178巷1号 | 2791-9622/2791-9532 |
| 内湖再生家具 展示販売場 | 内湖区行忠路178巷1号 | 2796-2062 |
| 万華再生家具 展示販売場 | 環河南路2段102号1F | 2308-2600 |

最大サイズの台北市専用ゴミ袋にも入らない大型家庭ゴミがある場合は、区の清潔隊に電話で連絡し、回収の時間と場所を決めてください。

四・台北市の専用ゴミ袋

1. 台北市は2000年7月から、ゴミ処理費用を専用袋の代金により負担する方式を採用しています。一般ゴミは必ず専用ゴミ袋を使用し、本局の認証シールが貼られている専用ゴミ袋を購入してください。偽造ゴミ袋を使用した場合は告発されます。

2. 現在使用されているゴミ袋は7種類です。

| 容量(ℓ) | 枚数 | 価格(元) |
|-------|-----|-------|
| 3ℓ | 20枚 | 21元 |
| 5ℓ | 20枚 | 36元 |
| 14ℓ | 20枚 | 100元 |
| 25ℓ | 20枚 | 180元 |
| 33ℓ | 20枚 | 237元 |
| 76ℓ | 10枚 | 273元 |
| 120ℓ | 5枚 | 216元 |

3. レジ袋の使用を減らすため、エコなレジ袋兼ゴミ袋を2018年1月1日から推進しています。市内のセブン-イレブン、ファミリーマート、Hi-Life、全聯、来来、頂好、三商家購、台糖、カルフル、宝雅、棉花田、義美、台湾DAISO、統健、億萬里、安永などのなどのコンビニ、スーパー、量販店、一般商店で販売しています。

| 商品名・規格 | 容積 (ℓ) | 価格 (元/1枚) | 注 |
|--------|--------|-----------|-----|
| 小型袋 | 3 | 1 | 立体式 |
| 中型袋 | 6 | 2 | |
| 大型袋 | 14 | 5 | |

五・公害告発ホットライン

1999(市外からは02-2720-8889)

六・「廃棄物清除法」を守ってください

痰を吐く、ビンロウの汁や滓を吐く、紙くずや煙草の吸殻、ガム、果物の皮や種や汁や滓をポイ捨てること、その他の廃棄物を無闇に捨てるなどの汚染行為には、1200～6000元の罰金が科されます。

七・環境にやさしい生活を

食：

- ◎食べ残しを減らせば資源と金銭の節約になる。
- ◎地元の旬の食材を使って輸送時の二酸化炭素排出を削減。
- ◎コップや箸を持ち歩いて使い捨て食器のゴミを減らす。
- ◎野菜を多めに、肉は少なめに。

衣：

- ◎古着はリサイクルに。
- ◎化学繊維より天然繊維の衣類を。
- ◎夏は出来るだけ軽くて色の薄い衣類を。
- ◎ネクタイをやめれば、快適で省エネ。

住：

- ◎窓を開けて風を通せば快適。
- ◎冷房は26～28度に設定。
- ◎古いタイプの電球を省エネ電球に交換。
- ◎5階までは階段を使えば健康的で省エネ。

交通：

- ◎なるべく公共交通機関と徒歩で。
- ◎車で出かける時は仲間と相乗り。
- ◎二酸化炭素排出量の少ない交通手段を。
- ◎温室効果ガス削減のためにアイドリングを減らす。

*台北市環境保護局のレクリエーション施設

一・北投ゴミ焼却場レクリエーション施設

| | 時間、料金、優待の対象となる人 |
|------------|--|
| (スパ、子供プール) | <p>毎週火～日開館、月曜休 時間 第一場 5:30-7:30 第二場 8:30-11:30 第三場 13:30-16:30 第四場 18:00-21:00 全票110元 半票55元 (学生、4歳以上12歳未満の児童)、65歳以上 (身分証明提示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.士林、北投、内湖、南港、文山区に戸籍がある住民は、身分証明書類とボランティア栄誉カードを提示すれば無料。 2.心身障害者と監護人、または必要な付添人1人は、障害者証明を提示すれば無料。 3.7歳未満の児童は無料。(入場時に証明書類提示) |
| ジム | <p>毎週火～日開館、月曜休 時間 第一場 8:30-12:00 第二場 13:30-17:00 第三場 18:00-21:00 全票20元 半票10元 (学生、65歳以上は身分証明書提示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.内湖、南港、文山、北投、士林区に戸籍がある住民は身分証明書類とボランティア栄誉カード提示により無料。 2.心身障害者と監護人、または必要な付添人1人は障害者証明提示により無料。 |
| 学習室 | <p>毎週火～日開館、月曜休 時間 8:30-21:00 無料</p> |
| ホール | <p>毎週火～日開館、月曜休 時間 第一場 8:00-12:00 第二場 13:00-17:00 清掃料200元、クーラー使用料150元</p> |
| テニスコート | <p>毎週火～日開館、月曜休 時間 第一場 5:30-12:00 第二場 13:30-17:00 第三場 18:00-21:00 日中は1時間150元 夜間は1時間200元</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.内湖、南港、文山、北投、士林区に戸籍がある住民は身分証明書類とボランティア栄誉カード提示により無料。 2.心身障害者と監護人、または必要な付添人1人は障害者証明提示により無料。 |

| | 時間、料金、優待の対象となる人 |
|--------------|--|
| バスケットボール、ト場 | 毎週火～日開放、月曜休 無料 |
| 駐車場 地下 | 毎週火～日開館、月曜休 時間 5:00-22:00 1時間20元、30分以内は無料 |
| 展望台 煙突 | 毎日 9:00-22:00 無料 |
| 車駐輪場 屋外自転 | 毎日 無料 |
| 卓球室 | 毎週火～日開館、月曜休 時間 第一場 8:30-11:30 第二場 14:00-17:00 第三場 18:00-21:00 無料 一回につき1時間のみ |

二・内湖ゴミ焼却場レクリエーション施設

内湖ゴミ焼却場は我が国初の高効率大型ゴミ焼却施設で、現代的な機械式焼却技術を採用し、台北市の家庭ゴミおよび一般商業廃棄物进行处理しています。ゴミの可燃物質を焼却することで、ゴミを減量、安定化させ、リサイクル利用の効果を高めます。

地域に還元するために、内湖ゴミ焼却場のエリア内の緑化を全面的に強化するほか、エネルギー利用センターを建設して多様なスポーツ・レクリエーション施設を設け、地域住民の利用に供し、地域の生活の質を向上させています。施設には、温水プール、ジム、カルチャー教室、テニスコート、卓球場、スケート場、閲覧室、駐車場などがあり、市民の利用を歓迎しています。お問い合わせ：02-2796-1833

時間、料金、優遇対象となる人

| |
|---|
| <p>プール（児童プール／SPA有り） 月曜休館 時間：5:00-7:20／8:30-11:15／13:30-16:15／18:00-20:40 全票110元／半票80元（軍警・学生、7歳以上12歳未満のの児童）／優待票55元（65歳以上）／冷水時：全票60元／半票30元</p> <ol style="list-style-type: none">1.内湖・南港・文山・北投・士林の区民は身分証とボランティア栄養カード提示により無料2.心身障害者と監護人または必要な付添人1名は証明書を提示すれば無料3.7歳未満の児童は無料（入場時に証明書提示） |
| <p>ジム 月曜休館 時間：8:30-12:00／13:30-17:00／18:00-21:00 全票20元／半票10元（軍警・学生・65歳以上）／内湖・南港・文山・北投・士林の区民またはボランティアは無料</p> |
| <p>カルチャー教室 月曜休館 時間：8:00-12:00／13:00-17:00 1回400元（エアコン使用は150元加算）／内湖・南港・文山・北投・士林の区民は無料</p> |
| <p>テニスコート 月曜休館 時間：5:20-18:00／18:00-21:00 日中は1時間150元 18:00以降は1時間200元／内湖・南港・文山・北投・士林の区民は無料／心身障害者と必要な介護者1名は無料／65歳以上は半額</p> |
| <p>卓球室 月曜休館 8:30-12:00／13:30-17:00／18:00-21:00／無料／毎回登録は1時間まで</p> |
| <p>スケート場 時間：毎日5:00-22:00／無料</p> |
| <p>閲覧室 月曜休館 時間：8:30-12:00／13:30-17:00／無料</p> |
| <p>地下駐車場 月曜休館 5:00-22:00／1時間当り20元／小型車のみ。30分単位で計算。30分以上1時間未満は1時間として計算。心身障害者の駐車料金は「台北市停車管理处公有收費停車場心身障碍者優遇停車查核作業規定」に従う。月間使用料は1500元</p> |

三・木柵ゴミ焼却場レクリエーション施設

| 時間、料金、優待の対象となる人 |
|--|
| 温水プール 月曜休館、火曜から日曜まで開放 時間：5:30-7:30／8:30-11:30／13:30-16:30／18:00-21:00 全票110元／半票80元（軍警・学生、7歳以上12歳未満の児童は証明書を提示）／メンテナンス等の理由で冷水の時は全票60元、半票30元／65歳以上は証明書を提示すれば半額 1.台北市内湖、南港、文山、北投、士林に戸籍を置く住民は身分証とボランティア栄誉カードを提示すれば無料。 2.心身障害者および監護人または必要な付添人1人は、証明書を提示すれば無料。 3.7才未満の児童は無料。（証明書を提示） 4.内湖、南港、文山、北投、士林区の14歳未満の児童は無料で使用できる「プール児童証」を申請できる。 |
| 児童遊戯場 月曜休館、火曜から日曜まで開放 時間：5:30-21:30 無料 |
| 閲覧室 月曜休館、火曜から日曜まで開放 時間：5:30-21:30 無料 |
| 卓球室 月曜休館、火曜から日曜まで開放 時間：5:30-21:30 無料 |
| コンピュータ 月曜休館、火曜から日曜まで開放 時間：5:30-21:30 無料 |
| カルチャー教室 月曜休館、火曜から日曜まで開放 時間：8:00-12:00／13:00-17:00／19:30-21:30 午前と午後は400元、クーラー使用の場合は150元追加。 夜間の使用料は半額。 ※台北市内湖区、南港区、文山区、北投区、士林区の区民は身分証明書を提示すれば無料。 |
| 体育室 月曜休館、火曜から日曜まで開放 時間：5:30-21:30 無料 身長155センチ以下は入場禁止 |
| 多機能ホール 月曜休館、火曜から日曜まで開放 |

| |
|---|
| 時間：8:00-12:00／13:00-17:00／19:30-21:30 清掃費500元、エアコン使用の場合は300元追加、 視聴覚設備使用は500元追加、夜間の使用料は半額。 |
| 地下駐車場 月曜休館、火曜から日曜まで開放／1時間20元 |
| 屋外自転車駐輪場 毎日開放／無料 |

四・山猪窟プール

(一) 開放時間と利用料

| 受付時間 | 入場時間 | 終了時間 | 入替時間 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 05:20-07:00 | 05:30 | 07:20 | 07:30 |
| 08:20-10:30 | 08:30 | 11:15 | 11:30 |
| 13:20-15:30 | 13:30 | 16:15 | 16:30 |
| 17:50-20:00 | 18:00 | 20:40 | 21:00 |

- 1.全票 110 元
- 2.優待票 80 元 (軍、警、学生。証明が必要)
- 3.冷水の時は全票 60 元 半票 30 元
- 4.内湖区、南港区、文山区、北投区、士林区に戸籍がある
住民は身分証明書類により無料。(12歳以上の児童は児童
証と戸口名簿正本または3カ月以内の戸籍謄本を提示)
ボランティア服務榮譽カードがある人は無料。警察・消防
ボランティア服務榮譽カードを持つ人は半額。
- 5.心身障害者と監護人または付添人1人は、障害者手帳に
より無料。
- 6.6歳未満の児童は無料。
- 7.6歳以上12歳未満の児童、台北市に戸籍を置く55～64
歳の先住民および65歳以上の人は半額。
- 8.12歳未満の児童は、児童を世話できる成人親族または監
護人(他の優遇対象でない場合は有料)の付添いが必要。

(二) 並んでチケットを購入。1人4枚まで購入可。チ
ケットは記載の日付と時間帯のみ使用可。変更
や払戻しはできない。

(三) 毎週月曜日と国定の休日(元旦、和平記念日、
双十節は除く)は休館。月曜と国定休日が重な
る時は順延。

(四) 証明書類のコピーは使用不可。

(五) 内湖、南港、文山、北投、士林区の14歳未満の児童が無料で使用できる「遊泳池児童証」を申請できる。

(六) 所在地：台北市南港区旧莊街1段290巷32号
電話：02-2654-8933、02-2654-7412

五・山水緑生態公園

一. 公園の概要

公園の面積は21ヘクタール。森林ロジカフェやビジターセンター、遊歩道、沼沢エリア、児童遊戯エリア、東屋、展望台などがあります。環教小屋とビジターセンターは、かつてのゴミ回収車洗車台やリサイクルステーションの建築構造を活用しており、展望台に続く遊歩道にある円柱は、福德坑ゴミ埋立地にあった電柱を再利用しています。

園内にはインタラクティブでゲーム性のある環境教育解説施設が多数設けられており、廃棄物処理や再利用の効果を体験しながら休むことができます。園区管理室には無料のレンタサイクルがあり、休日には児童体験エリア（竹馬やコマ遊びなど）が設けられ、家族そろって遊ぶことができます。

二. 交通手段

1. 所在地：台北市南港区南深路37号
2. 公共交通機関：MRT南港展覽館駅から指南客運バス679路線に乗って福聖宮（山水緑生態公園）で下車すれば、徒歩で公園入口に着く。
3. 高速道路：国道3号線を北へ南深路インターで降り、南深路を1.5キロほど進むと公園入口。

六・福德坑環保復育園區

一．公園の概要

福德坑環保復育園區の面積は約37ヘクタール。園内には草すべり場、先住民文化パーク、太陽広場、ハイキングコース、サイクリングロード、リモコン飛行機エリアなどがあります。中でも台北市で「唯一」かつ「無料」の草すべり場は1ヘクタールを占め、天気の良い休日には無料で草すべりを楽しむことができます。また、園區管理室では自転車を無料で貸し出しています。敷地内は緑にあふれているので、家族そろっての行楽が楽しめます。

「台北能源之丘」は全国初のゴミ埋立処分場太陽光発電所で、政府が土地を、民間企業が資金を提供することで、公的部門と指摘部門が協力して台北市の再生エネルギー発展を推進しています。環境教育、華僑保全、再生エネルギーなど多様な価値を持つモデルパークです。

二．交通手段

1. 所在地：台北市文山区木柵路五段151号
2. 公共交通機関：MRT動物園駅から小12バスに乗り、福德坑環保復育公園で下車して徒歩。
3. 高速道路：国道3号線を万芳インターで降り、左折して木柵路五段を0.9キロ進み、43巷に入って1.6キロほど行くと公園入口。

七・内湖復育園區

一．公園の概要

内湖復育園區の敷地は、北は七星山、南は基隆河に面し、東の南湖大橋から西の安美街までの10ヘクタールを占めます。園内には森林の丘、健康ハイキングコース、写真撮影ポイントなどがあり、ハイキングコー

スを高さ40メートルまで登ると、台北101や台北市内を見渡すことができます。基隆河の河川敷には1.5キロのサイクリングコースと歩道があり、ウォーキングやスポーツやレジャーを楽しめる多目的の緑地公園となっています。

園内には観景山丘や草地などがあり、近くの潭美街葫蘆洲運動公園には温水プール、テニスコートなどのレジャー施設があり、また河岸にはサイクリングコースや花畑、歴史的建築物である葫蘆墩吊橋などもあって、他の河岸公園より多様な機能を備えたレジャーパークとなっています。

二. 交通手段

1. 所在地：台北市内湖区潭美街587号の向い
2. 高速道路：康寧インターの北方向出口で降り、右折して康寧路三段を進み（南湖大橋へは進まない）、潭美街との交差点で右折して900メートル直行すると公園入口。
3. バス：バス路線240直、247、247区、247、279、681の内湖焚化廠【葫蘆洲運動公園】で下車。

八・延慧書庫

一. 成り立ち

台北市環境保護局はゴミ減量やリサイクルの概念を広め、書籍の寿命を延ばして弱者をサポートするために、2013年1月13日に内湖再生家具展示場に延慧書庫を設立しました。

二. 所在地と入館時間

書庫の所在地は台北市内湖区行忠路178巷1号（内湖再生家具展示場1階）、図書交換エリアと読書エリアがあります。入館時間は、火曜から金曜と日曜の10:00～17:00。

三. 図書引き取りと交換の方法：

延慧書庫の書籍引き取りと交換の対象は、学生／心身障害者／中低および低所得世帯／一般市民の3種類に分けられます。引き取りと交換の方法は以下の4種類。①学生は学生証を提示すれば、月に3冊まで古書を引き取れる。②心身障害者／中低および低所得世帯は政府発行の証明カードを提示すれば、月に10冊まで古書を無料で引き取ることができる。③一般市民は電池15本を持参すれば古書1冊と交換できる。この他にイベントなどがある時は、別途定められます。

四. 図書の寄贈方法：

- ①台北市民の場合、寄贈する図書を整理して縛り、ゴミ回収時間に延慧書庫に寄贈する旨を伝えて回収車に渡してください。寄贈する図書が200冊を超える時は、居住区の清潔隊または環境保護局に連絡すれば、環境保護局が引き取りに行きます。
- ②台北市住民でない場合は、図書を整理し、台北市内湖区行忠路178巷1号「延慧書庫」宛に郵送してください。

XI. 観光伝播局

一・台北トラベルポータルサイト

<http://www.travel.taipei/>

台北は自然景観と文化の両方を備え、友好的で人情のある温かい都市です。都会らしい華やかさと便利さがある一方、魅力的な伝統文化も保たれています。台北トラベルネットは、多様で情熱的な台北を短時間で体験するための最良の手段、台北旅行情報の電子百科事典と言えるでしょう。

台北トラベルネットでは、観光スポット、美食、観光コース、ショッピング、宿泊、交通、文化芸術活動などの情報を得ることができ、繁体字、簡体字、英語、日本語、韓国語、スペイン語、インドネシア語の7言語のバージョンを提供しています。豊富な文章と写真で、さまざまな季節の、あらゆる角度からの台北の魅力に触れることができます。

旅行中のモバイルでのご利用のため、台北トラベルネットはモバイル版の「現在玩台北」アプリをiOSとAndroidの2バージョンで提供しています。これをダウンロードして、いつでもどこでも自由に情報を手に入れて下さい。

交通部観光局による24時間無料電話相談：

0800-011-765

二・ホテルデータバンク

台北トラベルネット<http://www.travel.taipei/>で「旅館住宿」をクリックすると、ホテルデータバンクがご覧になれます。台北のホテルの情報と写真を、中国語、英語、日本語、韓国語で調べられ、料金やエリア、客室の形態、客室設備、付属設備、サービス、交通など

のニーズから検索できます。またGoogleの距離計算機能を利用することもでき、さまざまなニーズに合わせて正確なホテル情報が得られます。

三・国際会議・見本市および報償旅行（MICE）スポンサーシップ

- ①国際会議や見本市、報奨旅行など（MICE）を台北市に誘致し、関連産業の発展を促進するため、台北市政府観光伝播局は奨励作業要点を定めました。
- ②申請期間：年に2回申請を受け付け、事前審査を原則とします。第一期の申請受理期間は前年度の11月1日から11月31日、第二期は当年度の4月1日から4月30日です。
- ③申請方法：台北トラベルネット (<https://www.travel.taipei>) の「旅遊諮訊」から「会展資訊」－「会展場地服務」にアクセスし、「奨励作業要点」と関連フォーマットをダウンロードしてください。毎回の受理日以降は、台北市政府観光伝播局のサイト (<https://www.tpedoit.gov.taipei>) の「最新消息」から「奨励作業要点」と当期の「賛助公告」がダウンロードできます。

四・台北市トラベルインフォメーションセンター

台北市には現在、11ヶ所にトラベルインフォメーションセンターがあり、それぞれの所在地によって「旅行スポット情報」「交通・飲食・宿泊情報」「解説ガイド情報」「旅行コース相談」「パンフレット・地図提供」「ガイドブック閲覧」「TPE-Free新生」「拡大鏡・老眼鏡貸出」「携帯電話緊急充電」「フレンドリーシール提供」などのサービスを提供しています。設置個所は以下の通りです。

1. 台北駅（台北駅ロビー西南側）
毎日8:00～20:00／電話(02)2312-3256
所在地：100中正区北平西路3号
2. 松山空港（松山空港第二ターミナルロビー）
毎日8:00～20:00／電話（02）2546-4741
所在地：105松山区敦化北路340之10号
3. MRT新北投駅（MRT辰北投駅入口）
毎日10:00～19:00／電話(02)2891-2972
所在地：112北投区大業路700号
4. MRT劍潭駅（劍潭駅1番出口）
毎日10:00～19:00
電話(02)2883-0313
所在地：111士林区中山北路五段65号
5. MRT西門駅（西門駅5番出口の近く）
毎日10:00～19:00
電話(02)2375-3096
所在地：100中正区寶慶路32-1号B1
6. MRT台北101／世貿駅（台北101／世貿駅5番出口）
毎日10:00～19:00
電話(02)2758-6593
所在地：110信義区信義路5段20号B1
7. 桃園空港MRT（機場MRT）A1台北駅
毎日8:00～20:00
電話：(02)2331-3133
所在地：103台北市大同区鄭州呂8号（B1）
8. MRT龍山寺駅（龍山寺駅1番出口）
毎日10:00～19:00
電話(02)2302-5903
所在地：108万華区西園路1段153号B1
9. 西門紅楼
火曜～日曜11:00～21:30、金曜・土曜は22:00まで
（月曜定休、連休中は営業）

電話：(02)2388-5255

所在地：108台北市万華区成都路10号(十字楼内1F)

10. ゴンドラ猫空駅（ゴンドラ猫空駅出口）

第一月曜と毎週火曜～日曜9:00-17:00

（第一以外の月曜休館）

電話(02)2937-8563

所在地：116文山区指南路三段38巷35号

11. 大稻埕

月曜、水曜～日曜9:00-17:00（火曜休館）

電話(02)2559-6802

所在地：103大同区迪化街1段44号

五・観光出版物

（一）《TAIPEI》

英語と日本語の季刊誌《TAIPEI》は台北に暮らす外国人と旅行者のために、その時期の台北の観光情報、レジャー、飲食生活、歴史文化、風土などの情報を掲載しています。

《TAIPEI》は、台北MRT各駅、台北市の各トラベルインフォメーションセンター、中正記念堂、国父記念館、誠品書店各支店などで、無料で手に入れることができます。

（二）台北市地図リーフレットと分区観光簡介手冊

台北市内の観光にはリーフレット《UNDISCOVERD TAIPEI MAP》をご覧ください。台北の旅行、グルメ、四季のイベント、交通情報、トラベルインフォメーションセンターなどの実用的な内容で、台北市観光マップもついています。台北市内の旅行概況がすぐにつかめます。

場所を絞ってじっくり旅をしたい方には、

《UNDISCOVERD TAIPEI西門町×艋舺》 《UNDISCOVERD TAIPEI大稻埕×大龍峒》 《UNDISCOVERD TAIPEI北投》 《UNDISCOVERD TAIPEI信義》の4冊のハンドブックをお勧めします。各種イベント、歴史景観、観光スポット、美食などの情報に、折り畳み地図も入っています。

以上の出版物は台湾桃園国際空港、台北市の各トラベルインフォメーションセンター、他県市のトラベルインフォメーションセンターなどで無料で手に入ります。

六・温泉情報

300余年前、台北には、草木も生えない地熱に焼かれた地域があり、この一帯に暮らしていたケタガラン族は、硫黄の臭いと煙が立ち込めるこの土地をPatauw(魔女の棲む地)と呼んでいました。そこが今日の美しい北投温泉です。日本時代、温泉好きの日本人が北投に温泉を発見し、政府や民間が次々と温泉旅館を建て、温泉のために鉄道を敷いて駅も作りました。北投温泉には、裕仁皇太子も訪れたほどで、当時の台湾で最も高級なリゾート地でした。その美しい風景と心地よい湯に惹かれて今も各地から多くの旅行者が訪れます。かつて神秘のベールに包まれていたこの土地が、今では自然と文化と温泉に恵まれたレジャースポットとなりました。伝説の魔女の土地を訪れれば、温泉だけでなく、数々の物語が待っていることでしょう。

*** 台北市政府温泉標章のある温泉施設**

| 温泉業者名称 | 所在地 |
|--------------|------------------|
| 美代温泉飯店 | 北投区光明路281号 |
| 北投公園露店温泉浴池 | 北投区中山路6号 |
| 水美温泉会館 | 北投区光明路224号 |
| 新秀閣大飯店 | 北投区光明路238号 |
| 日勝生加賀屋国際温泉飯店 | 北投区光明路236号 |
| 金都精緻温泉飯店 | 北投区光明路240号 |
| 春天酒店 | 北投区幽雅路18号 |
| 京都飯店 | 北投区温泉路105号 |
| 泉都温泉会館 | 北投区光明路220号 |
| 大地北投奇岩温泉酒店 | 北投区奇岩路1号 |
| 嘉賓閣旅館 | 北投区光明路230号 |
| 漾館温泉商旅 | 北投区温泉路63号 |
| 水都温泉館 | 北投区光明路283号 |
| 鳳凰閣旅社 | 北投区温泉路天主巷1号 |
| 熱海大飯店 | 北投区光明路258号 |
| 立德北投温泉飯店 | 北投区幽雅路11号 |
| 荷豊温泉館 | 北投区温泉路銀光巷1号 |
| 山楽温泉 | 北投区泉源路1巷17号 |
| 北投麗禧温泉酒店 | 北投区幽雅路30号 |
| 山水楽会館（美楽荘旅社） | 北投区中和街20巷6号 |
| 東皇飯店 | 北投区温泉路108号 |
| 北投天玥泉温泉会館 | 北投区中山路3号 |
| 新緑園温泉浴室 | 北投区温泉路81之1号 1F |
| 月光荘旅社 | 北投区光明路115- 1号 |
| 皇家季節酒店 | 北投区中山路26号 |
| 北投青磺名湯 | 北投区中央北路1段12号1-2F |
| 景泉浴室 | 北投区中山路30号1F |

| 温泉業者名称 | 所在地 |
|--------------|------------------|
| 景泉浴室北投分店 | 北投区中山路28之7号B2 |
| 北投老爺酒店 | 北投区中和街2号1F、6~12F |
| 瀧乃湯浴室 | 北投区光明路244号 |
| 少帥禪園 | 北投区幽雅路34号 |
| 慧蘭國際有限公司 | 北投区温泉路銀光巷22号 |
| 日月農莊 | 士林区竹子湖路211巷8号 |
| 三二行館 | 北投区中山路32号 |
| 麗之湯別館 | 北投区温泉路銀光巷4之2号 |
| 福容大飯店台北分公司 | 大安区建国南路1段266号 |
| 南美大飯店 | 北投区幽雅路14号 |
| 欣亜國際酒店股份有限公司 | 北投区幽雅路31号 |
| 圓智投資有限公司 | 北投区温泉路178号 |
| 富裔實業股份有限公司 | 北投区新民路76-3号1F |
| 山之林温泉餐館 | 北投区行義路402巷15号 |
| 川湯会館 | 北投区行義路300巷10号 |
| 禾園温泉餐廳 | 北投区行義路300巷1号 |
| 紗帽谷美食餐廳 | 北投区紗帽路42号 |
| 椰子林温泉会館 | 北投区行義路269号 |
| 櫻崗温泉会館有限公司 | 北投区行義路300巷3号 |
| 皇池温泉御膳館 | 北投区紗帽路42之2号 |
| 彩達温泉養生美食館 | 北投区紗帽路40之6号 |
| 草山文化温泉餐廳 | 北投区行義路260巷1号 |
| 百樂匯大飯店 | 北投区温泉路99号 |
| 陽明山国家公園管理處 | 士林区菁山路101巷71弄16号 |

七・Taipei Fun Pass 北北基おもしろカード

一枚のカードで台北市と新北市、基隆市の人気スポットをお得に楽しみ、チケットを買うために並ぶ時間も節約できます。「Taipei Fun Pass北北基おもしろカ

ード」は北台湾の旅のベストチョイスです。

《無限暢遊（無限周遊）カード》は、「観光スポット+交通」の有効期限付きカードです。公共交通利用に加え、16の定番観光スポットの入場券が含まれていて、最大で60%もお得になります。《交通暢遊（交通周遊）カード》は、交通に的を絞ったカードです。台北MRT、台北市・新北市の路線バスと「台北好行」観光バス5路線が乗り放題になり、お目当ての観光スポットに気軽に行くことができます。このほかに、台北の二大観光スポット（台北101展望台、国立故宫博物院）の入場券込みで交通カードとしてチャージもできる《經典景点（定番スポット）カード》と、文化・芸術・科学関連観光地20ヶ所の入場が無料になり、交通カードとしてチャージもできる《景点暢遊（観光スポット周遊）カード》があります。

カードについてくる使用ガイドには100店以上の特約店が紹介されていて、さまざまな特典があります。

《北北基おもしろカード》では観光イベントも打ち出しています。体験型のイベントで北北基のリアルな暮らしに触れることができ、半日、一日という短い期間でもローカルな暮らしを楽しめます。詳しくは北北基おもしろカードサイトをご覧ください。

<https://funpass.travel.taipei/>

お問い合わせは、03-5910052

八・台北探索館

1. 台北探索館は台北を知るための第一歩です。展示、教育、レクリエーションの機能を有し、科学教育、歴史教育、芸術教育、観光、市政建設成果などの推進を目的としています。

会場は1階から4階まで。1階の「台北印象ホール」で

はプロジェクター技術を用いて台北のイメージを表現しています。2階の「特別展ホール」では年に2～3回、「都市」に関する展覧会が開かれます。3階の「都市探索ホール」では「都市に行く」をテーマとして台北大街風情や新ウェストサイドストーリー、文芸都市、エコロジー都市といった特色を鑑賞し、体験できます。4階の「時空対話ホール」では台北の昔にさかのぼり、時代とともに積み重ねてきた都市の姿をご覧ください。また「発見劇場」には全台湾で2つめの360度のサラウンドスクリーンがあり、定期的にシリーズの映像を上映しています。台北の今昔に触れられる台北探索館をぜひ訪れてみてください。

2. 所在地：台北市信義区市府路1号（市政大樓の仁愛路に面した西大門の入口右手）

電話：1999（市外からは02-2720-8889ex8630）

Fax：02-2723-2793

3. 開館時間：火曜～日曜 9:00～17:00／無料

4. 休館日：月曜日と国定休日

5. 音声ガイド：

本館1階カウンターに中国語、英語、日本語、客家語、閩南語の音声ガイドを用意しています。身分証明書と引き換えで貸し出します。

6. 団体ガイドサービス：

①時間：火曜-日曜9:00-17:00

②団体ガイドの予約：

30人以上の団体は予約可能。（小学生以上、機関や個人の団体）

③予約の注意事項：

1. 見学予定日の7日前に申請。予約の結果は見学予定日の団体数によります。
2. 予約した日に来られない場合は5日前までに電

話連絡してください。

3. 不可抗力(台風、地震など)で台北市政府の行政命令が公布実施され、予約が取り消された時は、再度申請してください。

4. 団体ガイドには「発現劇場」鑑賞が含まれます。

④予約方法：

1. 電話予約：1999（市外からは02-2720-8889）
ex8630

2. Faxでの予約：2723-2793（見学希望日時、団体名、人数を詳しく書いて下さい）

7. インタラクティブ探索とデジタル梅庭クラウド・ガイド・システム

台北市政府観光伝播局では2012年に、全国の行政部門で初めての3Dバーチャル観光ガイドを設けました。家にいながら、時間の制限もなく、マウスを動かすだけで「台北探索館」と「北投梅庭」を訪れることができます。中国語、英語、日本語、韓国語、スペイン語の5言語でサービスを提供しています。サイト：vr.taipeitravel.net

九・台北廣播電台(台北ラジオ)

台北ラジオは台北市観光伝播局に属する公営ラジオ局で、局は文化芸術の香り豊かな中山北路の円山地区、花博公園と台北市立美術館の近くにあります。

台北ラジオの前身は天行ラジオ局で、1961年7月31日に正式に開局し、民防ラジオ、台北市市政ラジオ、台北ラジオという三つの時期を経てきました。サービス範囲は台北圏です。台北ラジオは政府と市民との架け橋として公共の利益を追求し、「都市情報局」としてリアルタイムに全方位型の情報を提供しています。

台北ラジオは、FM93.1とAM 1134の2チャンネル。

FM93.1は都市情報チャンネルで、平常時は「台北の声

を聞く」をテーマに、さまざまな生活情報をお知らせするとともに、各エスニックのニーズにお応えしてマイノリティに代って声を上げ、市政推進と都市の安全維持などにも協力しています。このチャンネルはBBCと協力して、月曜から金曜の午前6～7時と夜の10～11時に世界の最新ニュースを同時放送しています。また偶数時間の0分から6分間にわたり、BBCニュースを放送して世界の情報を提供しています。

AM 1134 「HO HI YAN」は、全国初の都市部の先住民向けチャンネルです。先住民族の言語と文化をご紹介します番組を中心として、都会に住む先住民にサービスを提供するほか、移住してきたばかりの先住民族が都市生活に溶け込むための情報を提供し、また全ての市民に先住民族の生活や文化をご紹介します。

災害発生時には、台北ラジオは直ちに台北市防災センターに人員を派遣して最新情報をお伝えします。台北市政府専属の「防災ラジオ局」として、台北市民の暮らしと安全を守ります。

電話：番組課 2595-1233 ex10～24

 工程課 2592-1233 ex30～34

 FM Call-In 2599-2266

 AM Call-In 2595-2119

オンライン放送：www.radio.gov.taipei（映像音声ライブ）

モバイル放送：愛台北APP

フェイスブック：臺北廣播電臺

YouTube：臺北電臺931

十・台北市二階建て観光バス

台北市の二階建て観光バスは赤と青の2ラインがあり、赤ラインは台北101や華山1914文化クリエイティブパーク、青ラインは士林官邸や故宮博物院を巡りま

す。車内では中国語、英語、日本語、韓国語の音声ガイドが利用できます。

| 乗車券の種類と料金 | |
|-----------|-------|
| 4時間券 | 300元 |
| 昼間券 | 500元 |
| 24時間券 | 600元 |
| 48時間券 | 1200元 |

※詳しくは、台北市二階建て観光バスサイトをご覧ください。

サイト：<http://www.taipeisightseeing.com.tw/>

ホットライン：+886-2-8791-6557 #6006

サービス時間：9:00-22:00（時間外はメールをご利用ください）

Mail：info@taipeisightseeing.com.tw

XII. 交通局

一・公共運輸処

0800 タクシー手配システム

目的: 乗客に安全で速やかなタクシーサービスを提供

無料電話: 0800-055-850

携帯電話から: 55850 (有料)

無料電話サービス範囲: 台北市、新北市、基隆市

〈呼び出し方法〉

1. 市内電話: 0800-055850 (無料ホットライン)
携帯電話から: 55850 (有料)
2. 電話がつながると以下の音声聞こえます。「0800 タクシー呼び出しシステムです。こちらは市内電話のみ無料のサービスです。バリアフリー・タクシー・サービスは3、敬老愛心タクシーは0、飲酒後の運転代行サービスは4、女性ドライバーサービスは5、国語は1、For English services please press 2」。
3. 「0」を押すと、システムによって電話は直接「敬老愛心車隊」につながりますので、派遣センターに敬老愛心タクシーが必要な旨を伝えて下さい。
4. 「1」を押すと、以下の音声聞こえます。「車隊 (タクシー会社) の番号を聞きたい方は1、コンピュータによる自動取次は2、タクシー情報お尋ねは3、前段階の選択に戻る場合は*を押してください。この電話は音声交換サービスです。タクシーを呼んで問題があった場合は、直接タクシー会社に連絡してください。タクシー乗車に関するご不満や御申立てがある場合は、台北市公共運輸処 02-2759-2677へおかけください。」
① 「1」を押すと、音声で車隊 (タクシー会社) の

番号が流れるので、その番号を聞いてから、または直接希望するタクシー会社の番号を押します。

- ②「2」を押すと、コンピュータの設定に従って電話は直接車隊につながります。
5. 「3」を押すと、コンピュータシステムによって自動的にバリアフリー・タクシー会社につながりますので、派遣センターにバリアフリー・タクシーが必要な旨を伝えて下さい。
6. 「4」を押すと、以下の音声がかかります「車隊(タクシー会社)番号を聞きたい方は1、コンピュータによる自動取次は2、前段階の選択に戻る場合は*を押してください。この電話は音声交換サービスです。タクシーを呼んで問題があった場合は、直接タクシー会社に連絡してください。タクシー乗車に関するご不満や御申立てがある場合は、台北市公共運輸処02-2759-2677へおかけください。」
7. 「5」を押すと、音声でタクシー会社の番号が流れるので、希望するタクシー会社の番号を押し、つながったら女性ドライバーを希望する旨を伝えてください。
8. 電話がタクシー会社につながったら、直接タクシーを呼んでください。
9. このシステムは24時間録音されており、録音は1ヶ月保存されます。
10. 選択したタクシー会社に空車がない時は「*」を押すと、最初の選択に戻ります。
11. タクシーはメーターで料金を計算し、一日中、夜間追加料金が加算されます。乗車した時刻が夜11時から早朝6時までの場合は20元が加算されます。

タクシー会社の番号(2桁)

| 番号 | 名 称 | 番号 | 名 称 |
|----|------------|----|-------|
| 01 | 婦安 | 12 | 泛亜 |
| 02 | 皇冠大車隊 | 13 | 賓樂 |
| 03 | 志英 | 15 | 国華 |
| 04 | 彰勝 | 16 | 優良 |
| 05 | 大愛 | 18 | 台湾大車隊 |
| 06 | 北松 | 19 | 聖恵 |
| 07 | 台北衛星 | 20 | 聖欽 |
| 08 | 婦協 | 21 | 聖雄 |
| 09 | 運将 | 22 | 大都会 |
| 10 | 藍天使 | 23 | 首都衛星 |
| 11 | 大豊衛星車隊台北支社 | 24 | 大慶大車隊 |

二・台北市停車管理工程処

駐車違反レッカー移動の問合せ

台北市松徳路300号5F

電話：1999 市外からは (02)2720-8889/24時間

駐車料金オンライン検索システム

台北市松徳路300号5F

<https://parkingfee.pma.gov.taipei/>24時間

三・台北市交通管制工程処

交通管制施設24時間メンテナンスホットライン

- ・所在地：台北市松徳路300号7F
- ・電話：市民ホットライン1999
他縣市から：02-2720-8889
- ・サービス時間：24時間

四・台北市交通事件採決所

(1)連絡方法

代表電話：02-2365-8270

FAX : 02-8369-2386

勤務時間 : 月-金8:30-17:30 (祝祭日と週末は休み)

(2) アクセス

所在地 : 10091 台北市中正区羅斯福路四段92号7-8F
(水源ビルの東北側入口から入る)

①MRT : 松山新店線の公館駅下車、1番出口を右折して直行

②バス : 0南、1、109、1501、1505、207、208、208区、208直、236、236区、251、251区、252、253、254、254区、278、278区、280、280直、284、284直、290、311、311区、505、52、530、606、643、644、648、660、668、671、672、672区、673、675、676、688、74、907、棕11、棕12、棕22、緑11、緑13、藍28、松江新生幹線、景美—栄総 (快)

③長距離バス : 福和客運「台北—基隆 (1550)」、
亜聯客運「台北—新竹 (1728)」

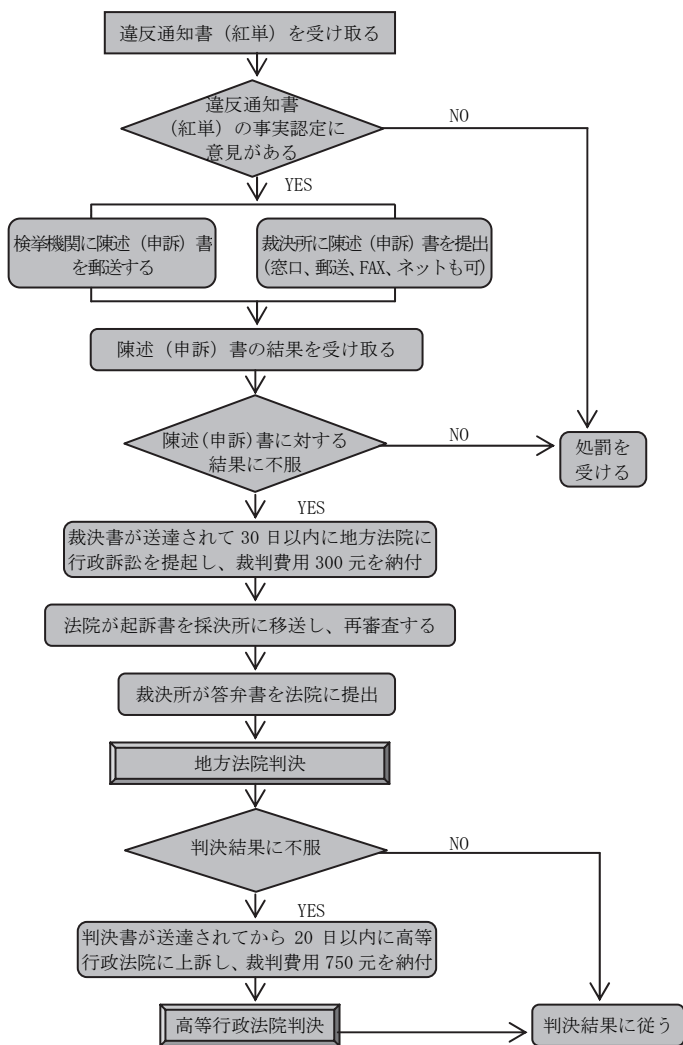
(3) 駐車情報 (詳細は地図を参照)

①公館駐車場 (台北市汀州路三段230巷15号)

②台湾大学第二学生生活動センター (台北市羅斯福路四段85号横)

③台北市自來水園區花園駐車場 (台北市思源街1号)

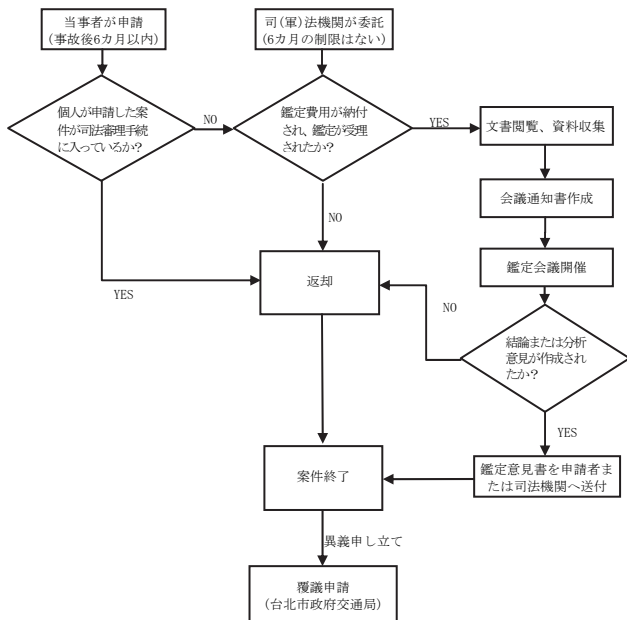
交通違反案件陳述（申立て）作業のプロセス



- 注：1. 市民からの陳述（申立て）書を受けた後、採決所は1週間以内に摘発機関に違反事実の調査を依頼する。採決所はその調査の結果を受けてから市民に書面で返答する。
2. 判決確定後、訴訟費用は敗訴した側が負担する。

事故鑑定作業のプロセス

事故鑑定作業の流れ



プロセスの説明：

1. 採決所が受理する案件は二種に分けられます。第一種は司法手続きに入っておらず、当事者が事故発生日から6カ月以内に採決所に鑑定を申請する場合、第二種は、司法（軍法）機関が本所に鑑定を委託したもので、これについては6カ月以内という申請期限はない。上記二種とも3000元の鑑定費用を納付する。鑑定申請を受理した後、採決所はまず台北市政府交通警察大隊から資料を取り寄せて閲覧し、次に本案件の鑑定費用が納付されていることを確認し、納付されていない場合は、当事者または司法（軍法）機関へ返還し、案件を結了する。鑑定費用の納付が確認できれば、当事者に会議通知を送付し、鑑定会議を開いて案件を審

議する。最後に鑑定意見書を作成して上述の委託者（司法・軍法機関を含む）に送付し、案件を結了する。

2. 当事者が採決所の作成した鑑定意見書に異議がある場合、その案件が個人による鑑定申請で、なおかつまだ司法（軍法）機関の審理に入っていない場合は、30日以内に異議の理由を準備し、書面にて台北市政府交通局に覆議を申請できる。その案件がすでに司法（軍法）手続きに入っている場合は、異議の理由を準備し、書面にて司法（軍法）機関に対して台北市政府交通局への覆議申請の転送を求めることができる。この場合、申請期間の制限はない。
3. 採決所は申請を受理した後、文書閲覧、資料ファイリング、日程作成、会議通知書送付などの作業のために、平均35～40日を要する。当事者が鑑定会議に出席した後、最初に登録した住所に変更がない限り、鑑定会議から30日以内に鑑定意見書が送付される。

五・YouBike（レンタサイクル）

（一）会員認証手続

YouBike（レンタサイクル）を利用したい時は、スマホか電子カード（悠游カード、一卡通）さえあれば、次の三つの方法ですぐにYouBikeの会員登録ができる。

- ①KIOSK自動サービス機
- ②YouBikeのサイト：www.YouBike.com.tw
- ③スマホのYouBikeアプリ

会員登録すれば、電子カード（悠游カード、一卡通）だけで直接自転車を借りることができる。会員でなくても、KIOSK自動サービス機でクレジットカードを使

い、一回単位で借りることができる。詳しくはYouBikeのサイトへ。お問い合わせは市民ホットライン1999またはYouBikeの顧客サービスメール：service@youbike.com.twへ。

(二) YouBikeサービスセンター

1. 電話：1999市民ホットライン
2. 受付時間：10:00-20:00
3. 電子メール：service@youbike.com.tw

(三) YouBike運営規則新措置

1. 継続レンタル制限：使用者は自転車返却後15分以内に同じステーションで自転車を借りることはできない。ただし、自転車の交換が必要な場合を考慮して、同ステーションで返却後5分以内に新たに借りることは制限されない。
2. 累進料金：最初の30分は5元、4時間以内の利用は30分毎に10元。（注：2018年4月16日より、会員が公共運輸定期票を使って台北市でYouBikeを借りる場合、最初の30分は無料、30分を超える場合は従来通り）使用時間が4時間以上8時間以内の場合は30分毎に20元、8時間を超える場合は30分ごとに40元。
3. YouBike保険：台北市の公共自転車会員は、オフィシャルサイトやアプリ、KIOSKサービス機でログインし、「加入保険」ページで個人情報を入力すれば、公共自転車第三者責任保険および障害保険に加入できる。

注：自転車に乗る前に、前後のブレーキやタイヤ、ライトなどの状況を確認する。故障がある場合は使用せず、シートを後ろ向きに回転させた状態にしておき、他の自転車を借りてください。

六・関連業務部門

交通部公路總局台北市區監理所

外国の運転免許の簽證と切り替え

(一) 外国の国際免許証の簽證（裏書き）

1. 平等互惠の原則に従い、互惠国が発行した国際免許証のみ可能。

(tpcmv. thb. gov. twを参照)

- (1) 外国で発行された国際免許証の正本
- (2) 同国の運転免許証の正本
- (3) パスポートまたは居留証の正本
- (4) 2年以内の証明用写真1枚(1寸の光沢のある写真)
- (5) 費用150元

2. 注意事項

- (1) 入境から30日以内は簽證免除
- (2) 入境から30日を超えたら、監理機関での簽證が必要
- (3) アメリカまたはレソト王国の国際運転免許証で簽證手続をする場合は、アメリカまたはレソト王国現地の運転免許証も合わせて提出
- (4) 国際免許証の簽證は最長1年。本来の免許証または停居留証明やパスポートのビザの有効期限が1年に満たない場合は、有効期限が最短のものを基準にする。

(二) 外国の免許証からの切り替え

1. 中華民國の国民身分証を持たない人は、先に平等互惠原則を調べ、免許証を切り替えられるかどうかを確認する。サイト：<http://tpcmv.thb.gov.tw>

- (1) 国民身分証または居留期限が6ヶ月以上ある居留証（正本とコピー）
- (2) 正式かつ有効な外国の免許証（正本とコピー）

- (3) 最近2年以内に撮影した1寸の証明用写真2枚
- (4) パスポートの正本とコピー
- (5) 外国の免許証は先に我が国の在外公館または中華民国にある外国公館の認証を受ける。
- (6) 中国語・英語以外の言語で書かれた免許証は中国語に翻訳し、我が国の在外公館か国内の公証人、または国内にある外国公館で検証を受ける。
- (7) 「普通汽車駕駛執照登記書」（藍21表。フォーマットは台北市区監理所または士林監理站のサービスカウンターで受け取るか、台北市区監理所のサイトからダウンロード）と、公立病院または衛生所または指定病院の健康診断書を提出。
- (8) 費用200元。

2. 注意事項：

- (1) 居留証を持つ者は、平等互惠の原則に従って免許証切り替えの手続を行なう。
- (2) 我が国の大型二輪免許（250cc以上）への切り替えを希望する場合は、台北市区監理所のホームページ<http://tpcmv.thb.gov.tw>の「大型重型機車駕照換發」の説明を参照。
- (3) 外国の免許証から我が国の免許証への切り替えは、入境から1年以内に行なう。
- (4) 外国の免許証から切り替えた中華民国の免許証が、交通違反などの案件により停止、取消処分された場合は、再度切り替えの申請はできない。
- (5) 日本の運転免許証から切り替える場合は、体格・体能測驗合格が記載されている「汽車駕駛執照登記書」を提出すること。日本の免許の中国語翻訳文発行機関は財団法人日本交流協会。

(三) 申請受付窓口と受付時間

1. 台北市区監理所

所在地：台北市松山区八德路4段21号

電話：(02)2763-0155内線201、202、203

2. 台北市區監理所士林監理站

所在地：台北市士林区承德路5段80号

電話：(02)2763-0155内線726、727

3. 受付時間

月曜から金曜、8:30-17:30

XIII.文化局

一・文化観光

1. 史跡案内

史跡案内コースは全18ルートあり、解説スポットは台北市の12の行政区にまたがります。市民は広範囲にルーツ探索ができ、社会教育の機能を発揮するとともに、古跡の活性化にもつながります。

- ① ①参加対象：史跡に興味のある外国からの貴賓。
- ② ②人数：制限なし。
- ③ ③言語：英語または日本語
- ④ ④申請方法：1週間前に FAX で台北市立文献館へ申請。FAX02-2311-5770、または台北市民 E 点通サイトから申請。担当者：曾小姐 電話 02-2311-5355 内線 26
- ⑤ ⑤ガイド時間：9:00～12:00、13:30～16:30

※申請者は参加者に対して商業行為を行ってはならない。違反した場合は受理しない。

※当館はいかなる費用も受け取らない。

※参加者は自分で旅行保険に加入すること。

2. 英語によるガイドサービス

以下の芸術・文化館では英語のガイドサービスを提供しています。ご希望の方はホームページから予約してください。

(1) 台北市立美術館

<http://www.tfam.gov.museum/>
02-2595-7656#323

(2) 台北市中山堂管理所

<http://www.zsh.gov.taipei/>

- 02-2381-3137#9
- (3) 台北二二八紀念館
<http://228memorialmuseum.gov.taipei/>
02-2389-7228#23
- (4) 永安芸文館 (表演36房)
<http://pas36.tw/>
02-2939-3088
- (5) 紫藤廬茶館
<http://wistariahouse.com/>
02-2363-7375
- (6) 紀州庵文学森林
<http://kishuan.org.tw/>
02-2368-7577
- (7) 芝山文化生態綠園
[http://](http://www.zcegarden-en.webgo.com.tw/z31.php)
www.zcegarden-en.webgo.com.tw/z31.php
02-8866-6258
- (8) 草山行館
<http://www.grassmountainchateau.com.tw>
02-2862-2404
- (9) 市長官邸芸文サロン
<http://www.mayorsalon.tw>
02-2396-8198
- (10) 松山文化創意園區
<http://www.songshanculturalpark.org>
02-2765-1388
- (11) 台北当代藝術館
<http://www.mocatapei.org.tw/>
電話：(02)2552-3721
- (12) 台北國際藝術村、寶藏巖國際藝術村
<http://www.artistvillage.org>
電話：(02)3393-7377

(13) 西門紅樓

<http://www.redhouse.org.tw>

電話：(02)2311-9380

(14) 林語堂故居

<http://www.linyutang.org.tw>

電話：(02)2861-3003

(15) 士林官邸正館

<http://www.culture.gov.taipei/frontsite/shilin/index.jsp>

電話：(02)2883-6340

(16) 李国鼎故居

<http://online.ktli.org.tw>

電話：(02)2356-4398

(17) 台北故事館

<http://www.storyhouse.com.tw/main/uploads/storyhouse/html/opening/>

電話：(02)2587-5565

(18) 蔡瑞月舞蹈研究社

<http://www.dance.org.tw>

電話：(02)2560-5724

(19) 孫運璿科技・人文紀念館

<http://sysmm.org/>

電話：(02)2311-2940

(20) 新芳春茶行

<http://www.facebook.com/1119304481426235>

電話：(02)2550-4141

(21) 台北デジタルアートセンター

<http://dac.taipei/>

電話：(02)2834-5066

3.博物館見学情報

「北投温泉博物館」の前身は1913年の日本統治時代に建てられた台湾初の公衆浴場です。1998年に、古跡建築修復と活性化によって「北投温泉博物館」へと改修され、第三級古跡に指定されました。博物館は二階建てで、一階では温泉の歴史や当時の温泉の風情に触れられ、また貴重な北投石も展示されています。二階にはバルコニーと畳の休憩エリアがあり、北投の景色を眺めることができます。また「台湾語映画ハリウッド」では、50～60年代に北投で撮影された百本余りの古い台湾映画に触れることができます。ここは、台湾の温泉文化を知るには絶好の場所です。北投の自然と暮らしの美を堪能しに来てください。

- ・ 開放時間：火曜～日曜、9:00-17:00
- ・ 休館日：毎週月曜と国定の休日
- ・ <http://beitoumuseum.taipei.gov.tw>

二・文化サービス

(一) ストリート・パフォーマー (大道芸人)

毎年定期的に受理。原則的に4月に応募、5月に審査する。審査に合格すれば台北市ストリート・パフォーマー許可証を発行します。内容にはパフォーマンス、ビジュアルアート、クリエイティブ工芸があります。

(二) 映像撮影協力

台北市は、映像撮影に協力的な環境を提供して内外の映像制作チームの来訪を増やすために、2008年に「台北市電影委員会」を設立し、映像撮影協力のワンストップ窓口にしました。協力範囲は、ロケ地手配協力、制作優遇、映画制作補助、都市マーケティングに役立つ作品の宣伝などです。

(三) 文化ポスター貼り出しスペース提供

台北市文化局は台北市の文化芸術活動を全面的に推

進するために、市内のMRTの6駅（市政府駅、国父記念館駅、忠孝敦化駅、忠孝復興駅、龍山寺駅、西門駅）の公共空間にあるポスター枠を活用して文化情報を提供するとともに公共空間の美感を創出し、また芸術文化団体のイベント宣伝のルートとしています。詳しくは台北市文化局文化資源科（1999または内線3648）にお問い合わせください。

三・文化快遞

《文化快遞》は、台北市政府文化局が2000年から発行している文化芸術刊行物で、台北市民にその月の文化芸術情報を提供し、芸能評論や報道記事なども掲載しています。「文化快遞」は舞台芸術や音楽、展覧会、映画、講座、映画、親子活動などの情報をする、無料の情報誌です。中国語版月刊誌のほかに、内外からの観光客のために外国語の「Culture Express Map文化快遞リーフレット」も発行しています。

XIV. 消防局

一・通報 119（救済救護指揮センター）

| 種 類 | 電話番号 | 使 用 説 明 |
|--------------|------------------------------|------------|
| 市内の通報 | 119 | 火災、緊急救護、救難 |
| FAXでの通報 | 02-2758-7865 | 聴覚障害者の緊急通報 |
| スマホ メッセージ | 0932-299-702 0963-330-119 | 聴覚障害者の緊急通報 |

二・救護サービス証明の申請（救護科）

1. 申請方法：本人、郵送、Fax、代理人、ネットによる申請。
2. 必要な証明書類
 - (1) 本人による申請：身分証の正本と表裏のコピー、または本人であることを証明するに足る書類1部。
 - (2) 代理人による申請：当事者(患者)の委任状と、当事者と申請者の身分証の正本と表裏のコピー、または本人であることを証明するに足る書類1部。
3. 注意事項
 - (1) 申請書のダウンロード：台北市民e点通サイト
<http://www.e-services.taipei.gov.tw>
 - (2) 過去7年以内に119で緊急救護サービスを受けたケースについて、この証明を申請できる。
 - (3) 費用は無料。

三・火災証明の申請

1. 申請方法：申請書と関連書類を郵送、または本人・受託人による窓口申請、またはオンライン申請（非全程式）。
2. 必要な証明書類
 - (1) 建築物火災証明書：建物の所有権状のコピーま

たは謄本(賃貸契約書または「配住証明」)、身分証(またはパスポート)、印鑑など。

- (2) 車両火災証明: 「行照」のコピーまたは新しいナンバープレートの登記証、身分証(またはPASSPO☆—0と)など。
- (3) 申請者が会社である場合、会社の大小印鑑。
- (4) 火災の関係者本人でない、または法人の代理人は委任状を用意する。

3. 注意事項

- (1) 申請書と委任状のダウンロード :
消防局サイト <http://www.119.gov.taipei/>
または台北市民e点通
<https://www.e-services.taipei.gov.tw>
- (2) 2006年7月31日以前に発生した火災の案件については、火災調査科に申請する。2006年8月1日以降に発生した案件は台北市各消防分隊に申請する。
- (3) 消防法施行細則第27条の規定により、火災の被害者と利害関係人は火災証明を申請できる。証明の内容は火災の発生時間、地点に限る。
- (4) 申請は無料。

四・火災調査資料の申請

1. 申請方法: 申請書と必要書類を揃え、台北市政府消防局火災調査科(台北市内湖区成功路二段376号9F)まで郵送、または本人・受託人が窓口申請、またはオンライン申請(非全程式)する。
2. 必要な書類:
 - (1) 火災調査資料申請表。
 - (2) 建物の所有権状のコピーまたは謄本、車輛行照のコピーまたは新しく受領した牌照登記証、身分証、印鑑など。

- (3) 申請者が会社の場合は、会社の大小印鑑。
- (4) 火災の関係者本人でない、または企業の代理人は委任状を提出する。

3. 注意事項

- (1) 申請書と委任状のダウンロード：
消防局サイト<http://www.119.gov.taipei/>または、
台北市民e点通
<http://www.e-services.taipei.gov.tw>
- (2) 申請できる時期：台北市政府消防局火災原因調査鑑定書が警察分局に送付された後（原則として火災発生後30日）に申請できる。
- (3) お問い合わせ電話：02-2729-7668内線8114、
02-2796-3869
- (4) 申請は無料。

五・「消防風水師」訪問の申請

- 1. 申請方法：郵送、窓口、電話、ネットなどで申請する。
- 2. 必要な書類：申請書。
- 3. 注意事項
 - (1) 申請書は台北市民e点通からダウンロード。
<http://www.119.gov.taipei/>
または台北市民e点通
<https://www.e-services.taipei.gov.tw>
 - (2) 申請電話：02-2729-7668内線6121
 - (3) FAX：02-8780-2386
 - (4) 申請は無料。
- 4. サービス項目
 - (1) 防災意識
 - (2) 避難
 - (3) 電気系統の安全

(4) ガスの安全

(5) 浸水対策

六・防災科学教育館

1. 台北市内湖区成功路2段376号
2. 入館時間：9:00～12:00(入館は11:00まで)、14:00～17:00(入館は16:00まで)
 - ・ 毎週月曜と春節の大晦日から3日間休館
 - ・ 臨時に休館が必要な時は本館サイトにて公告
 - ・ 見学は1時間毎。入館が11:00または16:00を過ぎた場合は、それぞれ12:00、17:00までに終了。
3. 見学予約方法
 - ・ 電話、Fax、申請書またはサイトから申し込む。
<http://fsm.119.gov.taipei/index.asp>
(14人以下のグループは電話予約)
 - ・ 3日前までに申請。
 - ・ 団体予約申請は15人以上250人以下。
 - ・ 希望が集中した場合は先着順(電話可)に受け付ける。
 - ・ 予約電話：(02) 2791-9786、2791-9780
 - ・ Fax：(02) 2791-9546

七・防災公園情報

1999年の台湾大地震の後、台北市政府は日本の方法を参考に積極的に防災対策に取り組み、防災公園の計画を始めました。当市では各行政区に1ヶ所ずつ開放空間と緊急救援道路を備えた大型避難場所を選定し、ライフラインを整備した防災公園としました。平常時は市民のレジャーやスポーツの場として活用し、重大な災害が生じた時には、そこを被災者収容、指揮、調達などの拠点とし、台北市民の生命と財産を守ります。

台北市の12の防災公園

| | 公園名 | 行政区 | 所在地 |
|----|---------|-----|-----------------------|
| 1 | 青年公園 | 万華 | 水源路199号 |
| 2 | 二二八和平公園 | 中正 | 凱達格蘭大道3号 |
| 3 | 大安森林公園 | 大安 | 新生南路以東、信義路三段以南 |
| 4 | 玉泉公園 | 大同 | 西寧北路28号 |
| 5 | 榮星花園公園 | 中山 | 民権東路三段1号 |
| 6 | 民権公園 | 松山 | 民権東路四段と新中街交差点（民権小学校横） |
| 7 | 大湖公園 | 内湖 | 成功路五段31号の横 |
| 8 | 松徳公園 | 信義 | 松徳路180巷、興雅中学の東隣 |
| 9 | 南港公園 | 南港 | 東新街170-1号 |
| 10 | 景華公園 | 文山 | 景興路と景華街の交差点 |
| 11 | 士林官邸公園 | 士林 | 福林路60号 |
| 12 | 復興公園 | 北投 | 中和街200号 |

八・防災マップ

1. 台北市の各里にはすべて避難情報図が用意されています。避難情報図は簡単かつ実用的で、避難所、警察、消防、医療機関など必要な情報が書き込まれています。また、被災情報通報先や緊急電話などの関連情報も記されています。避難情報図を見れば、家の周辺にある避難所や、災害発生時にどこへ避難すればよいか分かり、災害速報が出た時には安全なルートで避難所へ向うことができます。
2. 台北市防災情報ネット避難リンク
<http://www.eoc.gov.taipei/EOC/EvacuationInfo/Index>

| 各里の避難情報マップリンク | |
|---------------|---|
| 行政区 | リンクサイト |
| 文山区 | https://wsdo.gov.taipei/News_Content.aspx?n=5CE3D7B70507FB38&s=A75EF1BA108B5556 |
| 万華区 | https://whdo.gov.taipei/News_Content.aspx?n=3016AF27FEE43282&sms=299A4C13E7D72D89&s=DFB8D06FC981EE4C |
| 中正区 | https://zzdo.gov.taipei/cp.aspx?n=0DE5F70690B4A156&s=7F52E41274E23612 |
| 信義区 | https://xydo.gov.taipei/News_Content.aspx?n=C5542D5598BEDD02&sms=74A22A50AC3283EF&s=41089AFE560DB2D6 |
| 北投区 | https://bt do.gov.taipei/News_Content.aspx?n=B4DBE8254528B23C&sms=F02C01E8561BEACB&s=1E95B578BB6F4AF2 |
| 士林区 | https://sl do.gov.taipei/News_Content.aspx?n=93FCA325122DD6E4&sms=ADBEDCF977F86621&s=9B748AFC9A7D37D1 |
| 南港区 | https://ng do.gov.taipei/News_Content.aspx?n=01A06CD43C065B18&sms=B12988E047217290&s=7AA0134961D5B2ED |
| 内湖区 | https://nh do.gov.taipei/News.aspx?n=AC67BAB12791BC66&sms=24DD3B749529A366 |
| 中山区 | https://zs do.gov.taipei/cp.aspx?n=507DE5444462B0B3 |
| 大同区 | https://dt do.gov.taipei/cp.aspx?n=A49535822FEC0A4D |
| 大安区 | https://dado.gov.taipei/News.aspx?n=29A41EA E30EDBDA5&sms=66C9A1F7BE857A7E |
| 松山区 | https://ss do.gov.taipei/News_Content.aspx?n=48A0A8BA1E719FF2&sms=50B23E5C03F3888E&s=A39E23386FABC0B |

九・院外心肺機能停止（OHCA）の救命処置

1. 近くの人が急に倒れ、声をかけても反応がない時は、すぐに119番通報する。「院外心停止」(OHCA/Out of Hospital Cardiac Arrest) の可能性があるのので、以下の救急処置を行なう。

2. 心肺蘇生法（CPR）の「叫叫圧電」ステップは次の通り。（AEDが手に入るか救急隊員が到着するまで胸骨圧迫を続ける）

- ・「叫」－意識確認。患者の肩を軽く叩きながら『どうしました？』と声をかけ、反応がないことを確認。
- ・「叫」－助けを呼ぶ。大きな声で周囲に助けを求め、119番に助けを求める。（119番の電話口でCPRの指導が受けられる）、近くにAED（自動体外式除細動器）があれば、誰かに取りに行ってもらおう。
- ・「圧」－胸骨圧迫／心臓マッサージ。「強く、速く、圧迫した胸が元に戻るのを確認し、継続する」
 - ①胸部圧迫の位置：左右の乳頭を結んだ線の中央。
 - ②胸部圧迫の速さは1分間100～120回（1秒に2回）、できるだけ深さ5センチまで圧迫する。
- ・「電」－除細動。なるべく早くAEDを入手する。
 - ①電源を入れ、電極パッドを貼る。
 - ②除細動が必要かどうかはAEDの指示に従う（この時、患者に触れたり動かしたりしない）。
 - ③AEDの音声指示に従い、電気ショックのスイッチを入れる（誰も患者に触れていないことを確認）、あるいは救急スタッフが到着するまでCPRを続ける。

十・災害時用伝言サービス

内政部消防署は災害時対応伝言サービスを構築。ネットや固定電話、スマホなどで伝言を残すことができる。災害発生時には通信業者（中華電信、台湾大哥大、遠傳、台湾之星、亜太電信）の伝言サービス、フェイ

スブックの伝言ステーション、Googleの尋ね人、または1991伝言サービスとオンラインプラットフォームが利用可能。家族や親しい人に、すぐに無事を伝えることができる。詳しくは内政部消防署「1991報平安留言」サイト<https://www.1991.tw>

1. 「1991」災害時用伝言プラットフォーム

重大な災害が発生した時、被災地の電話システムの損壊や通話量激増などのために、電話がつながりにくくなるため、日本の171災害用伝言ダイヤルを参考に、安否確認のための1991災害用伝言ダイヤルを設置した。電話（固定電話、携帯電話、公衆電話）から、直接「1991」にダイヤルし、音声の指示に従って「約束の電話番号」を入力して自分の安否を録音する。家族や友人は「1991」にダイヤルし、「約束の電話番号」を入力することで、録音した音声を聞くことができる。

「約束の電話番号」というのは、平常時に家族や友人と約束しておいた電話番号。覚えやすいように、家の固定電話（市街番号を含む）または携帯電話の番号が良い。例えば、固定電話が02-2345-XXXXなら022345XXXXを押し、携帯電話が0901-216-XXXなら0901216XXXを押し。

全国各地（離島も含む）から1991で伝言を聞くことができるが、外国からは1991へのダイヤルはできない。

1991は音声サービスで家族や友人の安否確認に利用するもので、119/110のような救難救助通報機能はないので、救難救助が必要な時は119/110にダイヤルする。現在、インターネットからは1991にダイヤルできない

2. 「1991」災害用ウェブ伝言版

1991災害用ウェブ伝言板のサイト：

<https://www.1991.tw>

現在はスマホからウェブサイトへの伝言録音はできない。不当な利用を避けるために、サイトから音声のダウンロードはできない

十一・市民防災ハンドブック『台北防災 立即go』

「台北防災 立即go」は台北市初の漫画による防災ハンドブック。地震、台風、火災、その他の災害、救急、知識の6章から成り、漫画と分かりやすい説明を通して防災知識を身につけられる。

1. 中国語版：









<https://www.eoc.gov.taipei/DisasterManual/mobile/index.html#p=III>

2. 英文版：

https://www.eoc.gov.taipei/En_DisasterManual/mobile/index.html#p=%E9%A6%96%E9%A0%81

《付録》 台北市各部門のホームページ

| 部門 | ホームページ | QRコード |
|-----------|---|---|
| 臺北市 政府 | http://www.taipei.gov.tw |  |
| 警察 局 | http://police.gov.taipei/ |  |
| 勞動 局 | http://bola.gov.taipei/ |  |
| 社會 局 | http://www.dosw.gov.taipei/ |  |
| 衛生 局 | http://health.gov.taipei/ |  |
| 教育 局 | http://www.doe.gov.taipei/ |  |
| 民政 局 | http://ca.gov.taipei/ |  |

| 部門 | ホームページ | QRコード |
|-----------------------|---|---|
| 産業 發展 局 | http://www.doed.gov.taipei/ |  |
| 商業 處 | http://www.tcooc.gov.taipei/ |  |
| 地 政 局 | https://land.gov.taipei/ |  |
| 稅 捐 稽 徵 處 | http://www.tpctax.gov.taipei/ |  |
| 環 境 保 護 局 | http://www.dep.gov.taipei/ |  |
| 觀 光 傳 播 局 | http://www.tpedoit.gov.taipei/ |  |
| 交 通 局 | http://www.dot.gov.taipei/ |  |
| 文 化 局 | http://www.culture.gov.taipei/ |  |

書名：台北市政府外国人ガイドブック(日本語版)

編者：台北市政府警察局

翻訳：居留問題研究会(居留問題を考える会)

出版機関：台北市政府

所在地：台北市市府路1号

URL：<http://www.taipei.gov.tw>

電話：(02)2720-8889

出版年月：中華民國108年(2019年)12月

版次：18版

印刷：遠華科技印刷有限公司

電話：(02)23810705

定価：64元

GPN：1010802733

ISBN：978-986-5412-64-7 (平装)

著作財産權人保留對本書依法所享有之所有著作權利。欲利用本書全部或部份內容者，須徵得著作財産管理機關之同意或書面授權。



ISBN 978-986-5412-64-7



GPN : 1010802733

定價: 64元

資源の有効活用のため、
本書は再生紙を使用しています。